

日本社会教育学会
第 72 回研究大会
報告・発表要旨集

日時 2025 年 9 月 12 日（金）～14 日（日）

会場 鹿児島大学 郡元キャンパス

日本社会教育学会 第72回研究大会

報告・発表要旨集

《目次》

1. 会場校のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(1) ご案内（受付案内・参加費等・会場案内・その他・問い合わせ先）	
(2) 会場校へのアクセス	
(3) 建物配置図	
(4) 会場一覧	
(5) 教室案内	
2. 大会プログラム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
3. 報告・発表要旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23

◆第1日目（9月12日（金））

会場校企画「揺れ動く地方社会教育」

特別プロジェクト「大学と地域・社会のはざままで揺れる社会教育人材養成」

若手研究者の集い

◆第2日目（9月13日（土））

自由研究発表 第1室～第10室

倫理研修会／総会／懇親会

◆第3日目（9月14日（日））

プロジェクト研究「多文化・多民族共生を目指す社会教育の挑戦」

プロジェクト研究「男女平等・ジェンダー公正をめぐる課題と社会教育の可能性」

ラウンドテーブル1～5

9月 12日 金	12:30 ~ 受付			13:00 ~ 15:30 会場校企画 「揺れ動く地方社会教育」		15:45 ~ 18:15 特別プロジェクト 「大学と地域・社会のはざままで揺れる社会教育人材養成」		18:30 ~ 20:30 理事会／ 若手研究者の集い	
13日 土	9:00 ~ 受付	9:30 ~ 11:30 自由研究発表	昼食	12:30 ~ 14:30 自由研究発表	14:45 ~ 16:15 倫理研修	16:30 ~ 18:00 総会	19:00 ~ 21:00 懇親会		
14日 日	8:30 ~ 受付	9:00 ~ 12:00 プロジェクト研究 「多文化・多民族共生を目指す社会教育の挑戦」 「男女平等・ジェンダー公正をめぐる課題と社会教育の可能性」	昼食	13:00 ~ 16:00 ラウンドテーブル①～④		13:00 ~ 15:00 ラウンドテーブル⑤			

Ⅰ. 会場校のご案内

(Ⅰ) ご案内

(1) 受付案内

①会場案内は4頁、教室案内は6頁をご参照下さい。 *敷地内禁煙です

②受付設置場所・時間はつぎのとおりです。

1日目(9/12): 12:30 ~ 稲盛アカデミー棟 1F エントランス

2日目(9/13): 9:00 ~ //

3日目(9/14): 8:30 ~ //

(2) 参加受付について

※研究大会への参加は、事前申込&事前振込。懇親会の参加は事前申込みとし懇親会費は当日集金します。

①参加費

会 員: 一般 2,500 円 (但し、学会に院生登録している方は 1,500 円)

非会員: 一般・大学院生 2,500 円、大学生 0 円 (学生証提示)

・尚、準備の都合上、事前申込後のキャンセルの場合 (台風等の天災による場合も) 返金には応じられませんのでご了承ください。

②懇親会費 (9/13 当日集金)

一 般 5,500 円、大学院生・大学生 3,300 円

・当日の申込受付はありませんので、必ず事前に参加申込みをしてください。

・尚、懇親会参加のキャンセルは 9/4 (木) まで受け付けます。9/5 (金) 以降のキャンセルについては懇親会費全額お支払いいただきます。

・但し悪天候により懇親会が中止になった場合は懇親会費の徴収はございません。

③昼食

各自でご準備ください。※会場でのお弁当販売はありません。

食堂の利用は出来ます (詳細は 5 頁をご覧ください)。

(3) 会場案内

*各プログラムの会場は 6 頁参照

①参加者控室	共通教育棟 2 号館 1F 211
②大会本部・三役控室・事務局	稲盛アカデミー棟 1F A13
③全国理事会	共通教育棟 2 号館 1F 213
④若手研究者の集い	// 1F 214
⑤総会	共通教育棟 1 号館 2F 121
⑥懇親会	稲盛記念館 2 階 (ヴェジマルシェ '19)

(4) その他

・発表者は、当日配布資料がある場合、会場でのコピーは出来ませんので、事前に十分な部数 (約 50 部位) をご用意下さい。

(5) 問い合わせ先

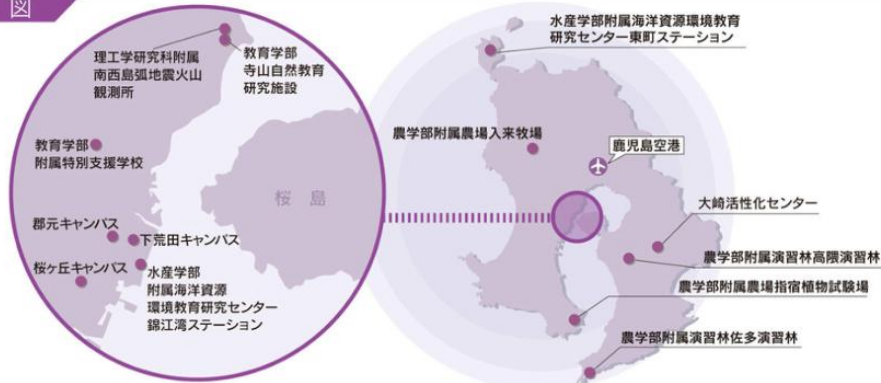
農中 至 (鹿児島大学) 〒890-0065 鹿児島市郡元 1-21-30

Tel : 099-285-7603 E-Mail : nounaka@leh.kagoshima-u.ac.jp

(2) 会場校へのアクセス

■鹿児島大学（郡元キャンパス）へのアクセス

位置図

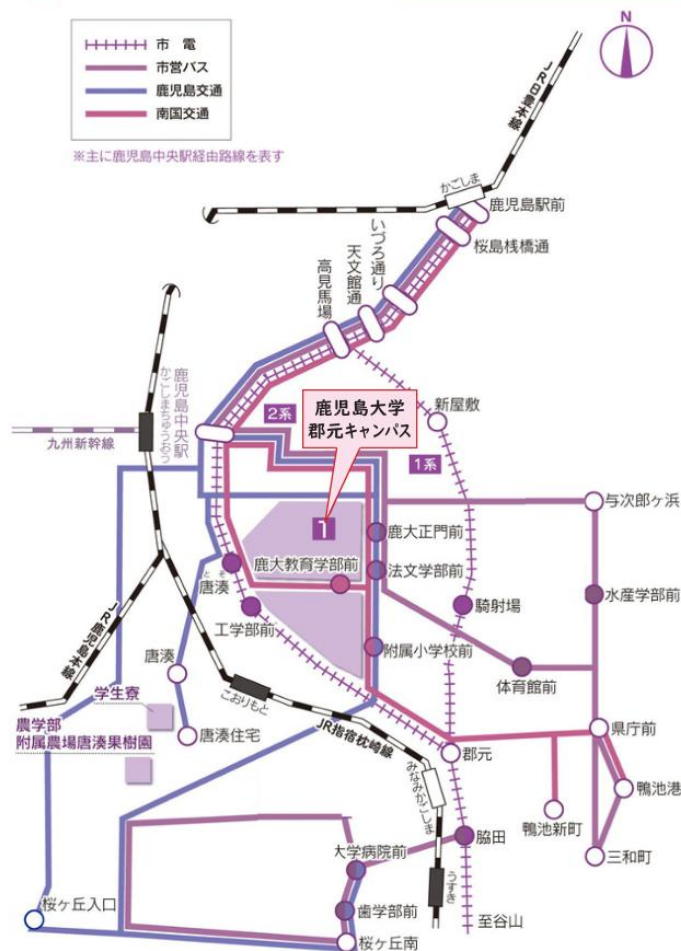


■鹿児島市へのアクセス 鹿児島空港から 鹿児島空港リムジンバスで鹿児島中央駅まで約40分

鹿児島市内交通アクセス

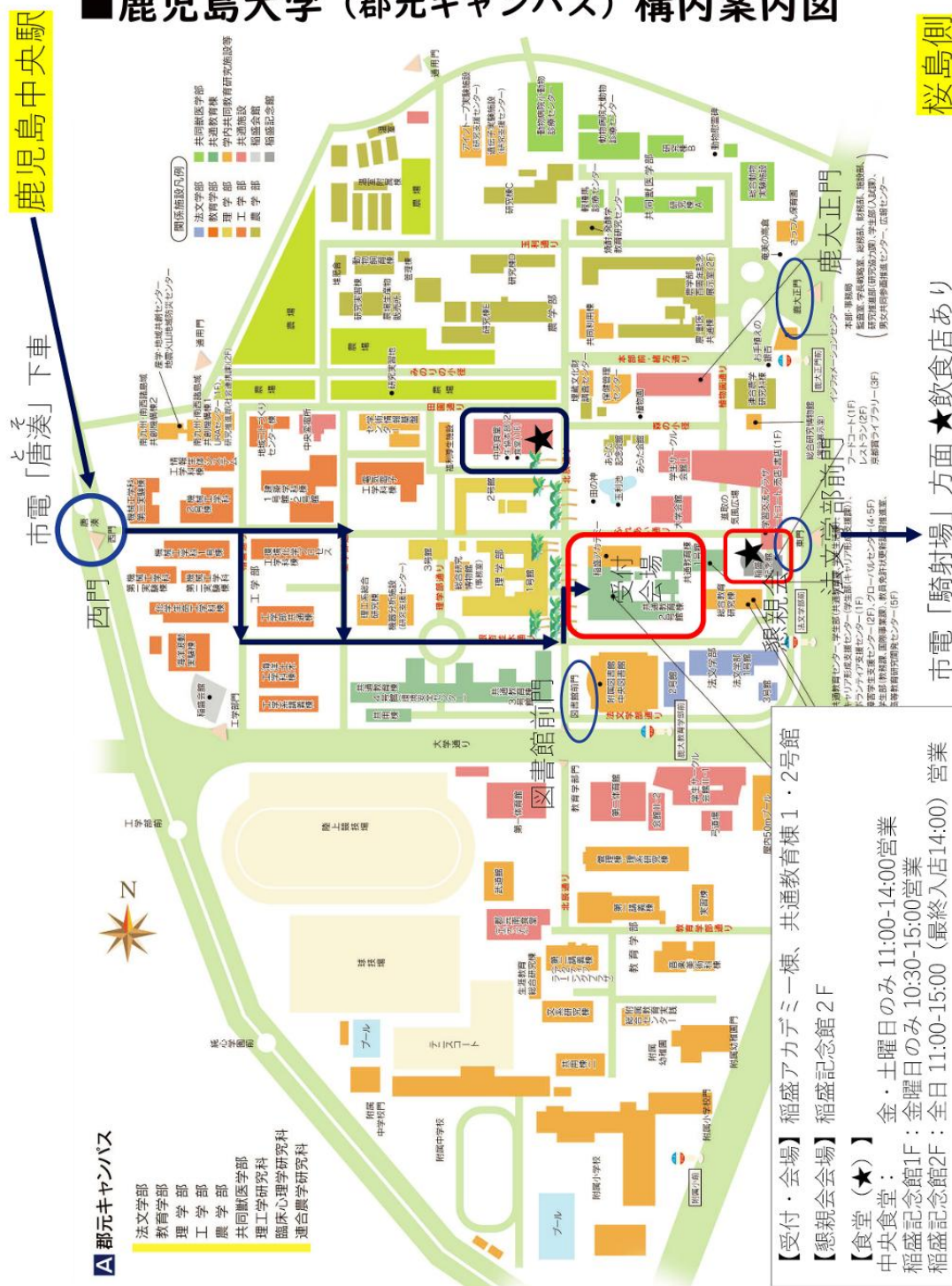
1 郡元キャンパス

- 市電 ※()は最寄りの門
- 1系 騎射場電停下車 徒歩約10分(正門、東門)
 - 2系 唐湊電停下車(西門)
 - 工学部前電停下車(工学部門)
- 市営バス【鹿児島中央駅経由】
- 鹿児島正門前または、法文学部前下車
 - ⑩高麗橋線 ⑪鴨池・冷水線
 - ⑫緑が丘・鴨池港線
- 鹿児島交通【鹿児島中央駅経由】
- 鹿児島正門前または、法文学部前下車
 - ⑬大学病院線
 - ⑭紫原・桜ヶ丘五丁目行
- 南国交通【鹿児島中央駅経由】
- 鹿児島教育学部前または、附属小前下車
 - ⑮県庁西・鴨池新町方面
 - 鹿児島正門前または、法文学部前下車
 - ⑯武岡・鴨池港線
- 徒歩
- 鹿児島中央駅から市電2系通り沿いに歩いて約25分



(3) 建物配置図

■鹿児島大学（郡元キャンパス）構内案内図



(4) 会場一覧

9月12日(金)

会場校企画	共通教育棟	1号館	1F	111
特別プロジェクト	"	"		
全国理事会	共通教育棟	2号館	1F	213
若手研究者の集い	"	2号館	1F	214

9月13日(土)

自由研究発表 第1室	共通教育棟	1号館	1F	111
自由研究発表 第2室	共通教育棟	2号館	1F	212
自由研究発表 第3室	"	2号館	1F	213
自由研究発表 第4室	"	2号館	1F	214
自由研究発表 第5室	"	2号館	1F	215
自由研究発表 第6室	"	2号館	1F	216
自由研究発表 第7室	"	2号館	1F	217
自由研究発表 第8室	稲盛アカデミー棟		1F	A11
自由研究発表 第9室	"		1F	A12
自由研究発表 第10室	"		1F	A14
倫理研修	共通教育棟	1号館	2F	121
総会	"		"	
懇親会	稲盛記念館内 2階	(ヴェジマルシェ'19)		

9月14日(日)

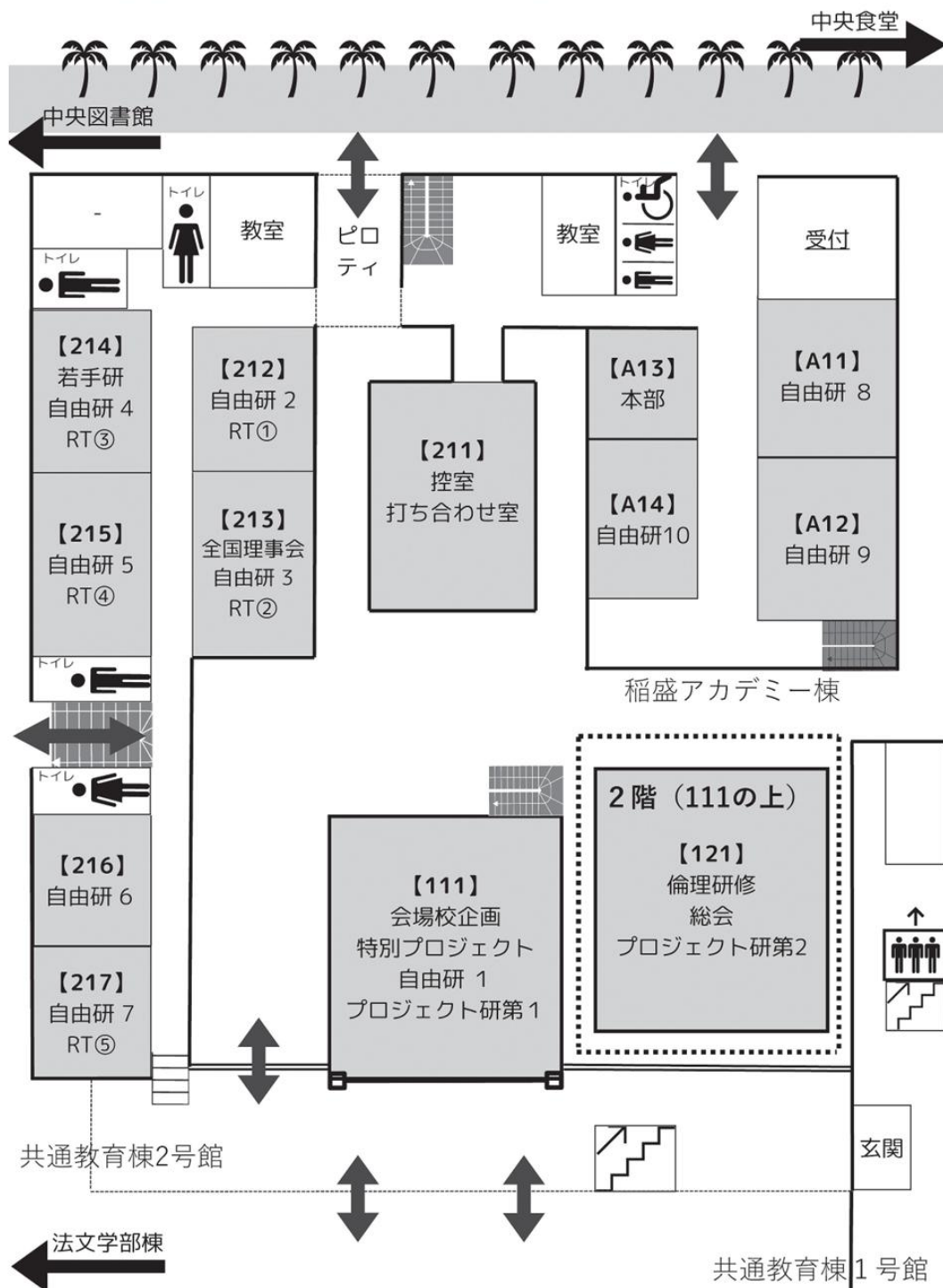
プロジェクト研究<第1室>	共通教育棟	1号館	1F	111
プロジェクト研究<第2室>	"	1号館	2F	121
ラウンドテーブル(RT)①	共通教育棟	2号館	1F	212
ラウンドテーブル(RT)②	"	2号館	1F	213
ラウンドテーブル(RT)③	"	2号館	1F	214
ラウンドテーブル(RT)④	"	2号館	1F	215
ラウンドテーブル(RT)⑤	"	2号館	1F	217

9月12～14日共通

受付	稲盛アカデミー棟	1F	エントランス
参加者控室兼打ち合わせ室	共通教育棟	2号館	1F 211
大会本部・三役控室・事務局	稲盛アカデミー棟	1F	A13

(5) 教室案内

■ 共通教育棟 1・2 号館、稲盛アカデミー棟案内図



大会プログラム

第1日目 9月12日(金)

会場校企画

揺れ動く地方社会教育

—鹿児島県下市町村・広域行政・離島のいま—

13:00~15:30 共通教育棟 1号館 1F III

司会 酒井佑輔(鹿児島大学)

報告者 市来真美(かごしま県民大学中央センター所長 兼 生涯学習課長)

永山由高(鹿児島県日置市 市長)

野崎凡央(鹿児島大学法文学部法経社会学科地域社会コース3年)

矢神明愛(鹿児島大学法文学部法経社会学科地域社会コース4年)

コメンテーター 穂園正幸(鹿児島県大崎町 教育長)

農中 至(鹿児島大学)

特別プロジェクト

大学と地域・社会のはざままで問い直す

社会教育主事・社会教育士養成

15:45~18:15 共通教育棟 1号館 1F III

司会 村田和子(和歌山大学(名))・井上大樹(札幌学園大学)

報告① 「養成課程調査・主事講習調査から」

社会教育士特別プロジェクト養成課程部会・主事講習部会

報告② 「社会教育主事・社会教育士養成研究の射程と今後の課題」

上野景三(西九州大学)

報告③ 「愛知教育大学における社会教育主事・社会教育士養成と地域連携」

大村 恵(愛知教育大学)

報告④ 「天理大学における社会教育主事・社会教育士養成と地域連携」

佐々木保孝(天理大学)

コメンテーター 林 剛史(文部科学省総合教育政策局地域学習推進課)

若手研究者の集い

18:30~20:30 共通教育棟 2号館 1F 214

第2日目 9月13日(土)

自由研究発表

午前 9:30 ~ 11:30 / 午後 12:30 ~ 14:30

(共同研究者は○印が登壇者)

第1室 午前 〈原理・思想〉

共通教育棟1号館 1F 111

司 会 松本 大 (東北大学)

9:30 ~ 9:55 「社会教育」概念把握方法の再検討の試み

—上原専祿「主体性形成と学習」論研究(その12)—

片岡弘勝 (奈良教育大学)

9:55 ~ 10:20 コミュニティ・ストーリーの再編集による地域的教養の拡張

—物語論批判との関連で—

宮崎隆志 (北海道文教大学)

10:20 ~ 10:45 アメリカ合衆国成人教育成立過程の研究—リーダーシップ概念の再考

堀本麻由子 (東洋大学)

(討論 10:45 ~ 11:05)

第1室 午後 〈歴史〉

共通教育棟1号館 1F 111

司 会 野依智子 (福岡女子大学)

12:30 ~ 12:55 婦人雑誌にみる読者の「家庭」をめぐる悩み

~明治後期から大正期の『婦人之友』の投稿欄を手掛かりに~

徐真真 (名古屋大学)

12:55 ~ 13:20 第一次大戦期イングランドにおける労働者教育協会による学校教育と

児童労働をめぐる議論

土井貴子 (岡山理科大学)

13:20 ~ 13:45 発足期大阪市社会教育行政の一考察

—関一の市民観と大阪市育部幹部職員思想を中心に—

柴田昌美 (大阪教育大学大学院)

13:45～14:10 フール（豚便所）廃止の観点から見た生活改善運動

瀧端真理子（追手門学院大学）

（討 論 14:10～14:30）

第2室 午前 〈歴史〉

共通教育棟 2号館 1F 212

司 会 上原直人（名古屋工業大学）

9:30～9:55 教化動員期の市町村社会教育計画

—宗教の位置づけを中心に—

松岡悠和（大阪公立大学）

9:55～10:20 昭和期の文部省社会教育政策の特質

—活動写真事業に焦点を当てて—

松山鮎子（早稲田大学）

10:20～10:45 戦時下における青少年団体の統合過程

—大日本連合女子青年団本部に注目して—

新井浩子（常葉大学）

（討 論 10:45～11:05）

第2室 午後 〈歴史〉

共通教育棟 2号館 1F 212

司 会 村田晶子（早稲田大学）

12:30～12:55 戦後ミニコミの思想史と山代巴の継承

：農村女性の文化実践にみる地域民主主義の可能性

Comastri Chiara（慶応義塾大学）

12:55～13:20 千野陽一の農村女性教育論に関する一考察

陳佳虹（東京農工大学大学院）

13:20～13:45 1970年代前半における「母親教育」の模索

—雑誌『母と子』を手がかりに—

山梨あや（慶応義塾大学）

（討 論 13:45～14:05）

第3室 午前 〈歴史〉

共通教育棟 2号館 1F 213

司 会 田所祐史（京都府立大学）

- 9:30～9:55 社会教育行政における学校教育支援機能の研究（その1）
—GHQによるPTA施策の浸透と東京都社会教育行政の受容・展開過程—
梶野光信（日本大学）
- 9:55～10:20 都市新中間層の学習活動と社会教育行政による関与の実態
—高度経済成長期における公団住宅・西武庫団地を事例として—
久井英輔（法政大学）
- 10:20～11:00 昭和戦後期における地方工業都市での青年期教育の展開
—山形県長井市の状況、特に郡是製糸長井工場の周辺に着目して—
○安藤耕己（山形大学）、○板橋孝幸（奈良教育大学）
久井英輔（法政大学）、倉知典弘（吉備国際大学）
大蔵真由美（松本大学）、栗山 究（法政大学（非常勤））
竹淵真由（東京都教育庁）
- （討 論 11:00～11:20）

第3室 午後 〈学習主体〉

共通教育棟 2号館 1F 213

司 会 堀 薫夫（大阪教育大学・名誉教授）

- 12:30～12:55 日本における高齢者教育思想の基層
：楽生学園創設過程にみる小林文成の理念形成
久保田治助（早稲田大学）
- 12:55～13:20 多世代型昔遊びワークショップを通じた成人期の音楽をめぐる
自己認識の再構築
八木美華（東北大学大学院）
- 13:20～13:45 高齢者が親しい他者の死を受容するための支援
—中国の社区高齢者教育におけるデス・エデュケーションの学習内容の探究
王倩然（東京外国語大学）
- （討論 13:45～14:05）（討議 14:10～14:30）

第4室 午前 〈学習主体〉

共通教育棟 2号館 1F 214

司 会 富永貴公（都留文科大学）

9：30～9：55 フェミニスト・クリスチャンの活動をその社会教育的意義
矢内琴江（早稲田大学）

9：55～10：20 からだ・性に関するインフォーマル学習の研究
—ミニコミ誌『女から女たちへ』に着目して—
川上優貴（東洋大学大学院）

10：20～10：45 戦時期の幼児のジェンダー
—『ミクニノコども』に着目して—
森岡伸枝（畿央大学）

（討 論 10：45～11：05）

第4室 午後〈学習方法・学習過程、学習の組織化、実践分析〉 共通教育棟 2号館 1F 214

司 会 池谷美衣子（東海大学）

12：30～12：45 働くことの意味を問う社会教育実践に関する研究
—区民企画運営講座の実践に着目して—
○森本彩里紗（東洋大学大学院）、堀本麻由子（東洋大学）

12：45～13：05 学習講座における関係づくりと、関係づくりによって得られる学び
—困難と可能性に着目して—
中尾友香（中央大学大学院）

13：05～13：30 関係性の中でつくる自治
—子どもの語りに見るフリースクールのミーティング実践
宇陀直紀（大阪公立大学大学院）

（討 論 13：30～13：50）

第5室 午前〈学習方法・学習過程、学習の組織化、実践分析〉 共通教育棟 2号館 1F 215

司 会 岩槻知也（京都女子大学）

9：30～9：55 自主夜間中学運動における課題意識の再構成

長谷川実（北海道大学大学院）

9：55～10：45 コロナ禍で識字・基礎教育現場では何があったのか

—領域横断的調査の試み—

○金侖貞（東京都立大学）、

○棚田洋平（一般社団法人部落解放・人権研究所）

○添田祥史（福岡大学）、○肥後耕生（豊岡短期大学）

新矢麻紀子（大阪産業大学）、江口 怜（摂南大学）

横関理恵（拓殖大学北海道短期大学）

10：45～11：25 被差別部落における識字活動の多様性と課題

○菅原智恵美（大阪公立大学）、○森 実（大阪教育大学）

（討 論 11：25～11：45）

第5室 午後〈学習方法・学習過程、学習の組織化、実践分析〉 共通教育棟 2号館 1F 215

司 会 松田弥花（広島大学）

12：30～12：55 認知症者の社会的包摂に向けた市民への意識啓発のあり方に関する動向

—オーストリアを事例として—

鈴木尚子（徳島大学）

12：55～13：20 医療的ケア XR シミュレーション教材共有システム構築の課題と

サービス提供体制構築の可能性

コリー紀代（北海道大学）

13：20～13：45 持続可能な消防団における教育・訓練システムの検討

—東松島市の事例から—

磯部孝之（東北大学大学院）

（討 論 13：45～14：05）

第6室 午前 〈学習支援者〉

共通教育棟 2号館 1F 216

司 会 辻 智子（北海道大学）

9:30～9:55 地域実践における学習支援者の排除性とオートエスノグラフィの可能性

出川真也（NPO 法人里の自然文化共育研究所）

9:55～10:20 外国につながる中学生を対象とした教科学習支援における英語支援者の意識

宇津木奈美子（獨協大学）

10:20～10:45 性の多様性をめぐる課題に公民館主事はどのように向き合っているか

—ある中山間地域でのインタビューから—

正木 僚（筑波大学大学院）

（討 論 10:45～11:05）

第6室 午後 〈施設〉

共通教育棟 2号館 1F 216

司 会 堀本麻由子（東洋大学）

12:30～12:55 ブックトークの実践を通じた公立図書館における学び直し支援に関する考察

矢ヶ井那津（北九州市立大学）

12:55～13:20 公共図書館における日本語多読支援の課題

小川和子（筑波大学大学院）

13:20～13:45 男女平等推進センターでの講座の変遷

～東京都杉並区に着目して～

赤池紀子（川崎市人権・男女共同参画室）

13:45～14:10 市民参加と公民館等の運営形態に関する研究

～「市民運営施設」が持つ可能性～

藤本 隆（滋賀大学）

（討 論 14:10～14:30）

第7室 午前 〈施設〉

共通教育棟2号館 1F 217

司 会 上野景三（西九州大学）

9:30～9:55 地域社会の再編と社会教育・生涯学習Ⅳ

—自治公民館活動と学習活動—

植村秀人（南九州大学）

9:55～10:20 「倉吉方式」の実践的帰結

—自治公民館長へのインタビューから—

丹間康仁（筑波大学）

10:20～11:10 公民館主事の力量形成のあり方に関する事例研究

—飯田・下伊那地域社会教育史の研究（2）

○木下巨一（松本大学・非常勤）、○小島一人（飯田市役所）

○向井 健（松本大学）、○朝岡幸彦（白梅学園大学）

（討 論 11:10～11:30）

第7室 午後 〈法・行財政・教育計画など〉

共通教育棟2号館 1F 217

司 会 上田孝典（筑波大学）

12:30～12:55 台湾生涯学習法制定の経緯と議論に関する一考察

山口香苗（秋田大学）

12:55～13:20 国家通用語普及政策から見る中国民族地域の成人教育

：21世紀の動向を中心に

白茹映雪（東京大学大学院）

13:20～13:45 韓国・平生教育士の職能団体の現状と課題（その2）

内田和浩（北海学園大学）

13:45～14:10 ユネスコ生涯学習論をどう実践していくか

—"Making Lifelong Learning a Reality: A Handbook" の検討を中心に

新藤浩伸（東京大学）

（討 論 14:10～14:30）

第8室 午前 〈市民運動〉

稲盛アカデミー棟 1F A11

司 会 久保内加菜（鎌倉女子大学）

9：30～9：55 戦後における就学猶予・免除の構造的要因と地域的分布

碓井健寛（創価大学）

9：55～10：20 障害者運動を通じた地域における障害者の主体形成に関する研究
—1970年代から1990年代の「わらじの会」の運動を中心に—

長岡 甫（名古屋大学大学院）

10：20～10：45 都市日雇労働者の演劇作品の受容とその教育的性格

：アマチュア劇団・くるま座の上演活動を事例に

中山博晶（大阪公立大学）

10：45～11：10 人生の転機におけるネガティブ・ケイパビリティの教育的意義

—転機に直面している人々への社会教育的アプローチ—

佐々木 敦（東北大学大学院）

（討 議 11：10～11：30）

第8室 午後 〈子育て・学校・地域課題〉

稲盛アカデミー棟 1F A11

司 会 古里貴士（東海大学）

12：30～12：55 地域社会に「人生を語るコミュニティ」はいかに生まれるのか

松本 大（東北大学）

12：55～13：35 地域課題の克服過程におけるコミュニティ・ストーリーの再編

：北海道剣淵町における農業・福祉・社会教育の展開に即して

○若原幸範（聖学院大学）、○榊ひとみ（札幌学院大学）

吉田弥生（北海道大学）

13：35～14：00 持続可能な地域を守る現代的公害学習とシティズンシップ

二ノ宮リムさち（立教大学）

（討 議 14：00～14：20）

第9室 午前〈子育て・学校・地域課題〉

稲盛アカデミー棟 1F A12

司 会 恒吉紀寿（北九州市立大学）

9：30～9：55 子育ての共同を通した保護者の「学び」に関する検討

—A 保育園における保育者との日常の関わりに着目して—

城田美好（早稲田大学大学院）

9：55～10：20 働く人が出産・子育てを肯定的に選べる環境づくり

：社会教育的アプローチの検討

吉岡亜希子（北海道文教大学）

10：20～11：10 子ども支援における研修とキャリア形成

—NPO 法人北摂こども文化協会を事例に—

○井上大樹（札幌学院大学）、○川野麻衣子（北摂こども文化協会）

○深作拓郎（岩手大学）

（討 議 11：10～11：30）

第9室 午後〈子育て・学校・地域課題〉

稲盛アカデミー棟 1F A12

司 会 深作拓郎（岩手大学）

12：30～12：55 子どもの貧困に向き合う学生ボランティアの学び

—沖縄の『子どもの居場所』づくりに着目して—

千野たみ（筑波大学大学院）

12：55～13：20 開かれた大学づくり：大学生の自主活動を支える取り組みを中心に

金亨善（中央大学）

13：20～13：45 北海道における高校魅力化の課題

—市町村による学びの支援に着目して—

植井 真（北海道札幌あいの里高等支援学校）

13：45～14：10 放送と社会教育が育む新たな集合知

—地域の課題解決力は高まるか？—

末永貴哉（早稲田大学大学院）

（討 議 14:10～14:30）

第10室 午前 〈グローバル化・現代的課題〉 稲盛アカデミー棟 1F A14

司 会 呉世蓮（関東学院大学）

9：30～9：55 長期化する難民状況下における成人学習

—タイ国境のミャンマー難民キャンプの事例—

三宅隆史（立教大学）

9：55～10：20 多民族共生社会に向け、アイヌ民族の先住権を考える

上野昌之（東京都立大学（非常勤））

10：20～10：45 モンゴル国遠隔集落住民の生活と生涯学習の課題

—スフバートル県ハルザン村の事例—

○DAGVADORJADIYANYAM（東北大学）、松本 大（東北大学）

10：45～11：10 モンゴル民族の通過儀礼に関する研究序論

—日本の子育て習俗研究からの示唆—

張妍俊（東京都立大学大学院）

（討 議 11：10～11：30）

第10室 午後 〈グローバル化・現代的課題〉 稲盛アカデミー棟 1F A14

司 会 広瀬健一郎（鹿児島純心大学）

12：30～12：55 少数民族留学生家庭の子どもの教育とアイデンティティの構築

—在日中国籍モンゴル族を事例に—

朝木日洛格（東京都立大学大学院）

12：55～13：20 「余白」を過ごす若者にみるキャリア観とその変化

—フォルケホイスコーレの若者たちの語りから—

松永圭世（元九州大学大学院）

13：20～13：45 「本名を呼び名乗る実践」から考える在日外国人教育の課題

—在日中国籍モンゴル人への聞き取り調査を中心に—

趙梅榮（東京都立大学大学院）

13：45～14：10 インドネシアのCLCにおける起業学習による住民のエンパワーメント

井上広夢（東北大学大学院）

（討 議 14：10～14：30）

倫 理 研 修

学会としてコンプライアンスについて —特定事案(20230908)への対応を踏まて—

14:45~16:15 共通教育棟 1号館 2F 121

司 会 朝岡幸彦(白梅学園大学)

報告者 石川智士(埼玉中央法律事務所/学会顧問弁護士)

内 容 特定事案(20230908)検証委員会の委員であり、被害者側弁護士との窓口として対応した経験を踏まえて、法律家として特定事案への対応から本学会に何が求められていると考えられるのか。また、これから学会として学問の自由及び表現の自由を確保しつつ、会員内外の人権を尊重するために何が必要と思われるのか。

総 会

16:30~18:00 共通教育棟 1号館 2F 121

懇 親 会

19:00~21:00 稲盛記念館内 2階(ヴェジマルシェ'19)

第3日目 9月14日(日)

プロジェクト研究〈第1室〉

多文化・多民族共生を目指す社会教育の挑戦

9:00～12:00 共通教育棟1号館1F111

テーマ 多文化・多民族共生をめざす社会教育のあり方とは

司 会 能勢桂介(立命館大学生存学研究所)

報告Ⅰ 「モンゴル民族教育の視点からみる社会教育における多文化・多民族共生」

ハスゲレル(東京都立大学)

報告Ⅱ 「『人権』を軸とした多文化・多民族共生と社会教育—識字・日本語教育の視点から」

岩槻知也(京都女子大学)

報告Ⅲ 「『差別・ハラスメント事件』の現在と社会教育学研究の課題」

野元弘幸(東京都立大学)

プロジェクト研究〈第2室〉

男女平等・ジェンダー公正をめぐる課題と社会教育の可能性

9:00～12:00 共通教育棟1号館2F121

テーマ 労働・ケア・家族と社会教育(その2)

—「労働」を契機とした学習はいかに可能か

司 会 富永貴公(都留文科大学)、野依智子(福岡女子大学)

報告1 「労働とジェンダーをめぐる動向と学習の現状」

池谷美衣子(東海大学)

報告2 「若者の労働・キャリア形成とジェンダー

—九州の現状をふまえて—

中島ゆり(長崎大学・非会員)

報告3 「社会教育職員に埋め込まれたジェンダー問題

—非正規雇用専門職者の視点から—

廣森直子(大阪信愛学院大学)

コメント1 農村における学習運動の視点から

木下卓弥(石巻専修大学)

コメント2 地方が抱える課題と教育の視点から

飯島絵理(筑紫女学園大学)

ラウンドテーブル

13:00～16:00

⑤は15:00 終了

ラウンドテーブル①

共通教育棟 2号館 1F 212

テーマ：子ども・ユースワークの活動と専門性（2）

—子ども・若者支援に携わる専門職の力量形成と研修等のあり方（8）—

コーディネーター 生田周二（奈良教育大学）

上野景三（西九州大学）

川野麻衣子（北摂こども文化協会）

報告 立柳 聡（福島県立医科大学）

内 容 立柳聡会員から、子ども・若者の育成支援、とりわけ児童館や学童保育に関連する実践者の専門性の所在について、真理や事実に関する学問知や種々の経験も取り込みながら状況の変化に合わせて展開する「技能知」を中心に報告を受けます。報告を踏まえて、具体的実践場面を想定した知識・技能・価値・センスの所在、社会教育的な支援の位置づけ、養成・研修のあり方などについて意見交換し、専門性の構造について議論を深める予定です。

ラウンドテーブル②

共通教育棟 2号館 1F 213

テーマ：多文化・多民族共生と社会教育

コーディネーター 野元弘幸（東京都立大学）

広瀬健一郎（鹿児島純心大学）

報告 三神（島崎）直美

（一般社団法人ウレシパ・モシリ代表理事／アイヌ民族料理研究家）

内 容 アイヌ民族文化の次世代への継承を目指して北海道えりも町で地域にねざした教育・文化活動を行っている三神（島崎）直美さんに、活動の概要と社会教育研究への期待を報告してもらう。また、今研究大会で終えるプロジェクト研究「多文化・多民族共生を目指す社会教育の挑戦」のまとめの議論や意見交換も合わせて行う予定である。

ラウンドテーブル③

共通教育棟 2 号館 1F 214

- テーマ：男女平等・ジェンダー公正への模索―鹿児島／九州の実践に学ぶ
- コーディネーター 辻 智子（北海道大学）
- 話題提供 平神純子（南さつま市議、鹿児島内の女性議員を 100 人にする会代表）
高崎 恵
（鹿児島県子どもたちの男女共同参画学びの広場推進事業コーディネーター）
- コメント 女性の学習の視点から
矢内琴江（早稲田大学）
男女共同参画センター職員の視点から
赤池紀子（川崎市人権・男女共同参画室）
- 内 容 プロジェクト研究「男女平等 / ジェンダー公正をめぐる課題と社会教育の可能性」は、本大会より 3 年目に入る。これまでの 2 年間の研究活動を踏まえ、最終年は、地域社会の意思決定過程や自治の場におけるジェンダー公正の課題と、そこにかかわる学習の可能性、そして、教育の政策、法制度、機関、施設、組織の展望を検討する予定である。そこで、今回は、鹿児島で長年、活動を積み重ねてこられた方に、その実践や活動の経験とそこから見える問題を報告いただき、現状と課題を整理し、参加者と議論を行いたい。

ラウンドテーブル④

共通教育棟 2 号館 1F 215

- テーマ：人口減少社会における「高等教育と生涯学習」再考 2 ―地域人材育成を中心として―
- コーディネーター 出相泰裕（大阪教育大学）
上原直人（名古屋工業大学）
- 報 告 寺岡行雄
（鹿児島大学農学部教授・前高等教育研究開発センター生涯学習部門長）
履修証明プログラム修了生ほか
- コメンテーター 堀本麻由子（東洋大学）
山本健慈（学校法人大阪観光大学理事長）
- 内 容 第 71 回研究大会ラウンドテーブルの続編であり、今回のテーマは「地域人材育成と高等教育」である。事例として鹿児島大学農学部が、林業の生産現場管理者を対象に 18 年以上継続実施する社会人の学び直し「林業生産専門技術者養成プログラム」を取り上げる。報告では、長期にわたる運営側の試行錯誤、および、同プログラムの受講者側の学習過程とその変容に着目し、労働・職業教育における社会教育研究としての課題を検討する。

テーマ：社会教育主事養成課程での学び

—卒業を控えた学生へのグループインタビューを基に（その2）

コーディネーター 若園雄志郎（宇都宮大学）

渋江かさね（静岡大学）

報 告 杉山晋平（明治大学）

倉持伸江（東京学芸大学）

内 容 社会教育主事養成課程（以下、養成課程）を履修した学生が、どのような学びを経験したかについて知るために 養成課程で学び卒業を控えた状況にある複数の大学の学生に、グループインタビューを実施した。本ラウンドテーブルでは、6月集会に引き続き、インタビュー結果より学生の学びの契機や生活経験とのかかわり、それらを捉える視点や枠組みを追究する。そのことを通して、養成課程のあり方を多面的に考えあう機会としたい。

報告・発表要旨

第 1 日目 9 月 12 日 (金)

市町村支援とネットワーク型行政の実現に向けた取組

市来 真美（かごしま県民大学中央センター）

1 施設の概況

かごしま県民大学中央センターは、県教育庁社会教育課の出先機関として設置されるとともに、生涯学習課の機能も担い、知事部局と併任の形で運営されている。組織は、生涯学習県民大学講座の企画・運営など生涯学習の振興を担う学習推進係と、メディア研修講座の企画・運営・指導等を行う学習情報係で構成されている。学習推進係には社会教育主事が、学習情報係には比較的ICTに詳しい指導主事がそれぞれ発令されている。

当センターは、県民の生涯学習の促進及び視聴覚教育の振興のための中核的な施設として、平成15年4月にかごしま県民交流センター内に設置された。生涯学習県民大学講座は平成元年度から平成25年度まで主に県立学校で開設していたが、平成26年度から市町村会場で現代的課題に基づく内容を開設している。メディア研修講座は、令和元年度から県民及び教職員向けの研修講座を縮小し、市町村等が主催するメディア研修への職員派遣を中心に、県内のメディア活用の促進を図ってきた。さらに令和2年度からは、市町村等の指導者養成とICT活用支援を一層推進するため、研修対象を生涯学習・社会教育関係者とし、講座を開設している。

2 市町村支援の現状と課題

市町村の実情に即した生涯学習の振興を支援するため、市町村公民館等で生涯学習県民大学講座を開設している。この講座は、「テーマ学習型」「アドバンス型」「トレーニング型」の三つの視点で構成している。

テーマ学習型は、開催を希望する市町村が抱える現代的課題の解決に資する内容を、当センターと市町村が共催し、アドバンス型は、先進的でモデル的な講座を実施し、県内での普及を目指している。この二つは、県民を対象に開催している。トレーニング型は、市町村の生涯学習・社会教育担当職員等を対象に、県教育振興基本計画に基づき、障害の有無に

かかわらず学べる環境づくりや、必要なファシリテーションスキルを身に付けるための講座を開設している。

また、県内市町村におけるメディア研修の充実と視聴覚教材の利用促進を図るため、県及び市町村の生涯学習・社会教育担当職員等を対象に、ICT機器等を用いたメディア研修講座を開設している。この講座もまた、「テーマ学習型」「アドバンス型」「サポート型」の三つの視点で構成しており、自治体の状況に応じた研修内容を用意している。

テーマ学習型は、当センターを会場にして現代的課題や市町村が抱える課題の解決に向けた研修を行っている。アドバンス型は、市町村の公民館等を会場に、先進的でモデル的な内容とその運営を実践的に示し、普及を目指すものである。

サポート型では、市町村等が企画・運営する研修講座の支援、ICT機器の操作指導、オンライン会議に関する研修等において、市町村等からの要請に応じて当センター職員が「技術支援」及び「講師派遣」を行っている。こうした技術支援は単なる援助にとどまらず、市町村が最終的に自ら運用できるようになることを目的とした「自立のための支援」である。具体的には、基本的な接続方法や運用手順を示し、例示したシステムで何が可能になるかを分かりやすく提示することで、職員の技術力向上や導入機器の検討につなげることを目指している。サポート型は令和7年度8月時点で既に13件実施しており、市町村における社会教育施設のデジタル基盤強化に大きく貢献している。

また、令和7年度は、生涯学習県民大学講座の募集要項を見直し、1会場1講座の開催を推奨したところ、希望した全ての市町村で講座開催が可能となり、開催市町村数が増加した。担当職員が少ない市町村教育委員会を

支援し、県内で広く講座を展開するために、講師のいるメイン会場と別会場をオンラインでつなぐサテライト講座の実施も拡充した。

さらに、離島から当センターの研修に参加する際の旅費負担が課題であるという声を受け、奄美市で生涯学習・社会教育担当職員等を対象に三講座を開催するなど、南北約600kmにわたる鹿児島県内の学習機会の充実と人材育成に取り組んでいる。

3 ネットワーク型行政について

ネットワーク型行政とは、平成10（1998）年3月の生涯学習審議会「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について（中間まとめ）」によって新たに示された、縦割り行政に囚われない生涯学習振興の考え方である。「人々の学習活動・社会教育活動を、社会教育行政のみならず、様々な立場から総合的に支援していく仕組み」としており、「社会教育行政は生涯学習振興行政の中核として、学校教育や首長部局と連携」することや、「生涯学習施設間や広域市町村間の連携等」に努めることが示された¹。

当センターは、教育庁の出先機関と知事部局の生涯学習課を併任しているため、教育分野に限らず福祉や地域づくりなど多様な分野と生涯学習を結びつけた講座を企画しやすくなっている。例えば、高齢者の健康増進を目的とした学習プログラムは健康増進課や企画政策課と、障害者の生涯学習に関して障害福祉課と、若年層の人材育成を目的とする事業では地域政策課、男女共同参画課や協働活動促進課と連携を取ることで、多様な層に学びを広げられ、受講生にとっても学びを深めることが可能になる。行政側にとっては、連携先の情報を共有でき、共催する場合は事業企画から運営に至るまでお互いの強みを活かせるというメリットがある。

また、昨年度当センターの講座を受講した市町村職員から「関連する他課へも講座を紹介してほしい」という要望が寄せられ

た。大学等の知の財産を活用した更なる生涯学習の振興を図るために開催している

「かごしま県民大学中央センター大学等連携懇談会」から助言を受けたことも踏まえ、今年度は市町村の生涯学習・社会教育課に対して関連する課への講座紹介の依頼を行った。その結果、複数の課が一緒に参加し、その後の協議を深められた自治体もあった。

4 おわりに

当センターでは、多角的なアプローチにより市町村職員を支援している。生涯学習県民大学講座のトレーニング型やメディア研修のテーマ学習型では、これからの生涯学習講座の企画やICTの知識・技能を身に付けようとする職員に学びの機会を提供している。これは、社会教育行政に携わる人材の育成、すなわち「人づくり」を目的とした取り組みである。アドバンス型の研修では、当センターが実際に市町村に出向き、モデル的な講座を実施する。市町村職員は講座の設計やICT活用のノウハウを体験できるため、講座運営や技術の実践を通じて講座開設への「きっかけづくり」となる。

さらに、生涯学習県民大学講座のテーマ学習型やメディア研修のサポート型支援では、現代的課題の解決に資する内容を共同で運営したり、ICTを活用した講座開設を目指す職員をバックアップしたりすることで、市町村の生涯学習振興やデジタル基盤の構築を支援する「体制づくり」を目指している。

これらの取り組みは、「人づくり」「きっかけづくり」「体制づくり」の三つの柱を通じて市町村の社会教育行政を支援しており、幅広く効果的な体制の構築に寄与していると考えている。今後も各市町村との連携を一層強化し、ネットワーク型行政運営を推進しながら、生涯学習のさらなる促進に努めていきたい。

【参考文献】 1 馬場祐二郎『二訂 生涯学習概論』国立教育政策研究所社会教育実践研究センター、2018第1刷 2023第8刷、株式会社ぎょうせい

鹿児島県日置市の地域づくりと社会教育

鹿児島県日置市長

永山 由高

本報告では、鹿児島県日置市において 2022 年以降進めてきた地区自治公民館にかかる議論の背景とその経緯を整理したうえで、日置市における社会教育・地区自治公民館の未来やそれにかかる諸課題について論じる。

1) 日置市の概況

日置市は県の西部、薩摩半島のほぼ中央に位置する自治体である。2005 年に日置郡の伊集院町、東市来町、日吉町、吹上町が合併し、現在の日置市が発足した。都市機能の充実した市街地部と、自然豊かな山間部・沿岸部・農村部を有する自治体である。県庁所在地である鹿児島市にも隣接しベッドタウンとしても発展しているが、県内 19 市のなかで市外に通勤・通学する人の割合が最も高く、夜間と昼間の人口差が大きい。人口は合併当初の 52,411 人から 45,948 人（2025 年 3 月 1 日時点）へと減少傾向にある。

2) 日置市の 4 種の公民「館」

日置市には 4 種類の公民「館」がある。まずは①自治公民館だ。所有は自治会で管理も自治会となっており市内に 100 カ所以上存在する。次に市内に 26 カ所(概ね小学校区単位で)存在する条例によって設置された地区公民館（以下、②条例地区公民館）だ。所有は日置市で、管理は市および後述する 3 つ目の公民「館」である地区自治公民館が担っている。この③地区自治公民館とは、名称に「館」とは付くが建物ではなく、小学校校区に設置された広域自治組織である。そして最後が④中央公民館だ。所有及び管理は日置市教育委員会であり、旧町単位で 4 カ所設置されている。これら①～④の 4 つのいわゆる「公民館」が混在しており、市民の間でもこれらの違いや役割、性質が十分に理解されていない状況にある。

3) これまでの日置市の地域づくりと社会教育

これまで日置市は、市内の地区自治公民館（③）を基礎単位とした地域づくりに取り組んできた。地区自治公民館には地区振興計画の策定を義務付け、そこに記載された事業に対し「地域づくり推進事業費交付金」を、またその職員などの人件費に対しては「地区自治公民館活性化事業交付金」を、総額で年間約 1 億円程度を交付してきた。

地区自治公民館は、これらの交付金を活用し花火大会や各地区の花いっぱい運動、健康づくり事業など、各地区の特色を生かしたまちづくりを行ってきた。こうした取り組みは一定の成果を上げてきた一方で、地区によっては予算ありきで事業計画が策定されたり、その必要性が十分検証されないまま継続される事例も存在した。加えて、地区自治公民館に対する

交付金の原資は合併自治体への支援金（合併特例債）であったが、この発行期限が 20 年となっており、終了の時期が迫っていたことも 1 つの課題であった。

以上の地区自治公民館を取り巻く現状を踏まえ、日置市では 2022 年 9 月に「協働のまちづくり推進委員会」を設置した。主たる目的は「自治会を基盤とする住民の暮らしを守るために、最適な地区公民館・自治会の在り方を検討する」であった。市内地区自治公民館関係者や自治会関係者、公募委員はもちろん、教育委員会社会教育課や日置市地域づくり課、関係各課等も参加した。約 2 年半にわたって議論を重ね、中間・最終答申が提出された。

4) 日置市における社会教育・地区自治公民館の未来

「協働のまちづくり推進委員会」による答申を踏まえ、日置市は「地域づくり推進事業費交付金」を廃止し「地区自治公民館活性化事業交付金」を拡充する形に切り替えた。

あわせて、地区自治公民館を「自治会だけでは対応できない役割を担う広域自治組織」と再定義した。人口減少社会において自治会を基盤に市民一人ひとりの暮らしを守るため、必要な事業が実施できるよう人的・財政的支援を継続する方針とした。

さらに、社会教育施設としての条例地区公民館の一層の機能強化に向けて、各地域のまちづくりの担い手となり得る人材発掘やつながりづくり、連携促進を担う人材（社会教育相談員）を配置することとした。今後も条例地区公民館の在り方と、地区自治公民館支援の在り方をさらに検討・実施していく予定である。

島育ちの経験～社会教育の視点から振り返って～

野崎凡央（鹿児島大学法文学部3年）

1. 私の地元・島育ち

私の地元は、奄美大島の龍郷町である。今年度では、鹿児島県内で唯一人口が増加している町だ。〔人口 5800 人（前年度+26 人）、鹿児島県総合政策部統計課_鹿児島県推計人口〕。また、NHK 大河ドラマ「西郷どん」の舞台、大島紬「龍郷柄」発祥の地でもあり、美しい自然や歴史、多数の伝統文化を有する。私は、本学へ進学するまでの 18 年間を、ここ龍郷町の玉里集落〔人口 578 人（R7 年 8 月時点）、龍郷町 HP〕で暮らした。

私の島育ちを振り返ってみると、「みんな顔見知り」の関係性で、集落民が私の存在を認知していて下さり、私も集落民の顔や名前をだいたい憶え、伝統行事や学校の登下校時、何気ない日常のなかでたくさんの人と交流していた。しかし、大学進学を機に島を離れると、そのような生活は皆無となった。隣人の顔さえも分からず、私の存在を知る人が地域にいないことに強い違和感と孤独感を覚え、同時に島への愛着を抱くこととなった。

2. 大学での学び（社会教育との出会い）

私は、本学に入学して初めて社会教育と出会った。私が受講した講義やゼミ研究では、住民の主体性を重視し、子どもから高齢者までのすべての住民を視野に入れた学び・地域創造のあり方や、他属性・他分野の人が隔たりなく交流・協働して地域課題についてアプローチすることの重要性を学んだ。また、社会教育の学びの特徴として、自分の「経験」を学習素材として活用し、他者と共有・フィードバックし合うことで、自分にはない考えや価値観・地域観などについて、多角的な視点から考察することを挙げたい。

3. 社会教育の視点から見た、私の地元

以上のような学びからは、私自身の島育ちについて考えさせられることが多い。社会教育の視点（すべての住民を視野に入れ、他属性・他分野を超えた交流・協働を重視する視点）は、私自身が、地元の地域特性・特別さ・価値について気づききっかけとなった。

たとえば、私の地元では、集落民と学校、自然・風土とのつながりがあり、学校や自然・風土が集落民の「つながりの場」として機能していたのではないかと考えた。学校では、集落の伝統文化「島唄・八月踊り」を授業の一環として学び、集落民が来校して交流していた。また、集落民が漁港に集って交流する行事「浜下れ」では、集落民が、自然・風土の中に身を置きながら「つながり」を持つことができていた。こうした「つながり」が、私の地元の地域特性・特別さ・価値なのではないかと考えた。

大学の学びにおいては、社会教育の課題・論点として、学校教育と社会教育のアプローチ法の違いや、人のつながりの希薄化・個人化、公民館や人が集う場の存在意義などについて触れてきた。その視点から、私自身の島育ちの経験を振り返り、考察・探求することは、こういった社会教育的課題へのアプローチ法へのヒントになり得ると感じている。今後も、島育ちの経験・視点を生かしつつ、社会教育と向き合っていきたい。

社会教育主事養成の今と離島の関係について

—島の生活経験を持ち、鹿児島大学の社会教育主事養成課程に在籍する学生の視点から—

矢神明愛(鹿児島大学法文学部 4 年)

1. はじめに

報告者は幼少期に鹿児島県の離島に住み、その経験が学部専攻・進路選択に大きく影響を与えている。島の生活経験を持ち、鹿児島大学の社会教育主事養成課程に在籍する報告者の視点から、主事養成の今と離島の関係について、島での経験と大学での学びを振り返り、養成課程を経た今、島との関わりにどのような展望を抱いているのか話題提供を行う。

2. 島での経験

報告者は鹿児島県内の 5 か所に住んだ中で、小学 3～5 年生までを過ごした徳之島に愛着を持っている。転勤族という属性で島に関わり、日常生活の中で風景や島民の気質に固有の魅力を感じながら生活していた。当時はそれらがなぜ魅力的なのかうまく言葉にすることはできなかったが、それらの魅力が島を離れても印象に残っていた。

住んでいた当時はその後の島との関わり方について特に考えてはいなかったが、大学進学を検討する年に徳之島が世界自然遺産に登録されたことを機に、自然・住民の暮らしの保全と開発の両立について課題意識が芽生え、「島の地域づくり」について展望を持ちたいという考えで現在の学部専攻に至る。

3. 大学での学び

大学で学ぶ中で、それまで「地域づくり」と一括りにしていた概念に対する理解が深化し、持続可能な地域づくりのためには、住民が主体となって地域について考え、協働することが必要であるという考えを持つようになった。そして、所属ゼミを決める 1 年次後期に社会教育学と出会い、地域を基盤とした組織的・集団的な教育によって豊かな価値観や地域での居場所をつくり、あらゆる年代、属性の住民が学習の主体となり関係性を構築するという社会教育の本質は、住民主体の学びによって地域をよりよくするという点で地域づくりと親和性が高いことに気づいた。そして、社会教育を地域づくりと関連づけて学ぶ中で、「学び」の概念が自分の中で広がったと同時に、社会教育が意義を持つ社会的背景に目を向けることで、生活が地域や労働と分断された現代社会の問題点や、そのような社会において島の生活から学べることに意識が向くようになった。

報告では、離島の地域づくりという興味関心をどのような社会教育学理解の元に関連づけたのかに触れながら、報告者の考え方や価値観の変化に影響を与えた学びについて言及する。

以下に本報告の前提となる鹿児島大学の社会教育主事養成科目一覧を示す。なお、表に示す科目は、すべて地域社会コースの専門教育科目であり、卒業資格取得の単位として換算される

令和5年度鹿児島大学法文学部修学の手引き

付表第6 社会教育主事となる資格取得に関する履修要項より抜粋

*A、B、C、D、E 群は必修、F 群はⅠ、Ⅱの各領域から2科目、計8単位以上を選択し、合計24単位以上を修得すること。

		省令科目	法文学部の該当科目	備考
必修科目	A	生涯学習概論【4】	生涯教育概論【2】 社会教育概論【2】	必修
	B	生涯学習支援論【4】	生涯学習支援論Ⅰ*【2】 生涯学習支援論Ⅱ*【2】	必修
	C	社会教育経営論【4】	社会教育経営論Ⅰ*【2】 社会教育経営論Ⅱ*【2】	必修
	D	社会教育実習【1】	社会教育実習Ⅰ【1】 社会教育実習Ⅱ【1】	合計4単位以上を修得すること
	E	社会教育演習 社会教育実習 社会教育課題研究	社会教育演習Ⅰ【1】 社会教育演習Ⅱ【1】	
			社会教育実習Ⅲ【1】 社会教育実習Ⅳ【1】	
選択科目	F 社会教育特講	社会教育特講Ⅰ (現代社会と社会教育)	家族社会学【2】 福祉と地域の社会学【2】 子ども・若者の社会参画論【2】 青年の主体形成論【2】 成人教育論【2】 環境教育論【2】 多文化共生と地域づくり【2】 人権教育と平和【2】	合計4単位以上を修得すること
		社会教育特講Ⅱ (社会教育活動・事業・施設)	社会教育と地域創造の関わりを学ぶ【2】 ファシリテーションの基礎【2】 図書館論【2】 持続可能な地域づくりと教育【2】 地域づくりとNPO【2】 社会教育施設論【2】 社会教育実践論【2】 アートマネジメント論【2】	合計4単位以上を修得すること

【 】内の数値は単位を示す。

4. 島との関わり方の展望

大学入学前は説明する枠組みを持っていなかった島の価値について、学びを経た現在は島の価値をどのように捉えているのか言及する。そして、主事養成課程やゼミでの学びを通して島への関心や眼差しがどのように深まり、島との関わり方の展望にどのような影響を与えたか、進路選択にも触れつつ言及する。

「大学・短期大学における社会教育主事養成課程アンケート」の分析 —ジェンダーと大学設置者の視点から—

平川景子（明治大学）

養成課程部会では、2024 年 7 月、「大学・短期大学における社会教育主事養成課程に関するアンケート調査」を実施した。調査にあたって、全国社会教育職員養成研究連絡協議会（社養協）の協力を得た。調査対象校 116 校に対して、回答は 68 校（58.6%）であった。アンケートの内容は、①大学・短期大学の基本事項、②しくみ・運営方法に関すること ③科目に関すること（開設科目・生涯学習支援論・社会教育経営論・社会教育特講）、④社会教育実習に関すること、⑤履修者に関すること（履修者の男女比、進路・キャリア）、⑥自由記述 という構成であった。この調査についての分析は、すでに部会メンバーの農中至会員（鹿児島大学）、上田孝典会員（筑波大学）により、2024 年 12 月と 2025 年 7 月に行われている。本報告では①②⑤について異なる視点から読み解いていくことをめざす。

そのうち、履修者等のジェンダーについて。設問作成に当たり「男女比を問うことは意味がない」などの批判があったのであるが、以下の男女比について調査することができた。社会教育実習履修者の男女比は 2.75:8.60、社会教育主事資格取得者は 2.80:2.20、社会教育士取得者は 2.70 :4.52（男：女、回答の平均、2023 年度実績、問 4-3、5-2、5-5、平川調べ）であった。「女子大学です」という数字を含まない回答は無回答として扱ったので、実際はいずれの項目も女性が男性を上回ると考えられる。

大学における資格課程履修者のジェンダーについて、現代でも「女は手に職」といった資格志向があると言われる。さらに社会教育職員の養成課程において女性が多く学んでいることについて、履修者が「学習を支援する」「地域をつなげる」という仕事にケアの役割と共通する働きを読み取っているとは考えられないだろうか。

いま一つ、ジェンダーの視点が求められる理由として、歴史的に非常勤・嘱託職員、会計年度任用職員など、公務非正規といわれる雇用形態に女性が多いということがある。公務非正規女性全国ネットワーク（はむねっと）が実施したオンライン・アンケート（2024 年）によれば、回答者の 9 割が女性、就業形態は 74%がパートタイム会計年度任用職員であった。長期雇用の実態があるにもかかわらず雇止めを行う矛盾した制度の中で、女性の不安定雇用が教育・福祉労働を支えている現実がある。

中央教育審議会生涯学習分科会社会教育人材部会は「社会教育人材の養成及び活躍促進」の方向性を示したが、公務労働における不安定雇用、ジェンダー問題は、1980 年代以降も解決を

見ていない。大学および学会が社会教育職員養成をめざすとき、ジェンダー平等に向けて、非正規雇用の均等待遇をこそ問うていく必要があるのではないだろうか。

つぎに、大学の設置者ごとに、社会教育主事課程の位置づけ等に傾向があるのではないかという視点から考察したい。大学種別等を問う設問に対して、国立 21 校、公立 3 校、私立 44 校、通信課程 5 校であった（問 1-3、以下農中調べ）。「社会教育主事課程の運営組織があるか」との設問に対して、「ある」29%「ない」71%で、私立大学のほうが「ある」という回答割合が高い（問 2-2）。また国立大学では「特定の学部の学生のみ履修できる」が 50%を占めた（問 2-4）。さらに「社会教育主事課程の履修者が登録する制度を取っているか」を聞いたところ、「取っている」54.4%、「取っていない」45.6%であったが国立に限れば「取っていない」ところが 90%（問 2-7）であった。「課程の履修料を徴収しているか」という問いについて、「徴収していない」が 69.1%で、回答のあった国立大学の中では徴収しているところはない。本報告ではこれらについて、国立・公立・私立・通信課程別に明らかにすることをめざす。

養成課程部会では、現在、昨年度回答した大学に追跡調査を行っている。この結果についても可能な限り大会で報告したい。今後の課題として、プロジェクトまたは部会により、収集したデータを研究上の利用に供する仕組みづくりが求められていると考える。

規程改正・コロナ禍後の社会教育主事講習の現状（抄録）

○石井山竜平（東北大学）・岡幸江（九州大学）

久井英輔（法政大学）・山口香苗（秋田大学）

本報告は、日本社会教育学会社会教育士特別プロジェクトの一部会、「主事講習」部会として行った「講習開催大学等へのアンケート調査・資料調査に基づく分析・考察」の抄録である。

アンケート調査の設計、各機関の研究集録等の収集等は、久井が中心となって取り組まれた。その上で本稿は、分析枠組みである類型化（岡）、授業内容の傾向（「概論」「経営論」「支援論」を石井山、「演習」を久井）、講習におけるオンライン活用の実態分析（岡）、講習実施大学・機関と県教委との連携についての分析（山口）、現段階の総括（石井山）という内容と分担で執筆され、山口が全体を統合・調整する形でまとめられた。以下その概要である。

1. 講習内容の質的变化

規程改正を経て、講習の講義の内容で、明らかに増大したと思われるのが、①ファシリテーションに関する機会（ワークショップで司会をする力量、経験）、②社会教育実践に触れる機会、③オンラインの活用による、講師・実践の多彩性、である。逆に、相対的に縮小していると思われるのが、自治体や公務労働への理解を促す科目群である。

「経営論」「支援論」といった、新規科目に注目が集まりがちだが、実際の講習計画において、講師・受講者相当にとって最もエネルギーが注がれるのは演習である。本報告では、この講習における演習の全体的傾向を捉えるという、先行研究でほぼ取り組まれていなかったものの分析を試みている。その取り組み方は、①班別レポート作成、②個人レポート作成、③学習プログラム案の作成、④実施見学・実施調査の4つに類型できる。これらの要素とは別に、特定のテーマのワークショップや講義、シンポジウム、野外活動を実施するケースもある。

全体としては、①のタイプである、特定の地域や特定のテーマに即した総合的な考察としての班別レポートを課す大学が多い。①以外の大学では、講習での学習内容・方法とそれに基づく学習成果を細分化して求める傾向がある。

なお、演習時間数は規程改正とコロナ禍を経て、「大学間格差」が明らかに拡大している。

2. オンラインの活用・教育委員会との関係

オンラインの活用は、講習における活用は全体の85.9%と相当な普及に至っている。ただし、オンデマンドの授業数も限定傾向がみられるなど、できる限りにわたって活用するというよりも、学習効果や学習者の関係形成といった対面のメリットを残したいとの判断とのあいだで、折り合いがつけられている様子である。現状としては、講義活用＞講習事務活用＞交流、という段階性がうかがえる。

教育委員会との関係をめぐっては、本アンケート調査からは、講習に関する事後研修の開催

が確認できたのは3例のみであった。省令改正による履修科目のスリム化にともない、社会教育人材部会では、講習修了後の多様な研修機会の充実によって、社会教育人材の資質向上を目指すことが議論されているが、そこに向けた講習実施校と教委の連携はこれからの課題であると言える。なお、国社研のB講習の増加や、オンラインを多用した大学の講習の登場など、受講生にとって選択肢が増えたことをうけ、従来からの講習のあり方の問い直しが意識されているところもある。

3. 若干の考察

全体としてみれば、このかんの講習実施大学・機関は、新カリキュラムへの対応のみならず、講習形態の多様化（委嘱講習の登場）、コロナ禍問題、選択肢の増加、従来枠を超えた人材の参加しやすさ等、大きな変化への対応を余儀なくされている。そしてそのことを契機に、従来の質を更新する努力が積み重ねられている。特に、この機会に新規に立ち上がった講習では、積極的なオンライン活用や、社会教育士称号にむけた新たなニーズへの対応など、従来の主事講習にみられなかった大胆な展開が現れている。

明らかな傾向として言えるのは、新規科目を活用して、実践に触れ合う内容の比重は高まっていることである。その際の一つの論点が、政策と実践（公共政策と地域）の間の矛盾が講習の中でどのように扱われているのか、ということであろう。

二つには、教育委員会で主事として発令される可能性から切り離された、新たなタイプの人材が受講することをめぐる内容編成の工夫である。長らく社会教育主事講習において主要な方法として採用されてきたグループワークの運営をめぐる課題（受講生が多彩化する中、足並みの揃いにくさが発生しがちとなることなど）となって現れ始めており、その方法のアップデートという課題がこれから迫られていると思われる。

この新たな受講者層の増加、ということと関連して、三つに、養成対象の多元化をめぐる課題があると思われる。これまで主事講習は、養成すべき人材像のイメージに、先に挙げた、政策と実践の間の矛盾に立ち会い切れる、高度なコミュニティ・オーガナイザーを想定してきたところがある。一方で現在、受講の裾野を広げることが求められているが、そこでの称号の意味は、教えるということに興味を持ち、称号取得を契機にその立場に立つ（生涯学習の世界に参加する）ことへの入り口という意味合いもある。今後、社会教育士と従来の社会教育主事との関係がどのように整理されるのかとの関係で、検討を重ねていきたい点である。

四つに、講習実施主体の所属する今日の大学等がおかれた状況に紐づく課題である。独立行政法人化以降の国立大学では委託事業において謝金をめぐる従来型の慣習が継続しづらくなっていること、とくに教員養成系大学・学部において主事講習のみならず学部での養成をやめるという判断が現れていること、「受講者の増加」「受講しやすさ」を目指す観点から長期宿泊や調査演習を含んだ従来型パッケージより分割履修等に対応しやすい枠組みが求められがちであること、など、既存の養成スキームを維持し続けることへの難しさの質が変化しつつある。今後の質的調査で追及していく論点の一つである。

社会教育士研究の射程と課題

上野 景三（西九州大学）

本報告の目的

冒頭に、本プロジェクトの終了にあたり、特別プロジェクトの設置を提起した一人として、プロジェクトの構成員及び会員諸氏にお礼を申し上げる。

本プロジェクトは、学会プロジェクト研究「社会教育士養成の可能性と課題」の成果を引き継いだ取り組みの必要性から誕生したものである。その理由は、一つは社会教育士の誕生は、本学会の会員の身分や立場に大きくかわかることでありながら、学会全体としての取り組みが弱かったこと。二つには、研究の重点が社会教育士の養成におかれ、社会教育士の活躍の可能性についての展望を描き出すことに、時間的制約があったこと。この二つがプロジェクトを誕生させたことの要因であった。

本プロジェクトの構成は、設置主体別の国公立大学、地理的要因として東京と東京以外の大学のバランスをとり、また比較研究を進める必要から海外研究をしている会員に依頼した発足したものである。可能な限りで、社会教育士の養成、採用、研修の一体性をもった研究を行い、また社会教育主事とは異なるキャリア形成の道筋をはかろうとしたものであった。

とくにお願ひした点は養成の在り方だけでなく、社会教育士の成果はその誕生から数年経過しないとわからないことから、その追跡が可能な大学を選択していただいたことである。その成果は、これまでのプロジェクトに反映されていることと思われる。

今回の依頼は、これまでの本プロジェクト研究の進展の中で、社会教育主事の歴史的研究が不足しているとのことから求められたものである。報告者が「社会教育主論—戦後における公権的解釈の変化をめぐる一」（小川利夫編『社会教育の法と行政』1987）を論じたのは 40 年近くの前のことであり、すでに賞味期限切れの論考である。

だが非力を顧みず、今回の報告ではさらに検討の射程を広げてみたい。今日の社会教育主事と社会教育との関係性に関わる問題点を近代にさかのぼり検討し、いくつかの論点を提示したい。

社会教育主事の歴史研究の仮説的時期区分

最初に、テーマに即して時期区分を仮説的に行い、概観を掴んでおきたい。

①日本の社会教育史における社会教育主事の登場は、1925（大正 14）年 12 月の「地方社会教育職員制」である。したがって、戦前期における社会教育主事については、「地方社会教育職員制」の以前と以後にわけることができる。以前は夜学会の指導者問題、小学校教員の役割として、以後は奏任官待遇の社会教育主事である。

②戦後にあたっては、まず 1949 年社会教育法制定から 1951（昭和 26）年の社会教育法一部改正の段階と、それ以降にわけることができる。1949 年と 1951 年改正のタイムラグ及び IFEL の役割、他方で学校教育法施行・青年学校令の廃止・新制高校定時制への継承、とくに定時制高校教員の役割といった経緯の中で問題を捉える必要がある。

③それ以降、社会教育主事が配置されていったかといえばそうではない。量的な充実をみるにはほど遠く、社会教育主事補や青年学級主事、公民館主事を兼ねるといった兼務辞令が当たり前の時代が続く。この時代に、公民館主事の正規化を求める運動がおこる一方で、不当配転問題が生起する。

④1974年、社会教育審議会答申「市町村における社会教育指導者の充実強化のための施策について」による国庫補助による派遣社会教育主事の創設がある。これによって社会教育主事の量的拡大がはかられた。加えて社会教育指導員及び青少年教育施設等が拡大することに対応して「指導系職員」の配置も進められた。社会教育主事以外の社会教育の「指導系職員」の拡大が図られた。

⑤1980年代に入ると、大都市における社会教育施設の拡充がみられるようになり、いくつかの政令指定都市で社会教育主事有資格者の採用が拡大していく。遅れてきた社会教育体制整備である。しかし、第二次臨時行政調査会による行政改革・地方行革が進められることになり、社会教育体制が大きく変容することになる。地方行革と大都市における社会教育体制整備の両者を乗り越える手立てとして、財団・公社問題が登場し、財団・公社への出向や財団固有職員（プロパー職員）の位置づけと専門性が問われることとなる。続く生涯学習振興法（1990）の整備は、都道府県立生涯学習センターの設置を促し、その運営方法と職員配置問題が生起する。他方で、青年団・婦人会といった社会教育関係団体の組織率は低下し、社会教育主事の「指導助言」の対象を縮減させ、地方行政改革の中で社会教育施設の「合理化」は著しく進められ、有資格者配置の量的縮小の契機となった。

⑥1999年の地方分権一括法は、青年学級法の廃止に代表されるように、これまでの社会教育推進体制を一変させる引き金となった。2000年代に入ってから指定管理者制度の導入、社会教育・生涯学習計画の雲散霧消、社会教育関係団体の衰退による「指導助言」の対象の喪失、平成の大合併による教育委員会統合、それに続く2014年全国市長会による「社会教育主事必置規制撤廃の要望」は、地方自治体における社会教育主事の無配置を促し、今日に至っている。

いくつかの論点

以上の概観を通じて、下記の論点を課題として提示しておきたい。

- ① 社会教育主事及び地域社会における社会教育指導者は、いつの時代にあっても揺れ動いていたのではないか。
- ② 学校教育との関連を鑑みたとき、学校教員が地域社会における社会教育指導者として一定の役割を果たしていたことから、今日、学校教職員に何を期待することができるのか。
- ③ 地方自治体の在り様との関連では、1951年の社会教育法改正時の自治体と現在の自治体とを比較してみたとき、自治体の数の変化、自治体の行政機構の専門分化、自治体そのものの性格の変化の中で社会教育主事の役割を考える必要があるのではないか。
- ④ 「社会教育を行う者」の代表は社会教育関係団体であり、それぞれのレベルで団体指導者の養成が行われていた。その経緯から社会教育士との関係をどのように整理することができるのか。
- ⑤ それだけでなく、社会教育士は、社会教育指導員、社会教育主事有資格者の施設配置等の延長線上に位置づけて考えてよいのか。
- ⑥ 以上の点をふまえて、それら「以外」の可能性はあるのか。可能性があるとしたら、その条件をどう設定することができるのか。

大村 恵（愛知教育大学）

はじめに
本テーマに関わって、以下の報告・論文発表を行ってきた。

①大村 恵・中山弘之「愛知教育大学における社会教育主事（社会教育士）養成課程および社会教育主事講習の取り組み」中央教育審議会生涯学習分科会社会教育人材部会 2023年6月28日報告。

②大村 恵「巻頭言 学生の学習を励ます『生涯学習概論』」『社養協通信』104号、2024年4月。

③大村 恵「社会教育主事（社会教育士）の養成課程と講習との連携」『社会教育職員研究』31号、2024年6月。

④大村 恵「社会教育主事養成課程実態調査のための事例研究—愛知教育大学の事例について—」『社会教育職員研究』32号、2025年6月。

本報告では、これらの報告をもとに、社会教育主事・社会教育士養成における大学の課題について提示したい。

1 愛知教育大学における社会教育主事養成

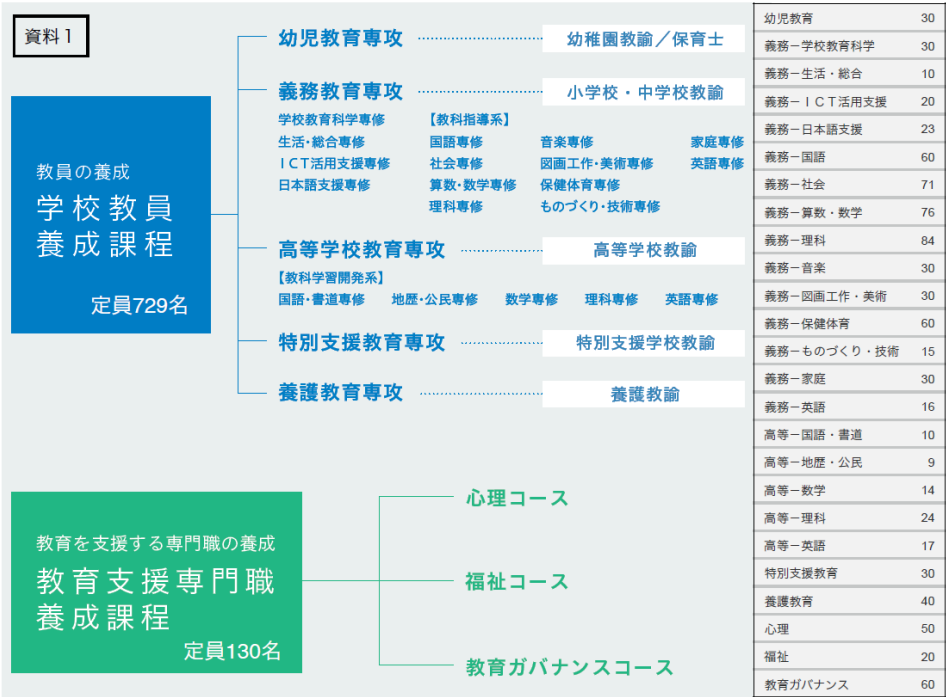
愛知教育大学は教育学部学生定員859名の教員養成大学である（資料1）。教育支援専門職養成課程は、教員免許を取得しない課程として2017年に開設されている。

本学では、社会教育主事（社会教育士）養成課程を学部学生全員に開いている。また、社会教育主事講習については、東海4県（愛知、岐阜、静岡、三重）の4国立大学（愛知教育大学、岐阜大学、静岡大学、三重大学）で東海地区社会教育主事講習運営検討会を開催し、輪番で講習を実施している。

2023年6月28日の社会教育人材部会において、養成課程と主事講習の両方を実施している大学として報告を求められ、「講習と養成課程の併用について」として、メリットと課題を提示した（資料2）。ここでは、大学教員が社会教育実践に参加していることが、養成課程においても主事講習においても、学生と講習受講者が実践に学び、実践を活性化する循環を成立させる鍵になっていると考えた。

2 社会教育主事養成課程

本学の養成課程の2023年度入学者の教育課程は、基本的には全学に開かれている。ただし教育支援専門職養成課程の必修科目となっている「生涯学習概論」は、課程外の学生が履修することができない。また、社会教育特講は、教育学部の科



目には特講としての内容に合致する科目があるため、所属する教育単位のエデュケーション課程を履修することでは履修が可能になっている。そのため、養成課程としては多文化共生の内容の1科目のみ開講している。これは日本語指導が必要な児童生徒が多数存在する愛知県の課題に対応するためである。

養成課程修了者は資料3の通りである。2019年度以前については修了者の確認がされていないが授業履修者から推測すると、10名を超えることは少なかったのではないかと考えられる。

3 社会教育主事講習

主事講習は4年に1回実施し、直近の講習は2022年に実施した。受講者の構成は資料4の通りである。この講習では静岡県からの参加はなかった。社会教育主事としての発令を目指していない受講者は、職種別のその他の14名と、教職員の中の愛知県から学校事務職2名、岐阜県から県立高校教員1名の、合わせて17名である。

講習修了後は、自主的にLINEでのネットワークを作成し、情報交換を行っている。また、愛知教育大学としては2022年から愛知県・愛知県生涯学習推進センターと連携してフォローアップ研修を行っている。

4 社会教育主事・社会教育士養成における大学の課題

社会教育士称号付与は、大学の養成課程の目的・役割を明確にした面があると考えられる。愛知県には社会教育主事を専門職採用している自治体はない。そのため、社会教育主事任用資格の取得は、雇用を目標とせず、いずれ役に立つかもしれないという淡い希望と、社会教育への関心、そして取得する資格を増やすことの達成感が目的となっていた。

社会教育士の称号によって、「社会教育的教養」を修得した証しとして、学習成果の社会的評価の獲得としたて、意味が明確化したと考えられる。学生にとって資格取得の目的がより明瞭になったのではないだろうか。

主事講習受講者にとっても、学習成果の社会的評価の獲得は共通する。さらに、自分自身が取り組んでいる社会教育実践への社会的認知、自分自身にとっての意味づけが、参加動機につながったのではないだろうか。

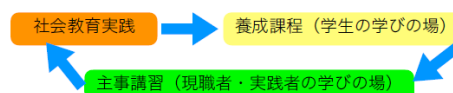
これらを踏まえて、大学の役割と課題について考えてみたい。

4 講習と養成課程の併用について

資料2

(1) 教員の社会教育実践への参加が基盤となり、養成課程(学生の学びの場)の質の向上をもたらし、その蓄積が講習(現職者・実践者の学びの場)に反映される。

(2) 講習参加者が地域の社会教育実践を展開し、養成課程(学生の学びの場)の質の向上をもたらし、その蓄積が講習(現職者・実践者の学びの場)に反映される。



(3) 講習実施年の過重労働(教員、事務局)

資料3	2020	2021	2022	2023	2024
初等教育教員養成課程	1	2	11	17	1
中等教育教員養成課程	1	3	1	6	5
教育支援専門職養成課程	0	5	0	4	6
心理コース	0	1	0	1	1
福祉コース	12	11	28	27	22
教育ガバナンスコース	14	22	40	55	35
計	14	22	40	55	35
旧課程;教育ガバナンスコース	12				

令和4年度愛知教育大学社会教育主事講習受講者

資料4

受講者

	男	女	合計
愛知県	29	25	54
岐阜県	8	1	9
三重県	1	1	2
合計	38	27	65

年齢構成

	20代	30代	40代	50代	60代	合計
愛知県	13	18	12	9	2	54
岐阜県	1	3	3	1	1	9
三重県	1	1				2
合計	15	22	15	10	3	65

職種別

	行政	教職員	その他※	合計
愛知県	32	11	11	54
岐阜県	6	1	2	9
三重県	1		1	2
合計	39	12	14	65

※その他14名の内訳：民間企業8、個人事業3、NPO法人1、国立大学1、その他1

特別プロジェクト 「大学と地域・社会のはざまで問い直す社会教育主事・社会教育士養成」

報告④ 天理大学における社会教育主事・社会教育士養成と地域連携

佐々木保孝（天理大学）

天理大学では、1992（平成 4）年の大学改革により人間学部が開設され、その中に設置された人間関係学科生涯教育専攻において、社会教育主事の養成が始まった。その後、天理医療大学との合併という大学の動向の中で、2024（令和 6）年に人文学部社会教育学科に改組され、現在に至っている。大学の養成課程として認可された社会教育主事・社会教育士養成を、入学定員をもつ学士課程としての専攻／学科が担当してきたことが全国的にみても珍しい特徴と言えるだろう。本発表では、本学科の 30 年以上の歩みをふまえながら、その過程で「地域連携」の色合いを濃くしている状況について描いてみたい。そして、大学の養成課程がもつ社会教育主事・社会教育士養成の可能性について、学科運営の試行錯誤の中から考えていることに触れてみたいと思う。ここでは発表にあたっての基本情報として、本学科の概要を列記しておく。

- ・生涯教育専攻時代（1992～2023 年度入学生）までは 1 学年定員 20 名である。卒業のためのカリキュラムに「生涯学習概論」「社会教育計画」「社会教育演習」「社会教育特講」といった社会教育主事任用資格に必要な科目を組み込んでいた。そのため、事情のある学生以外は、ほぼ全員が社会教育主事任用資格を取得して卒業している。その数は 600 名弱程となる。

- ・生涯教育専攻の開設当初のカリキュラムから「社会教育実習」を 3 年次の履修とし、1994 年度から開始した。とはいえ、実習に関する先行事例も当時はあまりなく、方式については数年の模索期を経て、その後、「夏季休業期間に学生が出身地に戻り、地元の教育委員会や公民館等の社会教育施設に個別に交渉をして、実習を引き受けていただく」という形に落ち着いた。もうひとつ、ここ 10 年程度、社会教育実習とは別で、1～2 年次に地域に出たサービスラーニングの形式で行う実習（プロジェクト実習）を立ち上げており、大学近隣の天理市・奈良市・橿原市等の奈良県内の自治体・地域において地域連携の関係作りを学科としても進めている。その延長線上で、社会教育実習を奈良県内で実施する学生も一定数出てきている。

- ・生涯外教育専攻の開設当初から、「社会教育課題研究」にあたる科目をいわゆる卒論ゼミとして設定した。課題研究で扱うテーマが卒業論文になるという建付けになっている。この形は、現在に至るまで踏襲されている。

- ・2020 年度の社会教育士制度の開始に対応して、2019 年度入学生が社会教育士を取得できるよう、2 年次（2020 年度）に「生涯学習支援論 1・2」、3 年次（2021 年度）に「社会教育経営論 1・2」が履修できるようにカリキュラムを整えた。

- ・専攻・学科の教員スタッフは 1992 年の開設以来、4 名程度を維持しながら現在に至っている。

- ・社会教育士の制度が始まるのと同じ時期に大学の合併・改組の検討がなされ、生涯教育専攻

は新設の人文学部の中で社会教育学科へと発展的に解消されることとなった。定員が倍になり、天理大学の体育系のクラブにアスリート推薦で入学してくる選手もこれまで以上に受け入れることとなった。この巡り合わせ自体は偶然であるが、諸般の状況を勘案しつつ、新学科「社会教育学科」としてのディプロマ・ポリシーやカリキュラムの広がりなどを検討した。発表者は、大学の総合教育科目のカリキュラム改編検討部会でも座長を務めた関係もあって、社会教育学科の学びを総合教育を含めた天理大学全体の学びに位置づけることも意識した。

・社会教育学科のカリキュラムとして、学科内に3つのプログラムを設定した。「A:コミュニティ学習支援プログラム」、「B:地域文化資源活用・文化行政プログラム」、「C:文化・スポーツプログラム」である。どのプログラムにも共通する生涯学習及び生涯学習支援の科目（生涯学習概論、生涯学習支援論、および関連の演習等）を学科のコアとなる3プログラム共通科目として設定。A・Bのプログラムに社会教育経営論と社会教育実習を配置して社会教育士の取得を組み込んだ。なお、Cのプログラムには文化・スポーツに関する総合教育科目、他学科の開放科目等を多く組み込み、学生がもつ文化活動・スポーツ活動に関わる高いスキルを生涯学習支援の文脈に生かしていけるような学びの展開を目指している。2025年度現在で1・2年次生が社会教育学科のカリキュラムであり、2年次において、A/B/Cの3つのプログラムに対応した科目の履修が始まっている。

・新学科においては、生涯教育専攻時代には専攻学生のみ履修を制限していた社会教育士取得のための科目を学科外にも開放している。

・社会教育学科の地域連携の一環として、教員レベルの活動としても、奈良県教育委員会と共催で、県内の自治体職員を対象とした「社会教育実践講座」（年4回）を実施している。

【参考文献】

佐々木保孝「学士課程教育における生涯学習者の養成－天理大学における取り組みを中心に－」『日本生涯教育学会年報』第38号、2017年、71-86頁。

佐々木保孝「天理大学における社会教育実習の取り組み」全国社会教育職員養成研究連絡協議会編『社会教育職員研究』第21号、2014年、32-34頁。

佐々木保孝「生涯教育専攻のカリキュラムと教育実践」『天理大学生涯教育研究』第18号、2014年、29-44頁。

岡田龍樹「天理大学における社会教育主事養成」『天理大学生涯教育研究』第9号、2005年、23-29頁。

岡田龍樹「天理大学における社会教育主事養成の現状と課題－社会教育実習を中心として」『天理大学生涯教育研究』第1号、1997年、39-48頁。

報告・発表要旨

第2日目 9月13日(土)

「社会教育」概念把握方法の再検討の試み

—上原専祿「主体性形成と学習」論研究（その12）—

片岡 弘勝（奈良教育大学）

1. はじめに—問題設定と課題限定—

本研究発表は、これまで積み重ねてきた上原専祿「主体性形成と学習」論研究の見地から「社会教育」概念把握方法の再検討を試みる。ここで言う「社会教育」概念とは社会教育の本質を把握する上で効力を備えていることを前提する。

社会教育本質論に関する戦後初の学問的アプローチは、宮原誠一「社会教育の本質」（1950年）であった。宮原は同じ頃、教育の本質を社会的見地から規定する教育「再分枝」論（「教育の本質」1949年）を提起した。これら二つの本質論の関係について小川利夫は、「宮原先生の『社会教育の本質』論は、そのまま『教育の本質』論の一環、むしろその基本をなすものである。」と指摘した（『宮原誠一教育論集』の『月報Ⅱ』1977年）。本研究は、後者が前者の基本となるのではなく、その逆の関係である、という見解とその発想に改めて注目し、冒頭の問いを再検討することとする。

2. キーワードとしての「組織化と矛盾」

宮原の教育「再分枝」論は、社会構造の中に教育の営みを位置づけ、社会的に規定するものである。学校教育と社会教育を統一的にとらえる見地から社会構造における組織化の動態に着目する、という順接文脈により「社会教育の本質」論が基本となっている、と理解される。宮原と小川の社会教育論の発想論理では、春山作樹以来の「組織化」がキーワードとなっている。

また小川は、公権力作用としての社会教育政策と国民の自己教育運動との間に発生する「外在的矛盾」と社会教育内部に現象する「内在的矛盾」を提起した。歴史展開における社会教育「組織化」の動態で発生する「矛盾」もまた「組織化」と一括した形でキーワードとなってきた。

3. 「教育的価値」をめぐる「組織化と矛盾」

前記した宮原の教育「再分枝」論は、「『教育』とは、個人の能力の可能性を、最大限にのばす過程だ」という勝田守一による規定（個人

的見地からの目的的规定）との対抗関係が生じ、勝田は、「この教育についての二つの規定は、対立し合うと同時に、またその本質を示している。」（1958年）と述べた。

既述のように継承されてきた「組織化と矛盾」による「社会教育」概念把握は、戦後教育本質論争の「教育的価値」をめぐる「対立の相」に照らして再検討されるべき余地を残している。法と行政制度に関わる「組織化と矛盾」のみならず、学習・教育過程および学習者の成長・発達に関わる「組織化と矛盾」の動態を視野に入れた「社会教育」概念把握方法が要請される。

4. 上原専祿の理論提起の射程

既述した論点に焦点化した場合、上原専祿による次記3つの発想論理が注目される。

A 「ポリテューク（政治）とペダゴギーク（教育）の動的統一」＝①政治・社会問題への直接対応（政治）と、長期展望に立つてその問題にとりくむことができる「主体性形成」とを区別して教育的価値を温存、②第一段に教師・保護者・大人国民の「主体性形成」、第二段に子ども世代の教育における「課題化的認識」

B 学習主体に内在する矛盾＝①大人世代の「課題化的認識」と子ども世代の「課題化的認識」との間の対立・矛盾の想定、②「近代（システム）の裂け目」をとらえ得る「死者の言葉」からの切迫を受けとめた学習主体の動揺

C 「地域」概念の二面性設定＝①「地域開発政策」と「価値概念としての地域」の対立構造の把握、②「人間連帯の不可能性の契機と可能性の契機」（←勝田守一による表現）

5. 結び—「社会教育」概念構成の主要契機—

前記A、BおよびCの発想論理は、勝田が指摘した「教育の本質としての対立（矛盾）」を惹起させ、その動態性の中に教育的価値を生み出す上で効力を有する。故に、これら三つの発想論理は、教育的価値を見失わず注視する「社会教育」概念構成の主要契機となり得る。

宮崎隆志（北海道文教大学）

1.問題の所在

社会教育を人格形成という関心から理解する場合、実践的にも理論的にも「教養」が焦点の一つをなす。周知のように、Bildung としての教養は陶冶過程を内包する概念であり、教養論は近代に誕生した自由な意識的存在たる個人が何らかの意味での普遍性を我が物としていく過程や方法をめぐって展開してきた。

しかし、近代の宿痾ともいえるべき世界理解と自己理解の乖離がアポリアと化したかに見える現代においては、教養を教育学として主題化する意義と方法についての再考が必要である。

2.教養・陶冶論の現代的課題と可能性

国内外を問わず 20 世紀末には教養への懐疑（＝教育批判）が時代意識として現れた。この局面で教育学の学的意義の再定立を試みた論者の一人が K.モレンハウアーである。その挑戦は、子ども期と学校に焦点化した教育学の視野の大人の生活形式に即した陶冶・形成論への拡張、及び美的経験という感性的活動に基づく陶冶論への拡張として特徴づけられる。

その必要性は宮原誠一や剣持清一がかねてより指摘していたが、碓井正久はさらに教養論として展開するための課題を「はたらく教養」の促進として示し、その可能性を地域の土着文化・常民文化に見いだしている。他方、荻部直は「はたらく教養」に

相当する教養を政治的教養として整理し、飯田市の地域社会教育実践を具体例としている。モレンハウアーが示した課題は、地域社会教育という理論場に即した検討により解決の見通しを得るであろう。

3.地域的教養とコミュニティ・ストーリー

碓井は「地帯の紐帯」となりうる象徴的言語の発掘と教養化が必要であることを指摘していたが、それを敷衍すれば H.G. ガダマーが強調した実践知（＝賢慮＝フロネーシス）の彫琢が地域的教養形成の課題となる。それは過去の出来事を想起し、その記憶を機能させる（A.アスマン）コミュニティ・ストーリーの彫琢過程として把握可能である。

4.物語論と政治的教養—結論にかえて

但し、その場合は歴史と物語の関連をめぐってなされた論争を踏まえる必要がある。地域的教養の形成という課題に引き付けられ、野家啓一に対する遅塚忠躬の批判に基づきながらも、物語り論が妥当するとされる領域にも位置付けうる民衆思想の発展過程に、住民による事実の探求（藤岡貞彦）に基づく既存の解釈の革新の実践を位置づける必要がある。それは未来を構想し、創造する政治的教養である。コミュニティ・ストーリーの再編集過程としての地域的教養の拡張の論理は以上の理論枠に基づき実証可能になると思われる。

アメリカ合衆国成人教育成立過程の研究—リーダーシップ概念の再考

堀本麻由子（東洋大学）

成人のリーダーシップ（adult leadership）について、日本の成人教育・社会教育研究では、これまで積極的な議論はなされていない。他方、アメリカの成人教育・学習研究においては、成人のリーダーシップに関する議論の史的過程があり、研究蓄積は多い。

本報告では、1950年代の合衆国成人教育協会（Adult Education Association of U.S.A.: 1951-1982）における成人のリーダーシップの検討過程に着目する。具体的には、1952年に会員同士のコミュニケーションを目的として刊行された『*Adult Leadership*』誌（以下、AL誌と記す）の記事と読者投稿から、アメリカ成人教育成立期における成人のリーダーシップの性格、特に、指導者の能力・資質についての議論過程を検討する。

合衆国成人教育協会は、その設立期（1951-1959年）に二種類の代表的な機関誌を持っていた。一つは『*Adult Education*』誌で、アカデミックな性格を備え、研究者による執筆が中心であった。もう一つが、本報告で分析対象とするAL誌である。AL誌は、1952年に月刊誌として創刊され、配布対象は全会員と非会員であった。配布数は1955年11月に19,000部となり、多様な分野で活動する成人教育者（指導者）への影響が期待された。フォード財団による成人教育基金の全面的支援もあり、1952年5月から1977年6月まで継続発行された。主たる購読者は、成人を対象とする教育者（educators of adults）であり、職場の幹部やマネージャー、あるいは所属組織で自主的に教育プログラムの開発に携わるリーダー（指導者）たちが含まれていた。また、同誌の目的の一つは、成人教育運動の拡大であり、購読者である多くの成人教育者（指導者）とのコミュニケーションを図ろうとした。合衆国成人教育協会は、成人の教育に関わるあらゆる教育者（指導者）を対象に、AL誌上において、成人のリーダーシップの議論を促し、「リーダーシップ訓練とジャーナリズムによる双方向的な実験」と称する議論の場を展開した。

そこで本報告では、1950年代のAL誌上で展開された「リーダーシップ訓練とジャーナリズムの双方向的な実験」の具体的な議論の過程と、そこで議論された成人のリーダーシップの性格を、記事および読者投稿から考察する。

【参考文献】

Harold W. Stubblefield and Patrick Keane, *Adult Education in the American Experience: from the Colonial Period to the Present*, San Francisco, Jossey-Bass Publishers, 1994.

Rose, Amy D. "History of Adult and Continuing Education," In Rocco, Tonette S., M Cecil Smith, Cecil M., Mizzi, Robert C., Merriweather, Lisa R., & Hawley, Joshua D. *The Handbook of Adult and Continuing Education 2020 Edition*, Stylus Publishing, inc., 2020, pp.22-37.

堀本麻由子（2024）『アメリカの成人教育—求められた「成人教育者像」とは何か』晃洋書房。

婦人雑誌にみる読者の「家庭」をめぐる悩み —明治後期から大正期の『婦人之友』の投稿欄を手がかりに—

徐 真真（名古屋大学）

本研究は、明治後期から大正期に刊行された『婦人之友』の投稿欄を手がかりに、特に「家庭」をめぐる「悩み」に関する言説に注目し、読者が雑誌とのやりとりを通して「家庭」のイメージをどのように形成していったかを分析する。

「家庭」は歴史を超えて普遍的に存在するものではなく、近代が生み出した歴史的産物であることは、近代家族研究によってすでに指摘されている。日本で「家庭」という言葉は明治 20（1880）年頃に登場し、西洋の「ホーム」概念とともに浸透した新たな家族像を示す語として定着していった¹。そこには、従来の妻や子は家長に服従するという権威主義的な家族観とは異なり、夫婦間の愛情を基盤とした一夫一妻制で、夫婦親子が一家団欒して生活する空間という新しい家族像が込められていた。しかし、この家族像は言説として登場しても、直ちに実態化したわけではなかった。明治期には「家庭」を支える社会基盤が整っていなかったため、こうした家族像は理念先行の存在であった²。明治後期から大正期にかけて産業化の進展とともに、都市部を中心に新中間層が登場し、夫婦と子どもが中心である核家族で夫が生活の場から離れた職場へ通勤し月給を稼ぎ、妻が主婦として家事育児といった家内労働に専念するという新たな生活スタイルを営むようになった³。加えて、子どもに継承させる家業や財産がないため、子どもの教育に力を注ぎ、学歴をつけさせることに熱心であった「教育する家族」の原型ともされた。このように都市新中間層は「家庭」を先駆的に実践したと言える。

先行研究をみると、家事育児や子どもの教育の役割を負う「家庭」の担い手とされた女性が、どのようにそのイメージを受け止め、形成していたのかは管見の限り十分に検討されていない。小山静子は、都市新中間層は旧来の地域共同体から独立した核家族世帯であるため、姑から嫁への家事・育児に関する知識の伝達や、地域共同体によるしつけが機能しなかったと指摘する。その結果、女性たちは雑誌や書物、教育などの媒体から必要な知識を得ざるをえず、婦人雑誌は都市新中間層の生活構造の形成に必要な知識・情報を提供する役割を果たしたと位置付けている⁴。さらに、久井英輔は明治後期から大正期にかけての婦人雑誌が「中流」の女性の視点から家庭生活の具体的な局面を考慮した上で合理的な生活のあり方を提示していたと述べる⁵。これらの研究は、婦人雑誌が「家庭」イメージの受容と実態化に果たした啓蒙的な役割を強調している点では共通している。しかし、雑誌による啓蒙的役割が論じられてきた一方で、読者側の受け止め方に焦点を当てた研究は十分になされているとは言えない。

以上から本研究では、明治 41（1908）年に羽仁もと子が創刊した月刊誌『婦人之友』を対象とし、誌面における読者からの投稿、特に「家庭」に関する悩み相談と編集者からの回答を分析する。具体的には、第1章では創刊当初から大正期までの『婦人之友』の誌面構成を整理し、読者投稿欄の位置付けを明らかにする。第2章では投稿内容を整理し、読者投稿欄の特徴を考察する。第3章では「家庭」に関する悩み相談の内容と編集者の応答を検討し、読者たちが「家庭」イメージをどのように受け止め、形成していったかを解明する。

¹ 本多真隆『「家庭」の誕生—理想と現実の歴史を追う』ちくま新書、2023年、p. 69-70。

² 同上、pp. 88-89。

³ 小山静子『家庭の生成と女性の国民化』勁草書房、1999年、pp. 37-41。

⁴ 同上、pp. 42-49。

⁵ 久井英輔『近代日本の生活改善運動と〈中流〉の変容—社会教育の対象／主体への認識をめぐる歴史的考察』学文社、2019年、pp. 96-97。

第一次大戦期イングランドにおける労働者教育協会による

学校教育と児童労働をめぐる議論

土井貴子(岡山理科大学)

本発表で取り上げるのは、1903年に設立された成人教育団体である労働者教育協会(以下 WEA と略記)である。WEA は、高等教育の振興を目的としオックスフォード大学等と連携して大学チュートリアルクラスを組織したことで知られている。しかしながら WEA は、高等教育の振興のみを目指していたのではない。本発表では第一次大戦期に展開された学校教育をめぐる議論と運動に着目する。

この時期の WEA と学校教育との関係については、ブルックス(J.R. Brooks)による 1916-26 年の教育の再建をめぐる運動のなかで取り扱われている。本発表は、こうした先行研究をもとに、第一次大戦期に焦点をあて WEA が何を問題と捉え、どのような議論と運動を展開したのかを考察する。その際、WEA の特質である組織化のあり方や WEA の理念といった観点から分析し、その議論と運動の特徴を明らかにする。主たる史料として、WEA の機関紙、パンフレット、年次報告書、地方支部の年次報告書等を用いる。

1. 児童労働をめぐる議論

戦争の長期化が懸念され始めた 1915 年の機関紙では、5 月、7 月、8 月、12 月号において児童労働問題が取り上げられた。当時地方教育当局は、条例(bye-law)で就学義務の免除を認めることができた。そのため、学齢期の児童が農業労働や綿工業関連産業において労働に従事していた。WEA は、こうした子どもを「産業の歯車に縛り付けられた子ども」であるだけでなく、「[強力な法の力]による保護を全く受けられない」子どもととらえた。WEA は、「教育の機会均等」が保障されていないことと、早期の離学を認める教育制度を「思考が形成され、人格が形成されるまさにその時期に、子どもを社会に放り出す教育制度であると批判した。

地方支部でも独自の運動が展開されていた。マンチェスター支部では、署名活動の後に議会(Town Council)へ児童労働法の確実な実行と児童の保護を目的とした条例制定の是非の検討をもとめる陳情活動がおこなわれた。この活動は、機関紙で紹介され、児童労働に反対する活動が奨励

された。こうした中央と地方の双方向での運動の展開は、中央組織と地方支部とが独立した組織であり、緩やかに結びつく WEA の組織化のあり方を反映したものといえよう。

2. 教育の再建

1915 年 10 月に開催された年次集会において、WEA は規約を改訂した。協会の目的のなかに「すべての子ども、青年、成人に教育を保障する国民教育制度の構築を支援すること」を明記し、学校教育改革を明確に位置付けた。

その上で、事務局長のマクタビッシュが『労働者は教育に何をのぞむのか』を刊行した。このパンフレットは WEA の方針を示すものと位置づけられ、戦時中であるにもかかわらず 3,000 冊準備され、配布された。これをもとに各地区で会議が開催され、議論された。教育院への陳情活動も展開された。

1917 年 5 月、WEA は全国集会を開催した。そこでは、従来の WEA の主張が展開された。WEA の主張の一つとして次のような意見があった。

「教育の階梯を登る」といった表現で、私たちは「教育の階梯」について語る習慣があります。しかし、WEA に梯子は必要ありません。私たちは梯子を捨てています。求められているのは、広い公道なのです。息子や娘が通行できるだろう公道です。それゆえ私たちはそれを提案するのです。基礎学校から大学までの教育が無償になるまで。

同会議では 1908 年以来 WEA が求めてきた誰もが大学教育までの教育を無償で受けることができる教育制度の確立が決議された。あわせて就学免除規定の廃止と離学年齢の引き上げ、昼間のパートタイム教育制度の義務化・無償化が現実的な方策として求められた。

史料

Workers' Educational Association, The Highway, Vol. VII – Vol. VIII; Workers' Educational Association, Report of national conference on Educational Reconstruction. Held at the Central Hall, Westminster, S. W. 1, on Thursday, May 3rd, 1917, together with a complete list of delegates, 1917.

発足期大阪市社会教育行政の一考察
—関一の市民観と大阪市教育部幹部職員の間を軸に—
柴田昌美（大阪教育大学大学院）

1. 問題関心と検討対象

戦前期日本の社会教育行政における両義性と多様性を見る上で、「国家」と「国民」を媒介する中間システムとしての地方団体—都市自治体に着目する。大正デモクラシー期において、①「国民大衆による自発的・自主的な学習・文化活動」と②「政府・文部省の国民教育政策—国民の思想善導方策」の中間に③「社会改良的あるいは労資協調的な社会教育（アダルト・エデュケーション）のとりえ方」があった（小川利夫）とされる中で、③の典型として発足期の大阪市社会教育行政に注目したい。本報告ではその予備的な考察として1920年代の大阪市で社会改良主義に立脚した積極的な都市政策を展開した関一市長の都市政策思想における市民観を見るとともに、関の都市政策の一環として発足期社会教育行政に携わった教育部官僚（福士末之助、植木政次郎）の言説を紹介しその特徴を考察する。

2. 大正期大阪市政と社会改良主義的都市政策

大阪市が近代都市に移行する途上、20世紀初頭には旧来の地域名望家主導の市政に対し全市民的視野からの刷新を求める「市政改革運動」が展開された。その過程で「市民」の語が刷新と対応の双方で積極的に用いられる（キーワード化）とともに、都市行政についての専門的な知識に立脚した全体的長期的展望にもとづく市政運営が求められるようになった。

同時に、急速な都市化と工業化による人口集中と都市環境の悪化は、二度にわたる市域拡張（第1次1897年、第2次1925年）および社会事業と都市計画による対応を喫緊の課題とした。1920年には社会部、都市計画部、教育部ほかが設置され、全国でも最初期の社会教育課が発足した。

これらを推進した池上四郎（市長在任1913～23）、関一（1914から高級助役、市長在任1923～35）市政は、上記の課題に対応すべく、都市自治への強い志向と政策立案にあたっての学術的調査研究の重視、また特に第2次市域拡張による「大大阪」の成立とその担い手となる市民への熱い期待を有していた。こうした志向は、社会政策の研究者から都市行政の現場に歩を進めた関の社会改良主義的都市政策思想に内包され、発展した視点と思われる。

3. 関一の都市政策思想における市民観と社会教育

関は研究者時代の著作で、「社会政策の一半は社会教育政策」「社会改良主義は労働者問題を単純なる口腹の問題にあらずして、文化の問題となす」と論じ、社会改良主義は「経済上の自由」と「個人性の発達」をともにめざす「新制度の発生」により社会問題を解決している。また、関を大阪市助役に推挙し、後に同市の労働調査事業を指導した戸田海市京都帝大教授も、「有形の富の公平な分配」は「人格発展の重要手段たる教育の普及向上」に寄与すべきと主張していた。これらの進歩的な社会改良主義者が有していた人間形成論的視点が、発足期大阪市の社会事業や社会教育行政に作用したと考えられる。

それを踏まえ、助役—市長期の関の論考や講演等から、社会問題解決における人間重視の視点や、「大大阪」発展—現在及将来—市民—道徳的精神—発露—政治上—能力—発揮—待ツベキ—を はじめとする市民への期待について読み解く。

4. 大阪市教育部幹部職員の社会教育思想

学務課長から初代教育部長を務めた大阪市社会教育行政の基盤を作った福士末之助は、国の国民教化策にも竿をさしつつ、初期の大阪市社会教育施策が社会事業や都市計画と連動して一体的に進めるべき有機的な都市政策として捉えたとともに、それらが市民の自覚と都市の文明に対する価値の体得を通じた「愛市の念」に結びつくことによって、大阪市の「理想的発達」と「将来の無限の後継者」の「文化的生活の実質の推進」をはかるべきものと位置付けていた。

大阪市社会教育主事で『社会教育の理論と実際』の著者である植木政次郎は、補習教育についての革新的な見解や、内務官僚が進めた模範村・優良村の形骸化批判、また自治体の自治に住民が合理的な知識にもとづいて参画すべきとする進歩的な側面と同時に、主権在民の否定や人格尊重を重視しながら道徳的品性さらには宗教的信仰心にそれらの基本を求めるなどの保守的な側面を併せ持っていた。

当該期の社会教育行政が有したとされる両義性は、この両者それぞれの思想においても見いだすことができる。

フール（豚便所）廃止の観点から見た生活改善運動

瀧端 真理子（追手門学院大学）

本発表は、沖縄でのフール（豚便所）の廃止に生活改善運動が果たした役割を、地域史や個人史に残された記録を中心に解明しようとするものである。生活改善運動は国策として負の側面から論じられがちであるが、豚と人を生活環とする有鉤囊虫と有鉤囊虫症対策の必要性を考えた場合、生活改善運動は一定の肯定的な役割も果たしたものと思われる。

名護市史の中で比嘉道子は、「沖縄の人々が『恥ずべきもの、遅れたもの』として自らの生活に批判的なまなざしを向けるようになったのは、明治30年代からであった」と述べ、王府時代の民衆教化、明治時代の風俗改良に触れた後、「名護では1933年（昭和8）に町政10周年の取り組みとして、豚便所の改造を竣工させることになった。その前年1932年に幸喜が県指定の生活改善部落を受けていた」と記す。

沖縄県では豚の検査は屠場法によって明治時代から義務付けられ、有鉤囊虫が豚から最初に検出されたのは、1916年の島尻郡・中頭郡である。1931年、寄生虫病予防法が公布され、地方長官は寄生虫病伝播の媒介となる物件の処置に命令または処分ができること、府県は予防・治療費を市町村に対して一部補助できること、国庫は府県に1/6を補助できること等が定められた。

現時点で発見できた、豚便所の改善に取り組んだ記録として最初期のものは、仲村栄春による『大城の今昔』で、名護町宮里では1927年に、大城では1928年から取り組んでいることになる。仲村は「字の幹部と婦人会幹部の家から試験的に実施するよう事前に打ち合わせて、字民の説得に当たることになったようである。（中略）しかし豚の成長がよいくないという非難の声があって、母も苦しん

でいるようであった」と記している。

1932年の「沖縄県振興事業説明書」の畜産費の中に「豚舎改善補助費」90万円が計上されたが、これは合計8,000箇所に補助金を出すというものであった。『幸喜部落の歩み』には、「昭和7年県の『生活改善部落に指定』されるや豚便所の改善が県下他町村部落に先がけて実施され、旧慣が打破されるとともに」という記述がある。比嘉宇太郎は『名護六百年史』の中で「一九三三年（昭和八年）町制実施十周年を記念して、各自が実行すべき要目は、便所と豚舎の分離改善であった。（中略）翌一九三四年一月、町民は申合わせによって、一斉に起って不浄な豚舎から便所を分離し（中略）、年余にして囊虫は絶滅した。養豚は手軽に誰にも出来る内職で、殊に名護で生産する仔豚は寄生囊虫に安全だという宣伝が利いて、忽ち一大繁殖場となり」と記している。

宮城文は『八重山生活誌』の中で、「昭和九年警察署、主婦会合同の生活改善の猛烈な運動によって、運動開始後一か月そこそこで石垣市内は全般的に改善の実を結んだ。（中略）非難は会長に向けずに、攻撃の矢はすべて女の副会長である筆者に向けられた」と記す。

豚便所の廃止は地域によっては戦後に持ち越される。宮古島の平良市では1949年頃、豚囊虫の発生により宮古産豚は島外移出禁止となったため強い行政指導が行われ、旧来の豚舎の構造は急速に改善された。『平良市史』には、現金収入の少ない当時、養豚は家計を維持するための大きな収入源であったと書かれており、こうした事実を踏まえればフールの廃止に取り組んだ生活改善運動も批判するだけの対象ではないと考えられる。

教化動員期の市町村社会教育計画 ―宗教の位置づけを中心に―

松岡 悠和

(大阪公立大学／京都府立大学学術研究員)

【目的】

本報告は、教化動員期における市町村社会教育計画を分析し、その中で宗教がどのように位置づけられ、県や中央の政策との間にいかなる乖離や独自性が存在したのかを明らかにするものである。

【用いる史料】

用いる史料は、1937年に滋賀県内の各市町村（大津市は学区ごと）から提出された計46件の「社会教育方案」である。1936年に市町村社会教育委員が設置された滋賀県では、その活動を実体的にするとともに県として掌握するために、県社会教育課から市町村に、市町村社会教育計画にあたる「社会教育方案」の作成が指示された。こうして各市町村の社会教育委員の手によって作成された方案は、冊子形式、箇条書き、体系図など様式や分量も、そして内容も多様であった。

県としては市町村ごとの事情を反映させるため統一様式を設けず、各地の実情に応じた計画作成を促した。滋賀県では1920年代に、勤俵奨励運動の一環で生活改善規約を町村ごとに作成させており、かかる経験は市町村が独自に社会教育計画を立案する素地にもなっていた。

【分析】

「方案」を分析した結果、記載のある宗教関連の施策は次の5類型に整理できる。①宗教的情操・信仰心涵養、②行事協力、③施設・人材利用、④敬神崇祖実践型、⑤日曜学校奨励である。

「方案」の記述には、地域固有の事例や神仏混淆的な実践も含まれていた。例えば、大津市志賀地区では「蟬丸神社の復興と道路移設」が記され、宗教施設の物理的環境改善が社会教育計画に取り入れられていた。また、「敬神」の文脈において仏教が並列になっている例も複数あり、「社寺ヲ中心トスル社会教育」（愛知郡稲枝村）、「敬佛神崇祖ノ念ヲ敦クシ」（愛知郡八木荘村）「神官及僧侶ト提携シテ敬神崇祖ノ思想ヲ普及」（大津市膳所小学校区）などの記述が見られた。

【考察】

明治期以来、県や中央の社会教育政策では、宗教は国民教化に活用できる感化力を根拠として利用対象とされてきた。滋賀県で社会教育委員に多数の宗教家を任命したのも、その指導力を重視したためである。市町村の「方案」では、宗教心の涵養や敬神崇祖が計画の目的そのものとして掲げられる事例が多いが、宗教家の感化力に着目する記述は限定的であった。むしろ、1935年以降の宗教教育推進運動に見られる「宗教的情操ノ涵養」理念と近接する部分が多かった。

しかし、「宗教的情操」のような本質的に測定が困難な側面を扱う以上、その成果を把握するには、参拝行為や境内清掃、神宮大麻の拝受といった、客観的で可視的な行動に依拠せざるを得なかった。結果として、内面的な精神の変容を目指した中央の理念は、末端の行政実践においては外形的な行動奨励へと転化し、時に形骸化を免れなかった。これは、国家による教化政策が内在的に抱える構造的限界を示している。

【まとめ】

本報告は、1937年の滋賀県下における「社会教育方案」を分析し、「敬神崇祖」や「宗教的情操の涵養」といふ国家的理念が、市町村レベルの実践においていかに変容し、時に形骸化していったかを明らかにした。変容の背景には、一方で地域の実情や既存の宗教的慣習を踏まえた計画立案の過程があり、他方で測定不可能な「情操」を可視化するため、参拝・清掃・大麻拝受などの儀礼的行為に依拠せざるを得ないという実情があった。このように、国家的に掲げられた理念は現場で再解釈、具体化され、常に緊張関係を伴う構造が形成されていた。委員が地域事情を踏まえて計画作成する形式は、戦後の公選制社会教育委員制度にも継承され、制度的形式の歴史的連続性が示唆される。

【付記】

本研究はJSPS科研費JP24K22697の助成を受けたものである。

昭和期の文部省社会教育政策の特質
—映画事業に焦点を当てて—

松山鮎子（早稲田大学）

本論は、大正期に文部省普通学務局第四課により独自の取り組みが展開されてきた映画（活動写真）事業が、昭和期に至り、どのように変質していったのかについて、具体的な事業内容に即し検証を行うことを目的とする。

文部省における映画（活動写真）事業は、①教育映画の製作と配給、②映画の認定と推薦、③講習、④調査の五部門に分けられる⁽¹⁾。事業の開始時期は、①が最も遅く昭和初期で、これがその後の映画教育の普及・発達の契機となった。また、第四課の活動写真事業は、乗杉嘉寿をはじめ、活動写真を含む欧米の事情を知る立場にあった人々によって進められてきたが、第四課が社会教育課に改組された直後、乗杉は松江高等学校長に転属し、従来の取り組みは減速していくことになった。こうした経緯をふまえて、本論では、乗杉が文部省を離れた後、特に1929（昭和4）年の社会教育局の新設前後の映画教育に関連する事業を中心に扱うこととする。

映画教育に関する通史的な先行研究としては、稲田達雄『映画教育運動三十年』⁽²⁾、および、田中純一郎『日本教育映画発達史』⁽³⁾がある。前者は、学校教育における映画利用を中心に、後者は、主に社会教育の立場から、その展開を整理している。

昭和期の映画事業に関しては、山本悠三が、映画の大衆性と感化力が、「国民動員運動」における有効な方法の一つと注目され、利用された点を指摘している⁽⁴⁾。赤上裕幸は、主に1939（昭和14）年に成立した映画法を取り上げて、知識・教養メディアの系譜の中で、学校教育と社会教育の映画教育論における対立を描き出している⁽⁵⁾。赤上によれば、1933（昭和8）年の「映画国策樹立ニ関スル建議案」

の提出後、文部省（社会教育局）と内務省（警保局）が一体となった映画統制が進められた。また、従来「教化映画」と呼ばれた教育映画が、この頃から「文化映画」と呼称されるようになり、1939（昭和14）年に施行された「映画法」において「文化映画の強制上映」が実施された⁽⁶⁾。西本肇は、戦前期の文部省による映画（活動写真）関連の政策・事業を通史的に整理し、「映画法」の成立した時期の、映画の教化手段としての「進化」が、映画の教育的利用と映画育成事業を次第に教化・宣伝手段としての映画の国家管理へと一面的に狭め、映画育成行政の多彩な発展を阻む要因となった点を指摘している⁽⁷⁾。

以上の論考はいずれも、当時の文部省による事業内容の詳細には言及しておらず、西本の言う「映画の教化手段としての『進化』」の検討は不十分であると思われる。そこで本論では、昭和期の映画に関わる政策と実践の全体像をふまえて、文部省による個別の取り組みがどのような目的と内容で進められたのかを検討し、当時の映画事業を通じた社会教育政策の特質を明らかにすることを目指す。

〔注〕

(1)文部省社会教育局編『教育映画研究資料 第18号 本邦映画教育の発達』文部省、1936年、p.27。

(2)稲田達雄『映画教育運動三十年』日本映画教育協会、1962年。

(3)田中純一郎『日本教育映画発達史』蝸牛社、1979年。

(4)山本悠三『近代日本社会教育史論』下田出版株式会社、2003年、p.176。

(5)赤上裕幸『『国民教化メディア』としての映画—映画法（1939年）の評価をめぐる—』『日本社会教育学会紀要』第45巻、2009年、1-9。

(6)同上、p.5。

(7)西本肇「映画と文部省（上）—統制時代の一考察—」『北海道大学教育学部紀要』第67巻、1995年、259-292、p.281。

戦時下における青少年団の統合過程—大日本連合女子青年団本部に注目して—

新井浩子(常葉大学)

本報告の目的は、女子青年団が大日本青少年団へ統合された過程とその実態を具体的に明らかにすることである。大日本青少年団は 1941 年 1 月 16 日、大日本連合青年団、大日本連合女子青年団(以下、連女青)、大日本少年団連盟、帝国少年団協会の 4 団体を統合して発足し、1945 年5月に学徒隊へ統合・解散するまで、わが国最大の青少年団体として存続した。

大日本青少年団に関する主な先行研究には、各団体の通史、戦時期青少年教育研究、「大陸の花嫁」養成、青少年団融和促進運動、生活記録報道運動がある。しかし、大日本青少年団の全体像や実態には依然として不明な点が多く、特に年齢・性別を超えた団体統合については十分に解明されていない。

中でも女子青年団に関する研究は手薄である。少年団および青年団の統合については先行研究の蓄積があり、統制強化の中で文部省と団体間の主導権争いが存在したこと、青年学校義務化の影響などが明らかにされている(上平他,1996;田中,1999;米田,1995)。一方、連女青については統合自体を扱った研究が少なく、大日本青少年団における女子活動を前身団体である連女青のそれと連続的に捉える傾向が強い。

例えば陳・渡邊は「大陸の花嫁」養成に最も影響力のあった社会教育団体は 1940 年までは連女青、1941 年以降は統合によって再編された大日本青少年団女子部であったとし、大日本青少年団の女子 興亜運動は連女青の活動を継承・発展させたとして述べている(相庭他,1996,pp.291,318)。しかし、1941 年8月の機構改革で女子部は廃止され、女子興亜運動は複数部門に分散した。渡邊は、機構改革後は栄養や結婚指導など旧女子部事業が保健厚生部へ引き継がれたとする(渡邊,2002,p.19)が、軍人援護事業は教養部、女子大陸進出は勤労作業部の所管となるなど、必ずしも画一的な承継ではなかった。これらの点において、従来の理解には再検討の余地がある。

一方、大日本青少年団への統合が女子青年団に及ぼした影響を明らかにする必要がある、という渡邊指摘は極めて重要な視点である。そこで本報告では、女子青年団の視点から大日本青少年団の統合過程とその後の組織運営の実態を明らかにし、さらに女子青年団への影響を検討する。具体的には、①1930 年代における女子青年団の状況、②青少年団統合に対する女子青年団の対応、③統合後の組織と人事に着目して検討し、大日本青少年団への統合が「女性としての組織化」から「青年としての組織化」への転換点であったことを明らかにする。分析対象は本部レベルの動向に限定し、地方団の実態は今後の課題とする。

【参考文献】

相庭和彦・大森直樹・陳錦・中島純・宮田幸枝・渡邊洋子(1996)『満州「大陸の花嫁」はどうつくられたか—戦時期教育史の空白にせまる』明石書店。

新井浩子(2023)『社会教育における生活記録の系譜』春風社。

上平泰博・田中治彦・中島純(1996)『少年団の歴史—戦前のボーイスカウト・学校少年団』萌文社。

田中治彦(1999)『少年団運動の成立と展開—英国ボーイスカウトから学校少年団まで』九州大学出版会
日本青年館(1970)『大日本青少年団史』日本青年館。

一盛真(1996)「大日本青少年団と被差別部落」『日本社会教育学会紀要』32, pp.57-66。

米田俊彦(1995)『教育審議会の研究—青年学校改革』野間教育研究所紀要第39集、野間教育研究所。
渡邊洋子(2022)「1940 年代前半期の女子青年団運動の指導理念と事業(1)—「国民化」とジェンダーの問題を考える手がかりとして—」京都大学『生涯教育学・図書館情報学研究』vol.1, pp.3-41。

Comastri Chiara (慶応義塾大学)

タイトル：戦後広島農村の女性サークルと「生活記録」の思想史的再検討—山代巴と「たんぼぼ」「みちづれ」の実践から

本発表は、戦後の広島県農村において長年にわたり女性たちの表現活動を牽引した作家・アクティビスト山代巴（1912-2004）に焦点を当て、彼女の影響を受けて 1960～1970 年代に広島で活動したサークル「たんぼぼ」と「みちづれ」の実践を取り上げる。これらの事例を通して、「生活記録」という表現形式が持つ意味と可能性を、地方在住者による地域社会の自己表象＝地方表象言説の文脈から再考する。日本における「生活記録」という実践は、ここ 15 年近く、研究者のあいだで関心を集めてきた。近年では、社会教育における「学習方法」としての系譜が明らかにされている（新井、2023 年）。それに先立ち、サークル運動とのかかわりのなかで注目され、1950 年代以降とりわけ社会的に周縁化されてきた女性たちにとって、新たな発言のプラットフォームとなった点から、「近現代民衆思想史上、画期をなす思想・文化運動」として評価されてきた（北河、2014 年）。また、「無党派的な『市民運動』的作風を特徴とし、(…) 新たな公共圏の可能性」を切り開いた運動としても位置づけられ（道場、2008 年）、さらに「フェミニズム」の前型としても論じられている（柳原、2018 年）。筆者もまた、思想史的観点から「たんぼぼ」と「みちづれ」に注目し、「生活記録」の分析を単なる記録文学や運動史の枠にとどめず、戦後日本における地方の自己表象とその思想的・社会的機能を解明する視点から、本発表では以下の二点を明らかにする。

第一に、1959～60 年の安保闘争期、「たんぼぼ」は地域住民が自らの生活や地域社会の文脈から安保問題を集団的かつ批判的に検討するための重要な拠点となった。その活動は、学生主導の「帰郷運動」や東京での街頭デモなど都市型・直接行動型の抗議運動とは異なり、日常的な対話や経験の共有を通じて意識を醸成するものであり、地方における政治参加のもう一つの形を提示していた。

第二に、山代巴が「ぶざまな亀の歩み」と呼んだ「みちづれ」は、都市的な前衛文化とは異なる立場から、地域の生活世界に根ざした表現方法を試行し、それを継続的に発展させた。東京の記録サークルに長年関わった牧瀬菊枝も、「みちづれ」の率直な記述姿勢に深く感銘を受ける一方、東京では「一番書きたいことが書けない」まま立ち止まる人が多かったと回想している。1970 年代には、部落推薦候補者をめぐる一会員の葛藤の記録が内部論争を引き起こし、一時的な活動中断に至るが、この経験は活動方法や組織の枠組みを根本から見直すきっかけとなり、その後の実践に新たな視点と手法をもたらした。

千野陽一の農村女性教育論に関する一考察

陳 佳虹（東京農工大学大学院）

近年、農業・農村振興において女性の役割が注目され、「農業女子プロジェクト」などの女性農業者支援の政策が進展している。これらの政策は、農村における女性の自己実現や課題解決に寄与すると評価される一方で、「いきいきと元気に働く農村女性」という肯定的なイメージが逆説的にジェンダー差別を覆い隠し、それを温存・再生産する機能を果たすという批判もある。すなわち、ジェンダー差別が存置された物質的基盤のうえに構築された女性のエンパワーメントは、むしろ家父長制を補強する役割を果たしてしまう可能性がある。そのような現状を打破するためには、女性自身による構造変革のための政治的実践とそれを支える主体形成のための教育を強く要請していると考えられる。

このような教育を検討するための理論的手がかりとして、本発表では社会教育学者・千野陽一の農村女性教育に関する論説を再検討する。千野の女性教育研究は、戦前・戦後の日本女性教育の歴史研究と1950年代後半から2000年代にかけての女性の社会教育に関する研究の二つの流れがある。その研究成果は批判的に継承されており、たとえば村田晶子(2007)は、千野が女性の自主的な学習活動を権力との対抗関係として捉えすぎていると批判し、千葉悦子(1986)は、学習主体の内部にある構造や矛盾への分析が不十分であると指摘している。つまり、「上と下の対抗」という構図だけでは把握しきれない学習主体の複雑性が問題とされており、千野の枠組みに新たな視点の導入が求められている。実際、千野は明確な「農村女性教育論」を体系化してはいないが、彼の著作『資料集成 現代日本女性の主体形成』や、戦後から2000年代にかけて発表された複数の論考からは、農村女性の主体形成をめぐる教育的論理が一貫して見出される。

千野陽一は、学習運動論において一定の理論的展開を示しており、特に1950年代後半の小集団学習の経験をふまえ、1970年代には農村女性の現実状況に即した教育論を展開し、いくつかの論考を発表した。たとえば、農村女性の存在形態に即した学習内容の編成を提言した「農村社会教育の課題と展望」(1967)、グループ活動の役割と意義を再考した『婦人のグループ活動』(1971)、共通課題の解決における生活の場や生活実感の重要性を強調した「農村婦人の現状と問題」(1972)などの論考が、農村女性の権利主体形成を展望するうえで重要な視座を提供しており、農村女性の学習・実践の指導においても多くの示唆を含んでいる。しかしながら、学習主体に対する分析が十分ではないため、一定の限界を抱えている。

本発表では、千野陽一の農村女性教育論の成果と限界をふまえて、現代の状況においてその農村女性教育論を発展的に継承していくための視点を明らかにすることを目的とする。具体的には、農村女性の個別具体的な文脈における多様性を捨象した「権利主体」形成の視座について検討する。ついで、農村女性が置かれた状況をふまえた生活・生産実践から、彼女たちをいかに再把握できるかを考察する。さらに、これらの視点をどのようにグループ活動に活かし、社会変革と主体形成へとつなげていくか、その可能性を検討する。

参考文献

- 村田晶子(2007)「『婦人教育史』の歴史叙述に関する研究」Diss. Waseda University, pp. 79-95
- 千葉悦子(1986)「農家婦人における農民的自立化の基本視角」『北海道大学教育学部産業教育計画研究施設研究報告書』第30号, pp. 127-165

1970年代前半における「母親教育」の模索—雑誌『母と子』を手がかりに—

山梨 あや(慶應義塾大学)

本発表の目的は、1970年代前半、主権者としての母親の育成を目指した学習活動がどのように組織化されようとしていたのかを、教育評論家・平湯一仁の活動及び平湯が編集・発行した母親向け教育雑誌『母と子』(蒼生社、1955年発行)の分析から明らかにすることである。

平湯は1956年10月に、自身で設立した蒼生社に『母と子』の編集・発行を移管し、「母親自身が学習すること」を目的とした誌面作りに着手する。同誌の執筆者の多くは現職教員のほか、宮原誠一、勝田守一、宗像誠也など戦後教育学を牽引する教育学者であり、教育学者が母親に戦後教育学をどのように論じたのかという観点からも注目される。

同誌は個人発行の月刊雑誌でありながら、小・中学校を主たる単位とした予約購読販売形式をとり、安価な価格(定価40円、1961年より50円)も手伝って農山村部に至るまで読者を獲得した。発行部数は1万5千部程度であるが、同誌は学級PTAを始めとする集団的な学習活動のテキストとして使用されることが多かったため、実際の読者数は発行部数を上回る可能性がある。発刊当初は子どものしつけや新学制下の教育内容の解説及び家庭学習のサポートが中心であったが、50年代後半より、母親自身が教育や社会問題について専門家と共に考え、学習し、発信することを重視する、「母親のための学習雑誌」へと変貌を遂げる。さらに、ここでの「学習」は学級PTAや地域のサークルなど集団的な学習を想定しており、実際に学校教員や公民館職員など地域に密着した人々が読書会などの学習集団を各地で組織していく。

60年代に入ると、平湯は「国民の教育権論」

に根差しながら、主権者としての成人教育を実践する場としてPTAを位置付けるようになり、『母と子』では母親が主権者たるにふさわしい自主的・批判的な判断力を育成することを念頭においた学習教材が提供されるようになる。この結果、同誌の学習内容は母親が読み、書き、そして学習の成果を発信するための学習方略から、教育、社会、政治・経済問題の講座・解説など多岐にわたるようになった。

60年代後半になると、教育問題にとどまらず、安保問題、部落問題など、地域によっては母親や女性が論じることをタブー視されていた社会・政治問題が積極的に取りあげられるようになった。『母と子』には内容の高度化に対する困惑や批判と同時に、読書会などで学習を継続する報告も寄せられており、母親たちにはこれらの学習に対する潜在的な要求があったことを伺わせる。このような意味において、『母と子』は我が子の教育に関心を集中させる傾向がある60年代の「家庭教育ブーム」とは一線を画した学習活動の組織化を試みていたといえよう。

発表では、1971年に発足したPTA問題研究会と平湯の関わりなどを踏まえつつ、一般的に集団的な学習が困難になるといわれる1970年代前半にあって、『母と子』が主権者としての母親の創出にどのように関わろうとしたのかを検討する。

※ 本発表は科研費(「基盤研究B 地域づくりへの社会教育アプローチ:ケイパビリティ・アプローチ適用の可能性」及び「基盤研究C 民主主義のレッスン—母親に対する戦後新教育及び民主主義の学習活動に関する史的 연구—」)の助成による研究成果の一部である。

社会教育行政における学校教育支援機能の研究（その1）

－GHQによるPTA施策の浸透と東京都社会教育行政の受容・展開過程－

梶野 光信（日本大学）

本報告は、社会教育行政における学校教育支援機能の研究の一環として行うものである。

2006年12月の教育基本法改正により、第13条（学校・家庭・地域住民等の相互の連携協力）が新設され、その趣旨が2008年6月の社会教育法一部改正に反映されることとなり、社会教育行政の学校教育支援機能が法的に位置付いた。社会教育行政の学校教育支援機能を構造的に理解していく作業の一環として、PTA（Parent-Teacher Association）の役割について、歴史的に検討することが目的である。

本報告では、GHQの教育施策におけるPTAの位置付けを再確認し、それを東京都の社会教育行政（職員）がどのように受容し、自らの問題意識に転化しながら、主体的にどのような社会教育行政を展開しようと考えていたのかに焦点を当てて考察する。

「PTAは占領政策の一環としてわが国に持ち込まれたアメリカの落とし子である。」（都立教育研究所 1997:1195）という位置付けで占領軍により、強硬に推進されたという経緯がある。

GHQは成人を対象とした民主化を図る装置としてPTAを構想し、文部省（当時）に施策普及を図るよう施策展開したことは様々な先行研究により明らかにされている（例えば、碓井編 1971、小川・新海編 1990、PTA史研究会 2004等）。その中で、文部省側は当初はGHQの要請を十分に受け止めきれていなかったことについても、二宮（1978）が紹介している。しかし、PTAの普及・浸透の施策がGHQにより強権的に推進された。そのため、PTAの設置率は文部省が1947年3月5日に『『父母と先生の会』参考送付について』という社会教育局長通達を出した2年後には、小学校で9割を超えるという驚異的な数字となった。実質的には数々の戦前遺制を引き継ぐ学校後援会や父兄会の単なる焼き直しでしかない組織が全国に設置されることとなってしまった（その問題が現在まで引き継がれてしまっているため、PTA廃止論が展開される状況を招いてしまったと考える）。

戦後東京都社会教育行政の歴史を振り返ってみると、GHQの教育政策の影響を受けながら、社会教育行政が営まれてきた。その代表的なものの一つが「PTAの振興」施策である。GHQによる占領政策の終了後も、東京都の社会教育主事たちは、PTAの民主化に自覚的に取り組んできた歴史がある。その当時の状況を、史料等を紐解きながら、戦後直後の社会教育行政の姿を把握しながら、そのような状況下で、東京都の社会教育主事たちがPTAに何を期待し、PTAの民主化のためにどのように行動していったのかを明らかにすることで、社会教育行政における専門職の役割を考えていく一助としたい。

【参考文献】 碓井正久編『社会教育 戦後日本の教育改革10』 東京大学出版会

都市新中間層の学習活動と社会教育行政による関与の実態
—高度経済成長期における公団住宅・西武庫団地を事例として—

久井 英輔（法政大学）

1. 問題設定：団地の自発性と社会教育行政の視線

報告者はこれまで、高度経済成長期の団地住民が学習活動をいかに展開していたか、またそれに対して自治体社会教育行政がいかなる関与を企図したかについて、いくつかの事例を基に検討してきた。当時においては、団地住民の自発的な学習活動と、体系的学習の推奨等の関与を通じて地域社会形成に資する学習を目指す社会教育行政の動きとが交錯していた。当時のこの交錯に着目することは、団地という範囲を越えて、高度経済成長下の都市部の社会教育行政の置かれた状況を歴史的に捉える上で、重要な示唆につながると報告者は考える。

2. 検討対象と資料

今回検討対象とする兵庫県尼崎市の西武庫団地（公団住宅。現・パークタウン西武庫）では、団地自治会が同市社会教育課との一定の関係（補助金の活用等）を有しつつも、基本的に団地自治会の活動として各種の学習活動が展開されていた。本発表では、社会教育行政による団地自治会へのアプローチが必ずしも順調ではなかった事例として、1960年代後半の同団地自治会と同市社会教育行政の関係を描きたい。

以上の検討にあたり使用する主な資料は、同自治会作成の記念誌や学習活動記録等、同市社会教育課作成の事業概要等、同団地を対象とした文部省の調査報告書（1968年）等である。

3. 西武庫団地自治会と尼崎市社会教育行政

(1) 1960年代の尼崎市社会教育行政の動向

当時の尼崎市は、兵庫県内で神戸市に次ぐ人口を擁する自治体であり（1968年時点で約52万人）、農村地帯の宅地化と人口増加が急速に進行していた。この背景の下、同市社会教育課では1960年代前半に都市住民の特性に関する研究・調査に基づく冊子の作成を行う等、都市化への対応を意図した動きも見られた。同市の社会教育行政と西武庫団地自治会との関係は、後に示す通りいくつかの課題を抱えていたが、

社会教育行政はむしろ早くから都市社会教育推進のあり方を意識していたことが窺える。

(2) 西武庫団地の入居開始と自治会活動の展開

1962年に入居を開始した西武庫団地は、72棟、2192戸、入居者数7506名（1968年1月末）と比較的大規模な団地であった。同団地では住民有志による「保育所をつくる会」の活動を契機に自治会設立の気運が高まり、1966年6月には西武庫団地自治会が設立されている。

同自治会は設立直後から、生活・教育環境に関する諸問題（山陽新幹線建設、新設小学校校区等）をめぐって活発な運動を展開した。またそれと平行して、自治会主催の幼児教育婦人学級や各種文化サークル活動も実施されていた。

(3) 文部省団地調査で描かれた西武庫団地

同自治会発足から間もない時期に、文部省社会教育局が全国8箇所の団地を対象とした調査を企画・実施している。この調査対象の一つが西武庫団地であり、駒田錦一、松原治郎らが視察団として同団地を1967年2～3月に訪問した。

この調査の報告書は、同団地自治会を基盤とした婦人学級やサークル活動の自主的展開に言及しつつ、学習内容が散漫になりがちである点、その背景にある「行政による指導の不十分さ」を指摘し、職員体制の問題や、高学歴層が多い新中間層が中心となる団地住民に対して社会教育行政職員が対応のしづらさを感じている点にも注目している。

4. 考察：「自発性」と「学習の質」をめぐって

以上の事例においては、自治会運営・住民運動の経験を背景に展開される住民らの学習活動に見られる積極性・自発性という側面と、社会教育行政側から見たときのそれらの学習活動の不十分さや行政からのアプローチの難しさという側面とが同居していたことが窺える。本発表はこの事例について、住民側・行政側どちらか一方のみの視点に立つのではなく、高度経済成長期における都市住民と社会教育行政の関係を示す構図の一つとして提示するものである。

昭和戦後期における地方工業都市での青年期教育の展開

—山形県長井市の状況、特に郡是製糸長井工場の周辺に着目して—

○安藤耕己（山形大学）、○板橋孝幸（奈良教育大学）、久井英輔（法政大学）、倉知典弘（吉備国際大学）、大蔵真由美（松本大学）、栗山究（法政大学・非）、竹淵真由（東京都教育庁）

1. はじめに—これまでの研究成果—

本研究グループは、科研費基盤研究（B）「昭和期日本における青年期教育の地域史—エリート育成／ノン・エリート教育の帰結—」（研究課題番号：20H01624、2020年度～2023年度）により、第67回～第70回研究大会において4回の報告を行った。

同研究課題の目的は、昭和期日本、そこでも特に戦後における青年期教育の実態を、地方都市や農村地域それぞれにおける初等教育・中等教育諸学校の位置づけや性格をふまえつつ、青年階層別の教育支援の実態、指導層の差異に着目して解明し、青年期教育における学校教育と社会教育との連携あるいは断絶とその意味を、地域社会の後継者養成戦略の観点から検証することであった。同研究課題では、上記の課題を大正期より「教育県」と称されることが多かった長野県と山形県を対象とし、その内実に視座を置きつつ検証することを目指した。

同研究課題のこれまでの研究成果は、主に以下の3点に集約できる。①青年期教育に関する文献レビュー、②長野県諏訪地域における、主に製糸工場を舞台とした青年期教育に関する実態研究、③青年補習教育から定時制高校へと至る学校教育と勤労青年教育の間にあるマージナルな領域に関する制度的考察と実態研究、である（安藤編、2024）。

なお、特に成果②については触れておきたい。久井・安藤（2024（初出2023））からは、大正期に長野県で採用されていた工場で働く義務教育未修了児童に対する特別教授（後に「特別教育」となる）という小学校への就学支援が、工女確保の方策（小学校卒業が就労先選択に際してのインセンティブとなる）として用いられていたことがうかがわれた。また、製糸業・吉田館内に設けられた青年学校およびその性格を継承した、戦後における各種学校・吉田館自由学

園の報告（安藤・倉知2024）や戦後、岡谷市に開校された定時制高校・岡谷竜上高校に関する報告（倉知、2024）からも、それら各種学校と岡谷竜上高校への進学支援が労働者確保の方策（義務教育修了後の若年労働者にとって、学歴取得や家政的教養・素養の習得が就労先選択に際してインセンティブとなる）として用いられていたことがよくわかる。

上記のように、これまで研究課題においては、長野県、それも主に岡谷市を中心に大正期から1980年代までの青年期教育の実態を通観してとらえることができた。そこで見えたのが、義務教育修了後の勤労青（少）年層を対象とした、就労先選択に際して「インセンティブとなる教育」という性格であった。

そして昨年度より本研究グループは、前研究課題を継承する科研費基盤研究（B）「昭和期青年期教育の地域的展開と後継者養成戦略：学校教育と社会教育の一体的検討から」（研究課題番号：24K00365、2024年度～2028年度（予定））に採択された。今次研究課題では、前課題では果たせなかった山形県研究に着手している。

今次研究課題では、比較対象先となる山形県の中でも岡谷市と同様に近代に製糸業の繁栄から都市が形成され、戦後に弱電産業と機械製造業で工業都市として栄えた山形県長井市域をその対象とする。昨年度より検討を始めているのが、その長井市域の発展を支えた郡是製糸長井工場（1920年発足、1976年に肌着製造に業態転換、2021年完全閉業）での主に昭和期における工場内教育、特に女子寄宿舎における教育の実態とその展開についてである。そしてその機能が上述の長野県岡谷市における青年期教育に貫徹されてきた、主に学歴取得や家政的教養・素養の習得という、就労先選択に際して「インセンティブとなる教育」の性格が強いものであったのかを比較しつつ考察すること課題とした。

昨年度の第71回研究大会では、「昭和期における製糸工場内女子教育の展開—山形県・郡是製糸長井工場の事例を中心に—」と題して発表を行った。同発表では、まず郡是製糸における、若年女性社員を対象とした工場内教育の概要と特色とを整理した。キリスト教精神に基づく寄宿舎生活と職業訓練および修養、さらには家政に関わる素養・技術等の習得をねらいとした工場内教育がその特色として挙げられる。次に検討した長井工場における工場内教育については、本社と同じ教育体制が採られており、先行研究や関係者のナラティブからは、キリスト教精神に基づくモラルの希求が工場で働くインセンティブとして働いていたことがうかがわれた。なお、本発表の内容は、後に研究ノートとして再整理して発表した（安藤、2025）。

2. 今次発表について

今回の発表では、郡是製糸長井工場の工場内（寄宿舎）教育および他の大型弱電関係工場の動向も視野に入れつつ、主に戦後の長井市における社会教育としての青年期教育（主に勤労青年教育）の実態、長井高等女学校の系譜を引く長井北高校（1964年開校。同年、長井南高校と統合して長井高校新設）定時制課程、長井工業高校（1962年開校）定時制課程の展開と実態とを整理する。これらにより、当時の長井市における青年期教育の展開を多面的に理解することを試みる。

ただし、前回発表でも明らかにしたように、近代における郡是製糸の地方工場での教育は工場内に開設された郡是女学院（戦時期には青年学校、戦後は各種学校）において、寄宿舎生活と相まって「閉じた」かたちで行われており、戦後も長くこの形式は続いた。

長井市が立地する山形県南部・置賜（おきたま）地方は近世以来養蚕が盛んだったこともあり、近代に製糸業が勃興した。全国資本として前掲の郡是製糸に加え片倉製糸が進出していたほか、漆山村（現：南陽市）を拠点とした多勢一族の工場群や屋代村（現：高畠町）の長谷川製糸など地元資本による大規模な製糸工場も多く展開していた。これら地元資本工場では自宅

からの通勤が許されることが多く、退勤後の生活については郡是製糸長井工場と比べ介入の度合いが低かった。前回発表でも触れたように、この点、郡是製糸長井工場の寄宿舎生活の厳格さは、年頃の娘を持つ親の目からは望まれるものとなっていた。本発表においても、昭和戦前期における、郡是製糸長井工場と他の工場との道徳性やモラルの比較に関する言及を、戦後期のそれをとらえる前提として再検討するつもりである。

しかし、この「閉じた」厳格なあり方が、戦後においてはむしろ違和感を持たれていくことが現状の調査資料からうかがわれる。詳細は当日の発表時に示す。

【文献】

安藤耕己編・発行『昭和期日本における青年期教育の地域史：エリート育成／ノン・エリート教育の帰結』（課題番号：20H01624 2020年～2023年度研究成果報告書）、2024（<https://yamagata.repo.nii.ac.jp/records/2001000>）。

安藤耕己・倉知典弘「青年学校研究の成果と課題」、『山形大学教職・教育実践研究』18、2023。

倉知典弘・安藤耕己「製糸工場内青年学校の成立・展開と戦後の動向—岡谷市吉田館青年学校・吉田館自由学園の事例を中心に—」、安藤編前掲書、2024。

安藤耕己「近代期の郡是製糸における工場内教育の概要と特色：本社および長井工場の若年女性社員教育を中心に」、『山形大学教職・教育実践研究』19、2025。

倉知典弘「岡谷竜上高校の展開—生徒の動向を中心とした検討—」、安藤編前掲書、2024。

社史編集委員会編『郡是製糸六十年史』郡是製糸株式会社、1960。

久井英輔・安藤耕己「大正期の製糸工場における特別教育と工女の「学び」—山吉（ヤマキチ）製糸場における特別教育の事例を中心に—」、安藤編前掲書、2024（初出2023）。

山形県立長井高等学校創立六十年史編集委員会編『山形県立長井高等学校六十年史』山形県立長井高等学校創立六十周年記念事業実行委員会、1980。

日本における高齢者教育思想の基層
— 楽生学園創設過程にみる小林文成の理念形成 —

久保田治助（早稲田大学）

本研究は、日本の高齢者教育の先駆者・小林文成（1900-1995）による楽生学園創設（1954 年）の思想的基盤を、関係者への聞き取り調査と史料分析により実証的に解明し、戦後日本における高齢者教育思想の成立過程を明らかにすることを目的とする。

小林は、長野県伊那市で日本初の体系的な高齢者教育機関「楽生学園」を創設し、「現代人となる学習」という革新的な概念を提唱した。この概念は、高齢者が戦前の家父長制的価値観から脱却し、戦後民主主義社会の主体的構成員となることを目指すものであり、その実践として提示された 8 項目の学習目標は、現在も日本の高齢者教育の基本理念として継承されている。この学習目標には、「現代の若い人と話し合える老人になる」「先進国の社会保障にてらして、国や社会に向かって、老人の福祉を増進するための施策を要求する」など、高齢者の意識変革と社会参加を促す内容が含まれていた。

従来の研究では、小林の著作分析や楽生学園の実践記録の検討が中心であったが、小林がどのような経験と思索を経てこの教育理念を形成したのか、その具体的過程は十分に解明されていない。特に、1948 年の公民館長就任から 1954 年の楽生学園開設までの期間における小林の社会教育実践と、それが高齢者教育論へと結実する過程については、実証的な研究が不足している。1952 年に地域の高齢者から「わしらだって昔のままでもいいとは思っちゃいない」という学習要求を受けた際、小林がこれをどのよう

に受け止め、教育理念として昇華させたのかという過程の解明は、戦後日本の社会教育史における重要な課題である。

本研究は三つのアプローチからこの問題に迫る。第一に、楽生学園関係者（元受講者、協力者、小林の家族等）への聞き取り調査や記録等言説を収集・分析し、小林の教育実践の実態と、高齢者の学習要求をどのように把握し理論化したかを明らかにする。第二に、伊那市公民館資料、当時の伊那市行政職員や市議会議員の活動記録、地域青年団史料等の一次史料を収集・分析し、小林が地域の社会教育活動の中で高齢者教育の必要性をどのように認識したかを検証する。第三に、宮原誠一をはじめとする当時の社会教育研究者との交流記録を分析し、小林の高齢者教育論形成における理論的影響を考察する。特に、宮原の社会教育論が小林の「現代人となる学習」概念の形成にどのような影響を与えたかを検証する。

本研究により、小林の高齢者教育思想が、地域住民の具体的な学習要求への応答と、戦後民主化という時代的要請、そして社会教育理論との対話の中で形成されたことを実証的に明らかにし、日本における高齢者の学習権保障の思想的原点を再確認する。

【参考文献】

小林文成『老人は変わる』国土社、1974 年。
久保田治助「小林文成の高齢者教育思想における「現代人となる学習」概念」『鹿児島大学教育学部研究紀要 教育科学編』第 62 巻、2011 年、pp.109-121。

多世代型昔遊びワークショップを通じた 成人期の音楽をめぐる自己認識の再構築

八木 美華（東北大学大学院）

1. 背景と課題

社会教育研究においては、実践の「場」や「制度」に照射される一方で、学習者個人の内面的な変容プロセス、特に音楽のような文化活動を通じた自己認識に関する議論が十分になされてきたとは言い難い。そこで本研究では、多世代型昔遊びワークショップを通じて、成人期の参加者が自身の音楽経験を再接続し、音楽をめぐる自己認識を再構築するプロセスを、アクション・リサーチを通じて解明する。

近年、日本の音楽実践者の20歳以上の割合は増加傾向にあり、音楽教室の新規入会者の70%が40歳以上となっている(大内, 2019)。これらの活動は、社会参加や心理的健康を支える重要な役割を担っている。一方で、多くの成人が自身の音楽体験を低く評価し、「全くの初心者」(ヤマハ Web)と認識する現状がある。成人音楽教育の文脈において、Pike (2022) は、ほとんどの成人は生涯を通じて音楽に触れてきたため、豊かな文脈を持つと指摘する。しかし、多くの学習者は、豊富な音楽経験がありながら、その経験を自身の音楽と位置づけていない場合がある。このような状況は、これまでの人生で触れてきた音楽体験が学びや社会との繋がりの中で意味づけられず、「断絶や不整合」(蘭田, 2017) をきたしていることを示唆している。

本研究は、このような「断絶や不整合」をきたした学習者の経験を再接続し、音楽リテラシーの学習基盤となる有益な資源として再評価するための試みである。

2. 研究方法

本研究では、共同的な体験の場として多世代型昔

遊びワークショップを計4回設計した。このデザインには以下3点の意図がある。一つ目は参加者が次世代に遊びの経験を伝えることを通じ、自身の経験を客観的に捉え、認識を深化させること。二つ目は、学校外教育の影響を受けにくい昔遊びを主題とすることで、個人の身体感覚や記憶に根差した原初的な音楽体験の再発見を促すこと。三つ目は、ワークショップ形式とすることで、参加者同士が直接交流し、経験を共有するという学びの水平性と共同性を担保することである。

調査対象は、70代女性2名と小学生の子どもを持つ40代女性2名の計4名の成人である。データは参与観察、録画、録音、省察記述、半構造化インタビューによって収集し、内容分析を行った。

3. 結果と考察

一連のワークショップの分析から、参加者の自己認識が再構築されるプロセスが明らかになった。第1回での対話は幼少期の記憶を多彩によみがえらせ、第2回の身体的体験と第3回の振り返りは、遊びに内在する音楽的要素の多角的な認識を促した。そして、多世代交流という共同体験は、音楽と遊びが共同的な営みであることの再認識を促した。

これらの過程を経て、参加者自身が持つ「本格的な音楽」という基準枠が変容し、日常生活に遍在する歌を音楽として再評価するに至った。その結果、自身の音楽経験に対する肯定的な評価が形成され、自己認識が再構築されるプロセスが見られた。本研究は、このような実践が、成人の自己認識を再構築するための有効な契機となることを示唆している。

高齢者が親しい他者の死を受容するための支援
—中国の社区高齢者教育におけるデス・エデュケーションの学習内容の探究

王 倩然（東京外国語大学）

中国では高齢社会の進展に伴い、社区で生活する高齢者を対象としたデス・エデュケーションの必要性が高まっている。近年の研究により、こうした高齢者が死に関する教育に強いニーズを抱えていることが示され^{1,2}、一部では実践も始まっている。しかし、現在提供されている高齢者向けデス・エデュケーションの内容には限界があり³、自らの死に対する態度の形成や、健康的な最期を迎えるための生活実践などに主眼が置かれている一方で、他者の死別・喪失体験に対する受容や、死別後の悲嘆への対処などの内容は十分に扱われていない²。こうした背景を踏まえ、本研究は親しい他者の死の受容に焦点を当て、高齢者がその際に、社区ベースでどのような支援が求められているのかを明らかにし、将来的に社区高齢者教育で取り組むべきデス・エデュケーションの学習内容を構築するための基礎資料を得ることを目的とする。

調査は、2024年12月から2025年4月にかけて実施し、上海市内を中心とする396名の高齢者を対象としたアンケート調査を行った。調査の実施にあたっては、筑波大学人間系研究倫理委員会の承認を得ている。調査票は、①年齢、性別、婚姻状況、学歴、健康状態などの基本属性、②過去5年以内に親しい家族との死別経験の有無、③死別経験者と非経験者にそれぞれ社区で必要とされる支援内容、社区で必要だと考える支援内容、④デス・エデュケーションに関する認知・参加意欲、社区での学習実施の必要性に関する意見、の各項目から構成された。

回答者の平均年齢は62才であった。うち女性が86%を占め、大学以上の学歴を有する者は48%にのぼった。約8割が「ほぼ健康で日常生活を自立して送っている」と回答している。全体の42%が過去5年以内に親しい家族との死別を経験しており、その約8割が両親との死別であった。その他、配偶者との死別が8%、兄弟姉妹との死別が9%、未回答が8%であった。

親しい家族との死別経験の有無によって支援

ニーズに差があるかを検討するため、「最も必要と感じる支援の種類」についてクロス集計とカイ二乗検定を実施した。その結果、「心理的支援」「経済的支援」「外部とのつながり」には有意差は見られなかったが、「死後の手続きや葬儀に関する支援」においては有意差があり（ $p<.01$ ）、死別経験者の選択割合が約8%高かった。

また、「誰に支援を求めたいか」の設問では、「家族」（ $p<.01$ ）、「専門職」（ $p<.01$ ）、「社区組織」（ $p<.05$ ）において、死別経験者の方がこれらを選択する傾向が有意に高かった。

さらに、「社区で死別に関するデス・エデュケーションがあった場合に参加したいか」との関連を属性別に分析したところ、年齢層や死別経験との間に有意差はなかったが、学歴との間には有意差が見られ（ $p<.01$ ）、学歴が高いほど参加意欲が高い傾向があった。加えて、「デス・エデュケーションを聞いたことがあるか」と「その必要性の認識」との関連を分析した結果、有意差が見られ（ $p<.01$ ）、認知している人は「非常に必要」と評価する傾向が強く、知らない人は中立または否定的な回答を選ぶ傾向があった。

以上の結果から、高齢者が親しい他者の死を経験した際の支援内容や支援先の選好傾向が明らかになり、学歴がデス・エデュケーションの理解や参加意欲に影響することも示された。今後の社区高齢者教育では、デスエデュケーションに対する認識度の向上や死後の手続きや葬儀に関する支援知識・スキルの導入が求められる。

参考文献：

1. 張宇林、王凌雲、許麗傑、張帆（2022）「以需求為導向的社区老年人死亡教育初步实践效果」江蘇预防医学第33卷第1期、pp. 41-43、62.
2. Lei, L., Zhao, H. etc. (2022). Influencing factors of attitudes towards death and demands for death education among community-dwelling Chinese older adults: a cross-sectional study. BMC Public Health (2022)22: 1242-1253.
3. 王流芳、胡志民（2022）「中国死亡教育發展現狀与思考」医学教育 Vol. 51No. 10、pp. 180-182.

フェミニスト・クリスチ안의活動とその社会教育的意義

矢内琴江（早稲田大学）

本発表では、カナダ・ケベック州で活動するフェミニスト・クリスチ안의グループである L'autre Parole（オートル・パロール）を取り上げ、その活動の教育的側面に着目し、歴史的にカトリック教会が強い影響力を持っていたケベック社会において、同グループに内在する社会教育的意義を考察する。

ケベックは、言語的にはフランス語を公用語とし、文化的にはカトリック教会が強い影響力を持った、独特の社会を形成してきた。ところが、1985年には15歳以上のケベック州民の半分が少なくとも毎月教会に通っていたにも関わらず、現在では14%にまで減少した（2021年時点）。ケベック人の教会離れはもはや止めようがない。しかし、ケベック社会における教育とフェミニズムについて考える時に、カトリック教会との関係の考慮は不可避である。

カナダ連合は1856年に公教育法を制定したものの、公教育委員会はカトリック教会からの代表者によって占められていた。そしてケベック州では、州政府よりもカトリック教会が権力を持っていたために、1869年に教育分野はカトリック教会が所管することを定めた州法が成立した。この体制に終止符が打たれるのは20世紀半ばである。1959年にモーリス・デュプレシ州首相の急逝によるユニオン・ナショナル党の独裁的かつ保守的で、聖職者至上主義的な政治体制が終焉すると、1960年代は急速な近代化（「静かなる革命」）が進み、1964年に教育省が設置され、教育分野の脱宗教化と民主化が進んだ。

この「静かなる革命」は、文化的側面の変革も伴っており、さまざまな場面で聖職者至上主義的な価値観や考えへの反発が噴出した。フェミニストたちも例外ではなく、女性の身体に

対する教会の抑圧を告発したり、聖母マリアのイメージを用いて女性に課された性役割に異議を唱えたりした。またこの時期、多くの女性たちが教会を離れて行った。

こうした教会を中心とした伝統を打破しようとする動きは、不可視化される存在を生み出した。例えば、修道女や、教会の中で活動する女性たちの存在である。しかし、これらの女性たちは、ケベックの女子教育を担ってきたり、20世紀初頭の女性解放運動を牽引してきたり、産業化が進む社会の中で急増した貧困者や子どもたちの命と暮らしを支える社会事業を興した人々であった。こうした女性たちの存在とその歴史を捨象したり、あるいは個人の信仰生活を捨てたりすることなしに、民主的な社会の構築は実現しないということなのか。

本研究で取り上げる L'autre Parole は、女性たちのフェミニストであることとキリスト者であることによって生じたアイデンティティのジレンマから生まれた活動である。L'autre Parole は1976年に結成したフェミニスト・クリスチ안의コレクティブで、フェミニストの観点から、キリスト教の実践を行なうとともに、正義と平等の探究に取り組む社会的なネットワークとの連帯に取り組んでいる。

L'autre Parole は、グループ名と同じ雑誌を年4回発行するとともに、ケベック各地で自発的に結成したりフレクシオン・グループと呼ばれた意識化集団を結成して活動することで、女性の経験を出発点とした神学の構築に取り組んできた。

本発表では、この意識化実践を軸としたコレクティブの活動とその方法論に着目し、その社会教育的意義を明らかにすることとする。

からだ・性に関するインフォーマル学習の研究

—ミニコミ誌『女から女たちへ』に着目して—

川上優貴（東洋大学大学院）

1. 問題意識

本発表の主題である、からだ・性をめぐる課題は、個人の尊厳に関わる重要な問題である。しかし、からだ・性に関わる問題は、政策や、社会の中の家族の在り方、医療の中での患者としての立場、パートナーとの関係性など、様々な要因が複合的に絡んだ状況の中で現れてくるものであるために、個人が納得して選択していくことは困難である。これまでに、社会教育施設におけるセクシュアリティ関連学習の実施状況を明らかにした研究や、学校教育研究においては性教育に関する研究も行われてきたが、性教育実践の直接的な関係者ではないおとなが、どのようにして、からだ・性に関して語り、矛盾や葛藤を抱えつついかに学ぶのかという点については、さらなる検証が必要である。そこで、日本において、からだ・性にかかわる問題が女性たちによって表立って議論されるようになったとされる、ウーマン・リブ（以下、リブ）の文脈において発行されたミニコミ誌『女から女たちへ』（1972-1988）に着目する。

2. 研究方法と概要

ミニコミ誌『女から女たちへ』（1972-1988）全54号を主たる分析対象とし、あわせて、佐伯洋子・三木草子による同誌に関する記述資料、および三木草子への半構造化インタビュー調査を用いた質的分析を行った。本発表では、ミニコミ誌『女から女たちへ』の実践に着目し、ミニコミ誌『女から女たちへ』がいかなる媒体として位置づけられ、どのような編集方針やネットワークのもとで構築されていたのか、また、誌面において、からだ・性に関する語りがいかになされていたのかを中心に報告する。

同誌は、共同編集者であった佐伯（鈴木）洋子、三木草子によって刊行されたもので、1988年に終刊するまでの16年間、毎年1〜5回の頻度で発行され、全54号存在する。同誌は、創刊

号(1972.3)から12号(1974.7)まではガリ刷印刷で制作され、13号以降はオフセット印刷となった。創刊号は120部、その他ガリ刷のものは200部、13号以降は700部印刷された。定期購読や、ミニコミ取扱店、スペース、イベントなどを通じて流通した。平均16ページほどで、サイズはB5である。三木は『女から女たちへ』創刊の経緯について「結婚制度に疑問を抱きながら、既存の社会には自分たちの主張を受け入れる場がなかったことから、「自分たちでその場をつくるしかなかった」（三木, 1982, p.7）と述べている。ミニコミの内容は、読者による投稿が中心である。共同編集者によるコーナーは「好奇心の強い女のページ」（鈴木）、「まじょのコーナー」（三木）のみであり、「読者の女たちのコミュニケーションの場であること」（溝口）が目指された。また、三木は、「女性運動と女性文化の紹介につとめたこと、個人の体験からえた女の意見を積極的にとりあげたこと」（溝口・佐伯・三木編, 1992, p.45）を特色として挙げている。

報告者は、本研究において、からだ・性に関する記事の270件の抽出を行なった。これらの中には、本・ミニコミ・雑誌等を紹介するものやイベントのお知らせ、書評、座談会の記録なども含まれているが、読者の読後感など、自身の経験や思いを語った記事が散見された。上述の抽出記事を分析することで、同誌のからだ・性に関するインフォーマルな学習の場としての可能性を提起する。

3. 引用・参考文献

溝口明代、佐伯洋子、三木草子編（1992）『資料 日本ウーマン・リブ史Ⅰ』松香堂書店

三木草子（1982年7月15日）「ミニコミの女たち」『ウィメンズ・ブックス』松香堂、第3号, p.7

題目 戦時期の幼児のジェンダー：『ミクニノコドモ』に着目して

畿央大学 森岡伸枝

1. 課題設定と対象の時期

本発表では1942年から1944年まで発行され続けた幼児向けの絵雑誌『ミクニノコドモ』を対象とし、そこに表れるジェンダーを分析することである。本雑誌の前身はフレーベル館発行の『キンダーブック』であり、観察絵本として保育現場で広く活用されてきた。しかし、『国民学校令』という戦時体制に直結する教育制度の大改革のもと、本雑誌も発行元も名称変更をすることとなり、日本保育館『ミクニノコドモ』となったのである。では、戦局の悪化と共に、幼児そしてそれを活用する保育者と母親に対し、どのようなジェンダーが提示されていたのか、それを分析するのが本発表の目的である。

2. 先行研究

これまで前身の『キンダーブック』については多数の研究があるものの、戦時期の『ミクニノコドモ』の全貌は不明だったため、先行研究は近年までみられなかった。そして先駆的研究となるのが松谷和俊によるものである。松谷は『ミクニノコドモ』の戦時色が濃くなっていたことや倉橋惣三が幼児を国家と結び付けてきたことに言及し、多くの示唆を得ることができた（『観察絵本ミクニノコドモ』に関する研究（『児童文学研究』第51号、2018年等）。

なお、現在では2019年にフレーベル館「キンダーブックアーカイブ DVD-ROM版」が出され、創刊号（昭和2年11月）から昭和63年3月号までが収録されている。だが、所蔵図書館が極端に少ないためか、先行研究は松谷を除いてはみることが出来ない状況にある。

3. 研究手法

本発表ではまず、本雑誌に付されてきた巻頭言に第1に着目する。というのも、それは母親と保育者に向けた記述であり、「保母」や母親がどのような存在とみなされていたのか、そして幼児をどのように育てるのか、というジェンダーに関する教育観をみることが出来るからである。松谷は、本雑誌の第15輯（1942年3月から翌年2月）の「巻頭言」を分析し、戦争とは関連のない描写があったことしながらも、「兵士となること」を子どもの夢として描かれていることを指摘している。そこで、その指摘を発展させ、本発表では特に女子、「保母」、母親が本雑誌でどのように言及されているのかを分析することにした。

つぎに、本文と絵にも着目し、「女の子」がどのように描かれているのかを分析する。観察絵本という趣旨から、本雑誌は絵に細心の注意を払って書かれており、軍艦や軍用機の絵には陸軍海軍の指導を受けていた。そこまでの正確性を追求する姿から、絵にも強いメッセージ性があると思われ、ジェンダーを見ることが出来ると推測するからである。

働くことの意味を問う社会教育実践に関する研究

－区民企画運営講座の実践に着目して－

○森本彩里紗（東洋大学大学院）

堀本麻由子（東洋大学）

1. 研究の背景

（1）日本の労働の場における変化

1990 年代初頭からのバブル崩壊後のいわゆる失われた 20 年を迎え、日本の経済状況は低迷した。社会変動が雇用形態にもたらした影響は大きいにも関わらず、社会が求める望ましい働き方ができないのはその人自身の問題だというような個人に責任を持たせる社会的風潮は職場や社会に居場所を失ってしまう人々、働くことの意味を見失ってしまう人々を生み出している。

（2）学校におけるキャリア教育の課題

キャリア教育は生徒にとって就職へのプレッシャーとして立ち替わる可能性がある。そのため、「キャリア」をより広く捉え、働くことを生涯にわたって考えていく場を作ることに對して、社会教育的なアプローチを用いた学習機会が必要であると考え。そこでは、働くことについて時間をかけて自分にとってどんな意味を持つのかを考えようとする機会を持てるのではないか。

（3）日本社会教育学会における働くことに関わる年報の整理

本学会で最初に働くことが大きくテーマとして取り扱われたのは、『労働者教育の展望』（1970）、次に扱われたのはその 40 年後の『労働の場のエンパワメント』（2013）であった。さらに、『ワークライフバランス時代における社会教育』（2021）が刊行された。そこでは、生活することと働くことが分断されていることが指摘された。一方で、そもそも働くこととはなにかというその前提について社会教育施設の場で考えることに取り組む意義が見出されていない現状がある

のではないかと考える。

（4）社会教育研究における働くことに関する学習活動

社会教育研究においては、女性、男性、青年など学習主体別の学習活動の視点から研究蓄積があり、具体的には生活記録運動や女性問題学習などが挙げられる。これらの学習活動において、例えば女性問題学習では都市の主婦層が中心であることなど、それぞれの学習を構成するメンバーの同質性には重要な学びの意味がある。一方で、労働者を男性中心ではなく、女性や外国人など様々な属性で捉える必要のある現代において働く人々の分断が指摘される中、複数の学習主体で労働のあり方を語り合う学習活動の検討にも意義があると考え。

2. 本研究の目的

本研究では、働くことが自分にとってどのような意味を持つのかを他者との語り合いを通して考える社会教育施設での区民企画運営講座の学習実践の特性を明らかにすることを目的とする。特に、①学習者は語り合いを通してそれぞれが抱える問題意識とどのように向き合い、学びを深めたのか。また、その学びとは何か。②学習者は他者と働くことを語り合う社会教育的実践を生活の中のどんな場として捉えているか。③学習者の語り合いが成り立つための社会教育的な特性は何か、の 3 点を問いとして設定する。分析対象は、東京都 Y 区社会教育施設にて平成 12 年度から平成 21 年度まで開催された区民企画運営講座 M の学習記録を一次資料とする。

※参考文献は当日配布資料にて提示する。

学習講座における関係づくりと、関係づくりによって得られる学び
—困難と可能性に着目して—

研究の目的

本発表では公民館で開催された学習講座での学びを扱う。講座参加者が、他参加者や学習援助者との間で関係をつくりながら何を学んだのかを明らかにする。

研究の背景

公民館はこれまで、人々自身の学びや、協働して「地域づくり」を行うことへの支援の役割を果たしてきた(朝岡幸彦 2002; 鈴木敏正 2000)。また、本発表の対象とする国立市公民館女性講座は、「おとなの女」たちによる長期的学習のプロセス(村田晶子 2021)や、2010年代に公民館で女性たちが学ぶ意味が明らかにされている(池谷美衣子・富永貴公 2018)。しかし、先行研究時と比較して、全国的に見ても共働き世帯は増加しており、女性の労働参加率は高まっている。そうした中で、地域にある講座で関係をつくりそれを維持し続けることは一見すると、当時よりも困難なものになっていると思われる。そこで本発表は、講座内での関係性に焦点を当て、どのような学びが生成しているのかを明らかにする。

研究の内容

本研究の対象の講座は、東京都多摩地域の国立市公民館で行われた女性学習講座である。この講座は、保育付き講座であり、今後の人生をどのように進んでいきたいのかを、他の参加者と一緒に話し合い、これまでの人生やこれからの人生を考えていくことが目指されている。本研究の調査協力者は、当講座の参加者の、30代から60代までの有業・無業を含めた市民6名と、講師1名、公民館職員1名であ

中尾友香(中央大学大学院)

る。講座内で調査への協力に同意を得られた上記の協力者を対象に、インタビューを実施した。

インタビューの主な質問項目は、①これまで参加した学習講座について、②今回の講座へ参加したきっかけ、③講師や他の参加者の印象的な発言とその時の感情、④講座で得られた学びについて、4点である。上記の質問項目を中心としながら、半構造化インタビューを行った。

調査からは、①これまでの講座の参加経験は、2010年代後半以降に講座に参加し、複数回の講座参加の者が多く、②講座参加の理由は、今後の生き方の検討と自身の子の育ちへの関心があがっていた。この講座では、比較的公民館への利用年数の短い学習者が、自身の生活と子の育ちへの対応を考えるために参加していたことが明らかになった。

さらに、③④講座参加者は、各回で講師による講義とワークショップを通じて、講座自体が多世代での交流であったこと、そして他者の人生経験を聴き合うことが学びになっていたことを述べている。講座内では、見知らぬ者同士が集まることで当初関係づくりに難しさを感じる者もいたが、徐々に関係が作られていった。また、人生経験や自らの生活状況に関する話し合いの場面では、時には緊張関係も含みながらも、自らとは異なる相手の他者性を認識し、それを承認し合うことの重要性への気づきが協力者の語りからは明らかになった。

なお、各協力者の語りや引用文献などの詳細は当日の資料にてお伝えする。

関係性の中でつくる自治 —子どもの語りに見るフリースクールのミーティング実践

宇陀 直紀（大阪公立大学大学院）

1. はじめに

近年、フリースクールやオルタナティブ教育において、子どもが日常の運営に関わる「ミーティング」は、自己決定や自治の学びの場として注目されてきた。理想的には「自由」と「自己決定」が強調されるが、実際の場合では子ども同士の力関係、大人の介入、沈黙やためらいといった揺らぎが存在する。本発表は、和歌山県のフリースクール「つくるがっこうイホルラ舎」を対象に、子どもの語りから自治の生成過程を検討するものである。

2. 本研究の視点

先行研究では、フリースクールの自治を民主主義的合意形成のモデルとみなす議論（森田 2021）や、学校における自治的能力形成の重要性を指摘する研究（片岡 2015）がある。一方で、こうした議論は制度や理念の側面を中心に論じられることが多く、子どもの日常的な対話や相互作用のなかで自治がいかに構築されるかについては、必ずしも十分に明らかにされてきたとは言いがたい。本研究は、「自由の実現」と「他者への配慮」という二つの力が交差する関係性に着目するとともに、子どもの権利条約第 12 条における“views”の概念——言葉による意見表明に限らず、沈黙や非言語的な態度も含む——を参照し、語りとその周辺の行為から自治の動態を明らかにする。

3. 分析の概要

方法として、2024 年 9 月より参与観察と半構造化インタビューを継続して実施した。ミーティング記録や活動メモから子どもの発言や反応を抽出し、相互作用の文脈とともに質的に分析した。

その結果、子どもたちは「自分のやりたいことを通したい」という自由の欲求と、「他のメンバーも楽しめるようにしたい」という他者配

慮とのあいだで揺れ動いていた。ミーティングでは、衝突を避けるために議題を先送りしたり、発言を控えたりする行動が見られ、自治は単なる意思決定手続きではなく、関係性の調整や感情のやり取りを伴う過程として立ち現れていた。

また、ミーティングへの参加率の低さが課題として挙げられ、登校しているにもかかわらず不参加の場合は決定事項に従うこと、欠席の場合は異議申し立てができることなど、運営上の調整機能がシステムとして形成されていた。「ルールのある自由」という認識や、自由を守るために新たなルールを提案しようとする姿勢も確認された。さらに、場面によっては、子どもの様子をスタッフが読み取り、進行や議題設定を調整する様子も見られた。

結論

以上より、フリースクールにおける自治の実践は、理想的に与えられるものではなく、日常のやり取りを通じて関係性の中から立ち現れる実践であるといえる。こうした視点は、教育現場における「自治」概念を再検討する手がかりとなるだろう。

参考文献

- 片岡弘勝(2015)「特別活動における学級討論づくりの視点と方法—「個と集団」に関する理論と実践展開方法」 渋谷真樹ほか編著『集団を育てる特別活動』ミネルヴァ書房
森田次朗(2021)『フリースクールの諸実践から「生きられたシティズンシップ教育を構想する」—居場所・アスピレーション・民主主義』中京大学大学院社会学論集(20)

謝辞

本研究は、日本科学協会 2025 年度笹川科学研究助成（実践研究）の助成を受けて実施したものである。

1. 研究背景と焦点

本報告は、自主夜間中学運動が地域的文脈のなかでいかに展開してきたのかを、運動の課題意識の再構成をめぐる過程に注目して明らかにすることを目的とする。自主夜間中学運動は、公立夜間中学の設置や代替を担ってきた一連の市民運動であり、先行研究も基本的にはこうした視角から運動・実践の諸相を捉えてきた。一方で、本報告が捉えたいのは、自主夜間中学運動の内実が、それが位置する地域的文脈との関連から多様なかたちで規定されてきた側面にある。すなわち、公立夜間中学をつくる動きとの関連のみならず、運動のなかで含み込む諸状況（葛藤・矛盾）への応答の中で、いかに目的や課題の中身が方向づけられてきたのかという点である。

しかし、先行研究には、こうした視座から自主夜間中学運動の内実を明らかにする論稿はほとんどみられない。自主夜間中学運動が「各地域において固有の学びの場としての役割を果たしてきた側面」（江口 2024）が、具体的にどのようなものであったのだろうか。

本報告は、1980 年代の東京都江東区・枝川地域における自主夜間中学運動を事例に、以上の点への接近を試みるものである。地域の文脈と関係しながら展開していく過程で直面する種々の矛盾にいかに応答し、運動の課題として位置づけようとしていたのかを個々のスタッフの経験に着目して描出する。

2. 江東自主夜間中学と枝川

江東自主夜間中学の運動は、1982 年に立ち上がっている。枝川およびその周辺は、江東区沿岸部にあり、1941 年の行政による朝鮮人集合住宅の建設以来、在日コリアンの集住地区として形成されてきた経緯もある。また、近隣には、中国からの引揚げ・帰国者が居住する社会福祉施設や生活保護受給世帯が多く暮らすアパートがあり、子ども世代は、校内暴力や背景を理由とした差別など、出自や生活背景、文化、経済的階層等が交差する複雑な状況があった。まさに 1980 年代中頃の江東自主夜間中学の実践・運動に関与するスタッフにとって種々の葛藤を生起させたのは、こうした地域で暮らす諸個人が置かれた具体的な生活領域とかかわる諸問題だった。

3. 江東自主夜間中学の運動における課題意識をめぐる葛藤

江東区における自主夜間中学運動は、他区の公立夜間中学へ越境入学する、中国からの帰国者の置かれた状況への問題意識から始まった。しかし、自主夜間中学づくりの過程で実際に問われたのは、教科書的・抽象的な歴史意識をもとにした個々の学習者理解ではなく、具体的な生活をかたちづくることとの地域の問題や構造の関連への理解をふまえた他者理解であった（長谷川 2024）。この段階では、例えば、主要な参加者であった在日コリアンの高齢女性にとっての解放に向けた学習は、個々の経験に即して生活上の矛盾や困難を理解していくこととの結びつきの中でかたちづくられることが意識されていた。

一方で、その後の、後続世代との関わりでは、生活上の矛盾への対応を認識上の問題としてのみ捉えることの限界性への認識（葛藤）をふまえて、一部のスタッフには、主体的にあたらしい生活をつくるための働きかけが実践課題として意識されるようになっていた。当日の報告では複数名の経験の語りに即しながら上記内容をより具体的に明らかにしたい。

参考文献

- ・江口怜「自主夜間中学運動の生成と展開—1970～80 年代の「公立／自主」関係を巡る議論に焦点を当てて—」『摂南社会学』第 1 巻、2024 年
- ・長谷川実「自主夜間中学運動における地域課題へのアプローチ—1980 年代の江東自主夜間中学における子ども会を事例に—」『基礎教育保障学研究』第 8 号、2024 年
- ・枝川町制定六十周年記念事業事務局『枝川町制定 60 周年記念誌』1989 年

コロナ禍で識字・基礎教育現場では何があったのか

— 領域横断的調査の試み —

○金命貞（東京都立大学）、○棚田洋平（一般社団法人部落解放・人権研究所）
○添田祥史（福岡大学）、○肥後耕生（豊岡短期大学）、新矢麻紀子（大阪産業大学）、
江口怜（摂南大学）、横関理恵（拓殖大学北海道短期大学）

1. 問題意識

2020 年から拡大した新型コロナウイルス感染症は、識字・基礎教育の現場にも大きな影響を与えた。特に、社会的に弱い立場に置かれている非識字者や義務教育未修了者らは、困難な状況に置かれていたと考えられる。しかし、公立夜間中学や自主夜間中学、識字学級、地域日本語教室などの識字・基礎教育現場は、その歴史的経緯や行政の管轄、対象者などが異なるため、領域を横断した網羅的な調査は今まで行われてこなかった。

そこで本研究では、領域横断的に識字・基礎教育の現場を対象として、「新型コロナウイルス感染症の影響に関する識字・基礎教育実態調査」を実施する。この調査は、コロナ禍での各現場の実態を把握するだけでなく、これまで分断されていた領域をつなぎ、学際的な視点から分析することで、将来的な教育中断リスクへの対応策を考える手がかりを提示する試みである。その際、識字・基礎教育の制度化が進む韓国を比較対象とすることで、比較研究の視点からの分析も行う。

本発表においては、実施する実態調査の趣旨や、対象、実施方法、調査項目などについて報告する予定である。

2. 新型コロナウイルス感染症と識字・基礎教育への影響に関する先行研究

公立夜間中学を対象とした研究では、矢作（2020）が東京都の夜間中学の実態を調査し、遠藤（2022）は、自らがスタッフとして携わる札幌遠友塾自主夜間中学におけるコロナ禍の苦悩と対応を克明に記述している。しかし、これらは特定の事例に焦点を当てたケーススタディであり、質問紙調査などを用いた全体像の把握には至っていない。

コロナ禍の識字・基礎教育に関する研究は、大阪の識字関係者によって精力的に取り組まれてきた。識字・日本語センターは、2020 年 6 月に大阪府内の団体を対象に「識字教室、識字・日本語教室、地域日本語教室開催状況アンケート」を行っている。全国識字学級実態調査実行委員会（2025）は、2021 年度の全国識字学級実態調査の結果の考察において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって学習者数が大幅に減少したこと、さらに、減少は高齢層よりも若年層が多かったなどの知見を見出している。質問項目を多く割いたのは、大阪府の調査である。「令和 3 年度大阪府識字・日本語教室活動状況調査」では、休止期間、感染対策、学習者数の変化、オンライン学習の導入などについての質問項目を追加している。しかしながら、その性質上、調査対象は大阪府内の団体に限定している。

一方、韓国においては、研究者や国家平生教育振興院などの行政機関による実態調査が見られる。例えば、2020 年 5 月には『コロナ 19、韓国教育の眠りを覚ます』という単行本、12 月には

『コロナ19 パンデミックが平生教育に及ぼす影響』という報告書が出されている。しかし、これらの研究では、教育や社会教育全体の実態や課題に焦点が当てられている。また、識字教育に関する実態調査はいくつか見られるが、コロナ禍でのプログラム運営方式や、コロナ禍前後での識字教育事業運営の変化についての調査程度であり、コロナ禍における現場の具体的な実態までは明らかにされていない。

以上のような先行研究の知見を踏まえ、本研究は、夜間中学、自主夜間中学、識字学級、地域日本語教室を網羅する領域横断的な全国調査を企画した。また、識字・基礎教育の制度化が進んでいる韓国でも同様の調査を実施し、比較研究を行う。

3. 調査方法

日本調査は、全国夜間中学研究会をはじめとする関連団体の協力を得て実施する予定であり、すでに東京都立大学の研究倫理審査を受けている。韓国調査は全国文解・基礎教育協議会（全文協）が担う予定で、全文協所属の識字教育機関だけでなく、関連機関に調査協力を呼び掛けて行う。日本調査では、地域日本語教室も対象に含めるが、その数が多いことや、韓国調査では外国人住民対象の韓国語教室は対象に入れないため、日韓調査の結果を比較する際には除外する。

調査方法は、韓国調査ではフォームによる回答様式で実施し、日本調査では、郵送、フォーム、メールによる回答様式を併用することを検討している。

4. 調査内容

調査票は、①教室・学校等に関する基本情報（「教室・学校等の種類」「教室・学校等の設置者・運営形態」「教室・学校等の概要」「教室・学校等の学習形態」）、②新型コロナウイルス感染症拡大による影響（「コロナ禍前後の学習者数」「コロナ禍前後のスタッフ数」「コロナ禍における活動への影響」「コロナ禍における教室・学校等の対応」「休講（校）中の学習支援や相談の方法」「ICT機器を活用した学習の導入状況」「学習者の学習面・生活面の困りごと」「スタッフの学習面・生活面の困りごと」「国・自治体からの支援状況」「国・自治体からあったほうがよかった支援」）、③現在の教室・学校等の現状（「現在の活動の開催方法」「コロナ禍における活動にかかわる困りごとやその対応について（自由記述）」）の3つから構成され、日韓の共通項目及び各国での追加項目となる。詳細については、発表時に配布する調査票を参照して頂きたい。

【参考文献】

- ・遠藤知恵子（2022）「コロナ禍のもとでの札幌自主夜間中学」『教育学の研究と実践』第17号。
- ・姜大中他（2020）『コロナ19、韓国教育の眠りを覚ます』知識工作所（韓国語）。
- ・コ・ヨンサン（2020）『コロナ19 パンデミックが平生教育に及ぼした影響』韓国国家平生教育振興院（韓国語）。
- ・全国識字学級実態調査実行委員会（2025）『「2021年度 全国識字学級実態調査」報告書』。
- ・矢作由美子（2020）「コロナ禍における夜間中学の学習支援のあり方と情報モラル教育の必要性」『教育研究所紀要』第29号。

※本研究はJSPS 科研費 JP24K00373 の助成を受けたものである。

被差別部落における識字活動の多様性と課題

○菅原智恵美（大阪公立大学人権問題研究センター特別研究員）

○森 実（大阪教育大学名誉教授）

全国識字学級実態調査実行委員会は、2021 年度に全国の被差別部落の識字学級を対象に、全国識字学級実態調査を行った（質問紙調査／JSPS 科研費 JP21K02171）。

調査結果をもとに、2023 年度から 2025 年度にかけては、特徴的な教室への訪問調査を実施している（JSPS 科研費 JP24K05620「日本の識字施策に資する基礎資料の確立に向けて－識字学級の実践の蓄積を参照に」）。

訪問調査で得られた各教室での取り組み実践などをもとに、被差別部落における識字活動の多様性と課題について考察し、発表する。なお、訪問調査は実施中であるので、発表は、調査の中間発表的なものとなる。

[1] 調査の目的

昨年度の本学会研究大会でも報告したとおり、本研究では、いくつかの調査方法を用いて被差別部落における識字学級の歴史や実態、課題などをあきらかにしようとしてきた。第 1 に、質問紙調査により全国の被差別部落にある識字学級を量的に調査した。第 2 に、質問紙調査をもとに特徴的な教室に訪問調査を継続している。第 3 に、活動事例や教材など資料を収集し、分析しつつある。第 4 に、ユネスコ等の国際的動向及び諸外国との比較している。以上をふまえて、日本の成人基礎教育の実践のあり方について提言をまとめる予定である。これらを総合することにより、識字の未来が浮かび上がりつつある。

[2] 内容と方法

昨年度の報告では、主として 2021 年度に全国の被差別部落の識字学級を対象として実施した質問紙調査について報告した。全国各地の被差別部落において 200 を超える識字教室が活動を続けている。2023 年度以後、質問紙調査から特徴的な識字学級を抽出し、それらの教室に訪問のうねインタビュー調査を重ねている。訪問時には、それぞれの教室の活動について詳しく聞くとともに、学級等で作成・使用している作品や教材をあわせて収集してきた。

残念ながら 2019 年度末からの新型コロナウイルス感染症の影響により、訪問調査は 2022 年度までほとんど行うことができなくなり、実質的には 2023 年度に展開しはじめることとなった。

訪問調査等は現在も継続中でこれまでに、得られた資料・教材は、分析しつつある。訪問調査した学級数は、九州・四国・関西などの 30 学級ほどである。今後もこの訪問調査は継続する予定である。

[3] 訪問調査から得られた結果

質問紙調査に加えて、訪問調査を実施することにより、識字学級の具体的活動内容がより明確になるとともに、関わっている人たちのエネルギーを感じ取ることができた。得られた結果は、次のように整理できる。

① 学習活動の核としてのおしゃべり

識字学級というと、えんぴつを持って黙々と

文章を綴っている姿をイメージするかも知れない。しかし、各地の教室を訪問するなかで浮かび上がったのは、おしゃべりを重ねている教室ほど元気にさまざまな取りくみを行っているということである。

わたしたちが訪問したときも、多くの学級で、結婚差別や地区外との葛藤、仕事の難しさなど、部落差別に関わる体験がくりかえし聴かれた。それらを必ずしも泣きながら話すというわけではない。力強いことばで語る人もいれば、誇りを持って語る人もいる。ときにはユーモアを交えながら、伝えてくれる人もいる。わたしたちが感じたのは、むしろ力強さである。

そんな話を学級に関わっている人たちとできている教室であれば、文章を綴るという活動も行っている場合が多い。また次に述べるさまざまな作品づくりにもつながっている。

②さまざまな学習活動への広がり

活動内容のもう一つの特徴は、文章を綴るだけではなく、多様な活動を展開していることである。多様な活動と述べているなかには、識字カルタづくり、大判紙芝居づくり、手芸作品づくり、手話歌の発表、演劇の上演、地域の古地図づくり、包丁とまな板を使って調理の実習、硬貨の種類を学び、実際に飲食店などでの支払いを通じてお金の払い方を学ぶなどである。

以上のようなタイトルだけ見れば、識字学級というよりも、文化教室といった方が内容にぴったりかも知れない。しかし、これら一つひとつの内容が、識字問題や差別問題、あるいは人間解放と密接につながっているのである。

③行政や運動体の担当者の関わり

一方、識字学級の在り方を左右する要因が、いくつか存在することも明確になってきた。そのうちの一つは、行政の担当者や地域の運

動体の担当者、教育関係者がどのように関わっているかである。

さきにあげたような、おしゃべりを熱心に行っている学級、多様な活動を展開している学級で特徴的に見られるのは、行政や隣保館職員、学校教育関係者が積極的に関わっていることである。こつこつと教室に関わり、学習者の話を聴き、教室を下支えしている行政職員や（元）学校教員がいるかどうかは、決定的に重要である。

また、運動団体の担当者がどう動いているかも重要である。こつこつと参加する行政担当者や教員がいるだけでは、学級の勢いは盛り上がらないこともあるようだ。

その点で、運動団体の担当者がどう関わっているかはもう一つの重要なポイントである。学習者の思いを受けとめて学習パートナー（共同学習者）につなぐ。さまざまな地域の人を学級に呼び込む。他教室とのつながりをつくる。人間解放という観点を教室の核に据える。このような点を考えるとき、運動団体の担当者は、大きな役割を果たしうる。

④学習者層の広がりとその受け止め方

学習者層の高齢化や、関わっている学習パートナーの高齢化を問題と捉えている教室もある。しかし、各地の教室を訪問するうちに、高齢化というのは大きな問題ではないように感じられるようになった。事実として高齢化していたとしても、それで勢いが衰えているわけでは必ずしもない。

むしろ、さまざまな人たちを引き寄せる力になっている面がある。たとえば、地区内外に住む外国人、障害者、高齢者などである。こうした人たちが教室で生き生きと学べるのも、部落の識字が培ってきた文化とも言える事柄が教室に位置付いているときである。

認知症者の社会的包摂に向けた市民への意識啓発のあり方に関する動向
—オーストリアを事例として—

鈴木 尚子（徳島大学）

1. 本発表の背景と目的

わが国では、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（2024 年 1 月 1 日施行）にもとづき、2024 年 12 月に認知症施策推進基本計画が閣議決定され、「新しい認知症観」（認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができる、という考え方）が強調されている。上記の法令及び基本計画においては、学校教育並びに社会教育における「認知症に関する知識および当事者に関する理解を深める教育の推進」も含まれる。すでに国民の約 20 人に 1 人が認知症を発症していると推測される今日、当該テーマに関する国民への教育を浸透させるにあたっては、教育関係者自身も、認知症に対する自らの理解の程度を確認するとともに、正しい知識や接し方を身につけ、主体的に関わることが期待されている。

発表者は、過去約 10 年間以上にわたり、認知症高齢者の学習活動に日常的に関わる中で、かれらへの適切な学習支援のあり方に関して、実務を通じて探究するとともに、公開講座により育成した市民とグループを結成し、地域に暮らす多様な世代の市民に向けて、認知症に関する独自の意識啓発活動を実践してきた。

他方、研究上は、高齢化の進む諸外国において、同種の実践に携わる関係者らと交流し、考察を深めてきた。本発表は、その一環として、オーストリアに着目し、①芸術系の大学関係者により実施されているアートを活かした市民への啓発活動、②医療・看護系の大学関係者が、社会教育施設のハード・ソフト面の改良により、市民に対し、認知症への理解を促進している啓発活動の事例を取り上げ、現地での調査研究をもとに、その概要を報告することを目的とする。

2. 調査研究の方法

調査研究の方法として、資料分析調査に加え、2024 年 3 月及び 10 月に現地に滞在し、関係者らに対して聴き取り調査を行うとともに、参与観察調査を行った。具体的には、①についてはウィーン応用芸術大学（Universität für angewandte Kunst Wien）関係者らが実施しているアートを活かした市民への認知症に関する啓発活動について、同大学で聴き取り調査を実施するとともに、フィラッハ（Villach）にある 3 つの博物館・美術館等で市民に対して実施されたドローウィングを用いたプログラムを参与観察した（本プログラムは、2025 年 9 月に同大学関係者が来日の上、東京藝術大学並びに徳島大学関係者と連携し、東京藝術大学及び徳島県立近代美術館において実施予定であり、発表時には日本人を対象にした実践事例も含める予定である）。②については、ウィーン大学（Universität Wien）及びウィナーノイシュタット応用科学大学（Fachhochschule Wiener Neustadt）の協力関係により、ウィナーノイシュタットで取り組まれた認知症にやさしい博物館及び図書館づくりの事例について、現地で聴き取り調査並びに参与観察調査を実施した。

3. 調査研究の小括（まとめにかえて）

本調査研究を実施したオーストリアでは、調査対象事例に限らず、国家全体として、医療・介護関係者だけでなく、あらゆる分野の人びとが主体となり、認知症当事者にとって住みやすい地域づくりが目指されており、当該テーマが学際的に話し合われ、実践される気運が高まりつつある。わが国では、言葉による情報伝達が強調される傾向にあるが、それ以外にも多様な方法により、認知症への市民の意識が変容する可能性があることが本調査研究から示唆された。付記：本研究は、科学研究費（課題番号：21K02239）の支援を受けたものである。

日本社会教育学会第 72 回研究大会 2025 年 9 月 12-14 日 鹿児島

医療的ケア XR シミュレーション教材共有システム構築の課題とサービス提供体制構築の可能性

コリー紀代(北海道大学大学院保健科学研究院)

【緒言】令和 3 年の医療的ケア児支援法では、人工呼吸器が医療的ケアの定義に包含された。しかしながら、在宅におけるケアを保護者が一人で抱え込み、事故により逮捕される事件も続いている。本研究では、共同開発してきた医療的ケア XR シミュレータをご紹介します。多職種連携のための教材共有プラットフォーム構築による課題とサービス提供体制の充実の可能性について検討する。

【方法】2025 年 7 月 30 日～8 月 8 日の間、サマーインスティテュートとして「Hands-on Training for a Mechanical Ventilator XR Simulator」という選択科目を対面&オンデマンドで開講した。XR とは VR (Virtual Reality: 仮想現実)、MR (Mixed Reality: 複合現実)、AR (Augmented Reality: 拡張現実) の総称である。医療的ケアが多職種連携を要することから、看護学部、工学部、薬学部の院生、看護師、医師、臨床工学技士、センシングや AI・機械学習を専門とする工学研究者、企業関係者も含め計 53 名に参加いただいた。米国、英国、スペイン、フィンランドから講師をお招きし、①国際的な看護師不足：日本とスペインの比較、②米国ナースプラクティショナーの業務範囲、③高度実践能力評価ツール、④社会的ケアニーズを満たすための看護の自動化、⑤ヘルスケアにおける機械学習、⑥医療過疎地における業務範囲拡大：フィンランドモデル、⑦英国における医療的ケア、⑧教育と臨床の乖離をうめる戦略、⑨看護 XR シミュレーション、⑩将来のコロナ禍や災害などに備えるための国際資格認証制度、について学習したのち、⑪特別支援学校における気管内吸引の場面を 360 度動画で視聴、⑫人工呼吸器トレーニングアプリ Simmar と気管内吸引シミュレータ ESTE-SIM のデモンストレーション、⑬⑭PEPPA-PLUSを用いた看護学部カリキュラムを検討するグループワーク、⑮まとめという構成で実施した。

【結果・考察】将来におけるコロナ禍・災害、高齢化社会等のケア需要が増加した場合の対策、看護×工学という領域横断研究におけるの開発の優先度決定の重要性について言及され、労働人口減少社会において看護師が医療経済に関心を持つ必要性、医療的ケア児の問題は海外も同様のため、関連法規や制度の国際比較の継続、Hidden Curriculum (学習目的外の学習を可能とするメリットのほか、学習環境を統一できず、偶然性に依拠する学習者にとっての不公平性を持つ) という病棟実習や On the Job Training の限界について再認識された。看護 XR シミュレータが看護技術の安全な反復練習や量的評価を可能とする点がある一方で、指導者育成の課題が共有された。

【結論】看護師不足に起因する在宅サービス不足は海外でも一般的であり、医療的ケア児のきょうだい児 (ヤングケアラー) など立場の弱い者の社会参加を阻害する。その解決策として看護 XR 教材共有システムの構築には、領域横断共同開発を基盤に AI や XR を活用したコンピテンシー重視型の看護学部カリキュラム改訂、指導者の育成が不可欠である。

持続可能な消防団における教育・訓練システムの検討

—東松島市の事例から—

磯部 孝之（東北大学大学院）

1. 研究の背景・目的

大規模地震や津波、気候変動に伴う局地的な豪雨等による災害が各地で頻発し、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するためには、常備消防では手が届かないところを消防団がカバーすることが大いに期待されている。

本研究では、震災復興を図る東松島市の先進事例を調査・分析して、社会教育の視点から地域の持続可能な防災教育・学習に必要な要素を抽出し、「持続可能な消防団における教育・訓練システム」の明確化を図ることを目的とする。

2. 研究方法

インタビュー、参与観察から持続可能な消防団の教育・訓練システムを分析した。

3. 主な結果

「消防団の退団防止のために教育・訓練をどう工夫すべきか」について、消防団長、防災課長にインタビューした結果次の知見が得られた。ア、操法訓練への過度な負担が退団要因となっており、実践的で「やりがい」を感じられる訓練内容への転換を強調していた。

イ、まずは消防団員一人ひとりが「現場で即戦力として動けること」を目指し、基本に立ち返った訓練を丁寧に重ねて教育・訓練システムの検討をしていく方針であると語っていた。

ウ、「現場の声」を政策に変える、エンパシー（Empathy）のマネジメント化による消防団員の意識改革を推進する。長年消防団業務に携わる防災課長が示す、「制度の中で人を動かす」のではなく、「人の思いを出発点に制度を形づくる」という姿勢が持続可能性の鍵である。

4. 考察

（1）消防団活動に見られる学びの兆しと社会教育的意義

春季講習では、放水圧力の高い筒先を男性団員が担当し、女性団員が後方から支援する姿が見られた。従来は男性中心であった消火訓練に女性団員が参加していることは、消防団が地域

社会の中で、性別や役割を超えた協働的な実践の場として機能しつつある兆しと捉えることができる。また、訓練内容についても、操法訓練の過度な負担を見直し、より実践的でやりがいのある内容へ転換されていた。団員一人ひとりが「現場で即戦力として動けること」を目指して訓練に取り組む方針は、単なる技術習得にとどまらず、地域を支える一員としての責任感や主体性を育てるプロセスと見ることができる。これらの点から、消防団は防災対応の担い手としてだけでなく、住民が社会的役割や公共性を学ぶ場、すなわち社会教育の場としての性格を有しうることが示唆される。

（2）制度設計における参加と学びの構造

インタビューにおいて、防災課長は「制度の中で人を動かすのではなく、人の思いを出発点に制度を形づくるのが持続可能性の鍵である」と述べていた。この発言からは、消防団制度の運用が、上意下達型から当事者の声を取り入れた参加型の制度運営へと移行しつつあることが読み取れる。このような制度設計のあり方は、団員の意見が反映される実感につながり、制度への当事者性を促すものである。社会教育の観点から見れば、これは学習者が制度や組織を「自分ごと」として捉え、学びの当事者となるエンパワメントのプロセスとも解釈できる。

以上のように、東松島市消防団における訓練改善や制度運営の工夫には、社会教育的な意味での「学び」や「成長」が内在しており、今後の地域防災活動における市民的な学習機会の形成として注目される。

5. まとめ

本研究では、東松島市消防団における教育・訓練の取り組みを通じて、地域の実情に応じた訓練改善や制度設計が、団員の主体性や協働性を育てる学びにつながっている可能性を示した。これらの実践は、消防団が地域における社会教育の場として機能しうることが示唆されている。

地域実践における学習支援者の排除性とオートエスノグラフィの可能性

NPO 法人 里の自然文化共育研究所 出川真也

本報告は、社会教育研究におけるアカデミー（学術団体・大学等）の現代的意義を再評価しつつ、長年にわたり不可視化され、巧妙に隠蔽されてきた地域実践にかかわる学習支援者や研究者への「排除性」の問題を取り上げる。

事例紹介により、その恐るべき実態と排除・抑圧の背景や構図を示しながら、排除によってサバルタン化した学習支援者や研究者が、抑圧を乗り越える打開策として、表現手法であるとともに、研究・実践手法の革新や学習支援者・研究者の生き方そのものにも示唆を与えるオートエスノグラフィ手法の可能性を提示する。

そのうえで、現在の学会状況を踏まえつつ、オートエスノグラフィ研究が、社会教育研究において、今後直面すると考えられる試練、排除と抑圧を助長する体制の足元を掘り崩す戦略、地域実践にコミットする学習支援者・研究者が取り組むべき課題を浮き彫りにする。これらを通じて今日の学会・大学に寄せられる新たな期待と可能性を見出していく。

発表の構成内容は以下のとおり。

1. 社会教育研究の「実践」への接近とリスク

- ・制度過渡期社会教育における「社会教育士」と地域づくりへの接近、その光と影
- ・アカデミックな議論と生の現実社会が交差する研究・教育・実践空間と政治的緊張

2. 「学会」「大学」の「闇」と学習支援者・研究者への排除圧力

- ・「学会」「大学」の本来の性格と学習支援者・研究者への排除圧力、その論理構造
- ・社会教育職員不当配転問題の再考

※この恐るべき実態に関する詳細情報は、当日配布資料で、公開する。

3. 実践家の「サバルタン」化と排除・抑圧構造の温存

- ・「合法的」排除による実践的学習支援者・研究者の「サバルタン」化
- ・その「声」は完全に消失し、教育・研究そのものの抑圧構造は隠蔽され、温存される
- ・次世代への強制力を伴った守旧的教育・研究スタイルの継承とその功利的性格

4. オートエスノグラフィの可能性ーサバルタンが語るためにー

- ・オートエスノグラフィによる「アンラーニング」効果と「声」の取戻し
- ・抑圧と排除を正当化してきた知的伝統と方法論への挑戦と変革、アカデミーの可能性

5. 課題と懸念 私たちが闘うべきものは何か？ー学会・大学の真価を発揮するためにー

- ・従来の研究作法からの積極的な逸脱と、新たな抑圧・排除、新領域開拓の可能性
- ・実践的「倫理」感性の重要性和学会・大学に寄せられる新たな期待と使命

外国につながる中学生を対象とした教科学習支援における英語支援者の意識

獨協大学 宇津木奈美子

1. はじめに

外国につながる子どもの増加にともない、公立の学校ではさまざまな受け入れの対応が行われている。その一つに子どもの母語を活用した教科学習支援がある。母語による支援の有効性は明らかにされているが、その担い手は大学院生などの留学生などが多く、大学院を修了すると就職や帰国等をすることから、支援の継続が難しいことが課題となっている。

本発表では、ある中学校の国際教室において、英語による国語の学習支援を担当した二人のシニア世代の支援者を対象に、かれらがどのような実践を行い、どのような意識で支援を行ってきたのかを明らかにする。

2. 研究方法

調査対象者はある公立中学校の国際教室で、中学校3年生のフィリピン生徒に国語の学習支援を英語で行っていたAとBである。二人とも70代で、英語に堪能である。Aは市の国際交流ラウンジで英語スタッフとして在籍し、子どもに日本語を教えたり、学校の三者面談等の通訳を約20年ほど行ってきた。Bは夫の海外赴任に伴い、そこで子育てをしながら、ビジネスパーソンに日本語を教える経験を持つ。この2名を対象に学習支援実践や支援に対する意識についてのインタビュー調査を行い、得られたデータを佐藤（2008）にならいコード化し質的に分析した。

3. 結果

調査対象者は子どもの教育に関わった経験はあるが、主に通訳等の補助的な役割を担っていた。本支援では、メインの支援者として授業を進めていくため、当初は戸惑いもあった。しかし、日本の文化的背景などの知識を活かし、積極的に支援を行っていた。一方で、来日間もないフィリピン生徒に教科としての国語を日本語の使用のみで教えることへの限界を感じ、フィリピンの授業言語である英語を使用して教えることへの意義を見出していった。自己評価が低く周囲の教員からの評価も低い生徒に対しては、それらの生徒の立場に立って考え、さらに生徒の良い点を積極的にみつけようとしていた。また、本支援を社会との接触のよい機会と考えたり、自身の子どもが社会やコミュニティーにサポートしてもらったことへの恩返しだと捉えていた。

4. まとめ

調査対象者は日本社会や文化に対する知識や英語を十分に活かしながら、学習支援を行っていた。また、これまでの仕事や子育てなどの経験を活かしながら、子どもに対応していた。現在、学習支援の場は慢性的な支援者不足に悩まされている。今後はシニア世代が教科学習支援において経験知および実践知を十分に活かし、社会参加していくことが可能であることが示唆された。

引用文献

佐藤郁哉（2008）『質的データ分析－原理・方法・実践』新曜社

性の多様性をめぐる課題に公民館主事はどのように向き合っているか
—ある中山間地域でのインタビューから—

正木 僚（筑波大学大学院）

1. 研究の背景と目的

今日、性の多様性についての理解や対応が求められている。全国各地でパートナーシップ制度の導入が行われ、各自治体ではパートナーシップ制度に関する教育・学習事業が行われてきた。その意義について、富永・坂本（2023）は、「性的指向・性自認を問わず、わたしたちの生の基盤としての他者との関係、その束としての地域の公共性を創造し得る」（p.18）と考察している。性の多様性は、日常や自らと社会から排除されてきた人々を含めたあらゆる他者との関係性を問い、誰もが生きやすい社会を実現させていくための糸口になるといえよう。したがって、性の多様性に関する教育・学習の機会を社会教育領域において充実させていくことが求められる。

しかし、複数の先行研究において、性の多様性に関する認知や意識、取り組み状況には世代間格差や（田中他 2017）、地方間格差があること（石原 2017、大森 2023）が示されている。これらの研究で言及されている内容を総合的に考察すると、中山間地域など、少子高齢化・過疎化が著しい地域においては、従来の男女二元論・異性愛規範に基づくジェンダー観が根深く、LGBTQ 当事者は自身のセクシュアリティを公にすることが難しく、生きづらい状況にある。また、多くの住民にとっても、LGBTQ 当事者が身近にいる可能性を認識・想像することは容易ではない。したがって、性の多様性に関する教育・学習が地域の公共性の創造へと結びつくには、地域や住民の現状を把握し、教育・学習機会を提供・援助する存在が重要である。

今日、性の多様性に関する教育・学習は、男女共同参画のための施設のみならず、公民館でも行われている。様々な地域課題について、公民館主事が地域の状況を踏まえながら取り組んできたことは、これまでの多くの社会教育研究でも明らかにされてきたが、性の多様性については研究の蓄積が未だ乏しい。地域や住民の日常を支えている公民館主事が、性の多様性に関する教育・学習を充実させていく役割を担うためにも、現在どのように取り組みを進めているのか、明らかにする必要がある。

以上の背景から、本発表では、公民館主事が性の

多様性をめぐる課題についての問題意識をどのようにして育み、地域の状況を踏まえた教育・学習機会へとつなげているのかを明らかにすることを目的とする。

2. 研究対象ならびに方法

本研究では、分析対象地として、島根県飯石郡飯南町を選定した。中国山地に位置する飯南町は、面積約 240 km²、人口約 4,200 人を有しており、5 つの公民館が設置されている。島根県では、同和問題をはじめとする人権課題に対する取り組みとして、同県の人権啓発推進センターが人権啓発指導者養成事業を実施しており、公民館主事には研修の受講が要請されている。この研修を通して公民館主事は、人権保障の観点から社会教育が重要であるという認識を共有している。

また、本研究では、飯南町の A 公民館主事 X 氏を調査対象者とした。X 氏は、社会福祉協議会と連携した取り組みである「サロン」などにおいて、性の多様性に関する内容を取り入れようと試みている。

X 氏に対して、①性の多様性をめぐる飯南町の課題、②性の多様性に関する X 氏の課題意識、③性の多様性に関する教育・学習機会の取り組み状況、の 3 点を主な質問項目とした半構造化インタビューを実施した。このインタビューデータから、公民館主事として、性の多様性をめぐる課題についての問題意識をどのように育んできたのか、地域の状況をどのようにとらえ、実践に結びつけようとしてきたのかについて分析する。

3. 引用・参考文献

- 石原英樹「性的マイノリティをめぐる地域環境—「世界価値観調査」による地域差分析と地域サポート組織の取り組み—」『明治学院大学社会学・社会福祉学研究』第 147 号、2017 年、pp.1-20。
- 大森駿之介「地方周辺地域における LGBTQ と非当事者との「二重の不可視化」を解く—宮城県北部の活動団体 Color Calibrations を事例として—」『東北文化研究室紀要通巻第 64 集別冊』2023 年、pp.19-35。
- 田中敬明・貞末俊裕・武谷美咲「LGBT の知識と理解に関する世代間格差」『九州女子大学紀要』第 54 巻 2 号、2017 年、pp.115-127。
- 富永貴公・坂本良哉「同性婚／パートナーシップ制度をめぐる男女共同参画関連事業の意義と課題」『都留文科大学大学院紀要』第 27 集、2023 年、pp.1-20。

※本研究は、JST 次世代研究者挑戦的研究プログラム JPMJSP2124 の支援を受けたものです。

ブックトークの実践を通じた公立図書館における学び直し支援に関する考察

北九州市立大学 地域共生教育センター 特任教員 矢ヶ井那津

現代社会では人口減少に伴い、自治体が保有する公共施設の総量縮減と配置再編が重要な政策課題となっている。従来の公共施設マネジメントでは、延床面積の縮減や施設廃止を中心に検討されている。しかしながら、公共施設は地域の象徴であり、地域コミュニティの核をなす存在であるため、単なる廃止ではなく施設機能の再編や利用方法の再設計を通じた持続可能な活用も求められている。特に、公立図書館は誰もが利用可能な社会教育施設であるため学習や交流の拠点となる機能を有しており、文科省の「図書館実践事例集」でも先行的な取り組みが多々実施されていることが記されている。

本研究では、図書館における学び直しの支援についての知見を得ることを目的に福岡県北九州市立中央図書館において実施されたブックトークイベントを事例対象とし、参加者のアンケートの分析結果から、図書館における学びを共有し楽しむ場の可能性を考察した。北九州市立中央図書館では、既に学習に意欲的な利用者は見られたものの「図書館は静かに本を読む場所」としての機能が強調され、読書行動が個人活動に留まっており、学びを通じて他者とのつながりや共に学ぶ場としての機能が十分に発揮されていないという課題があった。このような現状から図書館職員からの要請を受け、筆者の所属する北九州市立大学の研究会グループと共催で、利用実績が少ない「リフレッシュスペース」を活用したブックトークイベントを企画した。イベントは2024年12月7日14時から16時まで開催され、中央図書館内でトークイベント形式のワークショップを行うのは初めての試みであった。参加費は無料とし、中学生以上を対象に約20名を募集した。本イベントの内容は、生涯学習に関する推薦図書やレファレンスサービスなど図書館利用法の紹介、「学ぶこと」をテーマとしたトークセッションおよび、ワークショップであった。トークセッションではグラフィックレコーディングを用いた、リアルタイムでの記録も試みた。イベント後、参加者への感想アンケートを収集・分析し、イベントによる参加者の感想を体系的に可視化した。分析には、主に看護領域で実践知の構築に活用されてきた質的統合法を用いた。本手法はKJ法を基礎に発展的に継承されたもので、事例の個性や独自性を把握し、そこに内在する法則的な繋がりを抽出・発見する目的に適している。分析の結果、本イベントの経験を表す6つの事柄（質的統合法におけるシンボルマーク）が得られ、その関係性を空間配置により図解し、体系的な構造を明らかにできた。今後も、まちなかの地域コミュニティに対して、図書館の社会教育機能を活かした継続的な学び直し支援の展開に適応できる。

参考文献：山浦晴夫（2012）「質的統合法 考え方と手順」医学書院。

公共図書館における日本語多読支援の課題

小川 和子（筑波大学大学院）

1. 本研究の目的と背景

本研究は、公共図書館における日本語多読支援の課題の検討を通して、地域の外国人住民・外国ルーツの子どもたちが図書館の資料を利用して日本語多読を実践するために必要な要件を明らかにすることを目的とする。

外国語を身につけるために、その言語で書かれた本を大量に読む「多読」が有効であることは、言語教育の分野ではよく知られている。本研究における多読は、「やさしい絵本から辞書を使わずに楽しくたくさん読んで外国語を身につけていく方法」を指し、文字が少なく絵や写真が多い本から始める点に特徴がある¹。多読の入門期は、多読に適した文字の少ない図書を大量に読む必要があるため、無料で本を読める公共図書館は多読を実践するのに適した場所である。地域住民の英語多読を支援する公共図書館は、この20年で東海地方を中心に増加している。

日本語多読は、英語多読の実践の成果に刺激を受けた日本語教師らが、日本語学習者にとって読みやすいレベル別読みものを作成・出版し、一般の絵本や図書も利用しながら一般書に架橋する方法を実践してきた。作成された日本語多読用のレベル別読み物は、国内外の教育機関で日本語授業の現場で使用されている²。

近年、まだ事例は少ないものの、地域の外国人住民の日本語学習を支援する目的で日本語多読用の図書を所蔵する公共図書館がみられるようになった。本研究では、図書館の所蔵資料を利用した

日本語多読が外国人住民の日本語学習に資するための実践方法を探究する手がかりを得ることを目指す。

2. 研究の方法

研究方法は文献研究である。日本の社会教育研究において、外国人住民の日本語学習の研究は、識字教育の社会教育実践研究を中心に蓄積がある³。夜間中学や公民館等の公的社会施設を使用した地域日本語教室での実践に関する先行研究が多くみられる一方で、公的社会教育施設である図書館での日本語学習に関しては、実践自体が少ないといえる。そのなかで、渡辺らは国内外の図書館の語学支援の事例を紹介している⁴。

発表者らは所属するNPO多言語多読の会員として、2024年度に公共図書館を対象に多読に関する全国規模の調査を実施した⁵。この調査結果にみられる日本語多読支援の課題に焦点を当て、社会教育学における先行研究、図書館・読書分野の文献、および公共図書館の英語多読支援実践から得られた知見に依拠して分析する方法をとる。

3. 考察

公共図書館の日本語多読支援の実践に必要な要件として、以下の3点が挙げられる。1点目は、利用者に楽しい読書としての多読の方法を紹介し、安心して実践できる場をつくる支援者（図書館職員・ボランティア）の存在である。2点目は、地域の外国人住民が公共図書館を訪れるための広報である。3点目は、地域の外国人住民の日本語学習を支援する他機関との連携である。

¹ 酒井邦秀・西澤一(2014)『図書館多読への招待』日本図書館協会

² 栗野真紀子・川本かず子・松田緑編著(2012)『日本語教師のための多読授業入門』アスク出版

³ たとえば以下に所収の文献が挙げられる。

日本社会教育学会編(1991)『国際識字10年と日本の識字問題—日本の社会教育 第35集』東洋館出版社

日本社会教育学会編(1995)『多文化・民族共生社会と生涯学習—日本の社会教育 第39集』東洋館出版社

⁴ 渡辺幸倫編著(2019)『多文化社会の社会教育—公民館・図書館・博物館がつくる「安心の居場所」』明石書店

⁵ 小川和子・米澤久美子(2025)『全国公共図書館多読資料調査報告書』特定非営利活動法人多言語多読

男女平等推進センターでの講座の変遷～東京都杉並区に着目して

赤池紀子（川崎市人権・男女共同参画室）

はじめに

2026年度からNWECが男女共同参画機構に改組され、全国の男女共同参画センターの中核組織となる。7月末に公表された内閣府の第6次男女共同参画基本計画の骨子案にも、各地のセンターの機能の強化、充実が謳われるほか、地域の課題解決に向け、関係者相互間の連携と協働を促す拠点と規定され、地方公共団体には体制を確保する努力義務が課される。

遡ること2022年に、「NWECの内閣府移管について考える会」が要望書で述べたように、地域の実情に応じたあり方の検討が必要である。

そこで本稿では、東京都杉並区立男女平等推進センターを対象に、1997年の設立以降、どのような講座が行われてきたのかを整理する。ジェンダー平等の実現に向け、今後センター事業を検討する際の、参考事例を提示することを目的とする。

1. 同センターの成り立ちと対象とする理由

同センターは、水爆禁止署名運動の端緒となった、1953年からの杉並区立公民館での女性の学習と連なり設立された。戦後、PTA育ちの母親をはじめ、女性たちの婦人問題学習が盛んに行われ、89年に婦人会館としての機能も備えた社会教育センターが開館すると、女性問題解決に向けた託児つきの講座が推進施策として位置づく。同時に男性の自立講座、男性セミナーも開講してきた。

しかし新センター開設後、条例は制定されないまま現在は専任の職員も常駐せず、都内の各センターと比較し事業が活発とはいえない背景がある。

とはいえ、女性区長が誕生し、女性議員が半数を占めるパリテ自治体でもある。従来の事業、または関連する協働学習がその実現の一翼を担ったと仮定し、手始めに講座傾向を分析し、事業のあり方検討の際の一視座を示すことを目標とする。

2. 分析と考察

センター設立以前から廃刊となる2018年まで毎年1回、発行された『すぎなみの女性』（1996年以降）と、現在も発刊されるセンター情報誌『ゆうCan』を分析対象とする。前者は、1954年の組織を原点とする「杉並女性団体連絡会」が無償で編集してきたセンター事業を含む活動記録である。

開設年に、性の自己決定権に関する10回連続講座が組まれたほか、同年から「リーダー養成研修」「女性問題啓発講座」「セミナー」「区民企画講座」が継続し、「セミナー」には、新しいパートナーシップ、おやじの地域活動など4テーマを設定した「男性セミナー」も含まれた。2001年には「男の介護見聞録」（67人中男性が63人参加）があり、「男性の参加促進」への高評価が示されたほか、社会教育分野との連関を注視する記述も見られる。

ところが、2005年には「女性問題啓発講座」が「男女共同参画に関する講座」に取って代われ、以後、「男性セミナー」もなくなり、区民企画事業に包括される。2006年にパパの子育てをテーマにした区民企画講座が開催され、その後、2012年、2014年、2015年にも父親対象が企画され、2016年以降は同様の講座が増える。また、「LGBT」「ジェンダー」を冠した講座も行われるようになる。

おわりに

「女性問題」の名称は使われずとも、女性団体の対面の自主学習は今も継続する。エコーチェンバーなどSNSによる世論誘導が常態化する今日、情報を受け取る学習では不十分で、市民がリテラシーを鍛え力をつけるためにも、関係構築、話し合いを基盤とした学習機会の提供はむしろ肝要である。センターのその他の事業、学習方法、組織化の検討は次の課題としたい。

市民参加と公民館等の運営形態に関する研究

～「市民運営施設」が持つ可能性～

藤本 隆（滋賀大学教育学部（非））

1 行き過ぎた市場社会化と“公共サービス”

今日、社会教育施設等の運営は、行政職員や指定管理者となった企業が担い、住民は“社会教育サービス”を受けるものといった感覚が、住民にも行政にも自明視されていないだろうか。

神野直彦は、『財政と民主主義』（2024）の中で、「国家が市場経済に抱かれるようになると、財政の理念と現実の間に大きな溝が生じてしまう。そうすると、社会の構成員は自分たちが統治者として財政を運営しているという意識が薄れ、財政によって統治されているという意識だけが高まる。」と警鐘を鳴らしている。

斎藤幸平も、『コモンの「自治論」』（2023）の中で、「市場社会化により、分業化が進み、私たちは、自ら「構想」化する機会を奪われ、「実行」するだけ。」となったと述べ、「（コモン）の再生や共同管理を通じて、人々が実質的に意思決定に参加し、（中略）構想と実行の再統一」を実現する必要があると述べている。

牧野篤は、『公民館をどう実践していくのか』（2019）の中で、「私たちには、改めて「自治」を問うことが求められている、（中略）住民が、地に足を付けて、自分の生活を、他者とかかわりの中でとらえ、お互いに助けあひながら、安心して過ごせる「地元」をつくること、そしてそれを自らが住民として他者とともに経営すること」の重要性を指摘し、公民館が持つ「自治」の触媒として可能性を強調している。

本研究では、地域社会を基盤に市民が主体的に施設の管理運営に参加する運営形態を「市民運営」型とし、他の運営形態と比較することで、その可能性について考察する。

2 「市民運営」型の多様性と地域運営組織

（1）「市民運営」型の多様性

公共施設の管理運営形態は、行政の職員のみで運営する直営、民間企業や地域団体等への業務委託、指定管理者制度による運営といった区分が一般的であろう。本研究では、この一般的な分類ではなく、住民が施設の管理運営に恒常的に参加するしくみがあるか否かに着目する。

例えば、直営で地区公民館に市の一般職員を配置するものの、館長は地域から選出したり、部会制という組織を作り、地元の子ども会や地域社会福祉協議会などが専門部に参加することで、公民館の企画や準備、イベント当日の運営スタッフに地域住民が参画する運営形態も存在する。また、指定管理者制度により、地元住民で構成する団体が、公民館を運営している形態もみられる。このような運営形態を、本研究では「市民運営施設」と呼ぶこととする。

（2）地域運営組織

人口減少や高齢化などにより、従来の自治会はもとより、行政の各部局等が人材養成して委嘱してきた地域組織（地域社会福祉協議会やスポーツ少年団、防犯委員会など）も、その存続が難しくなっている地域は少なくない。さらに、身近な地域の課題解決に、行政だけで取り組む余裕が失われてくる一方で、地域課題はむしろ増加する傾向がある。この解決が迫られ始めた2000年代当初は、地方分権が進んだ時期でもあり、住民自治の強化とともに、全国的に地域運営組織（まちづくり協議会などと呼ばれることが多い）を設置する動きが進んだ。

本研究は、市民が公共施設の管理運営を担う「施設」に着目するが、地域自治を担うプラットフォームとしての「組織」を設立し、身近な地域課題の解決を図る地域運営組織とは、重複する点も多い。これまでの筆者の研究で、公民館等が「市民運営」型で、かつ地域運営組織の拠点となっている市では、より公民館等の活動が活発化する傾向が確認されている。

3 研究対象と方法

本研究の対象は、人口20万人以上の130市の公民館・コミュニティ施設とした。研究を進めるうえで、対象施設の公民館等の管理運営形態を特定する必要がある。まず、各地の公民館・コミュニティ施設をとりあげた先行研究や報告書を確認し、次に、各市のホームページを閲覧し、①行政の正職員を配置した直営の市、②指定管理者制度のもと、外郭団体や企業を指定管理者とした市、③地域の自治会を指定管理者としているものの、施設管理のみを委ねた市なども、一都市ずつ特定した。

さらに、地域運営組織設置の有無、設置後、活動が継続されているか、地域運営組織と施設の運営が一体的に行われているかなどを確認した。

4 「市民運営施設」の持つ可能性

「市民運営型」施設と、行政の正職員による直営、指定管理者制度により外郭団体・企業が施設管理・運営を行っている施設を比較したところ、（1）地域とのつながり（ソーシャルキャピタル）に関する幸福度指標、（2）行政への信頼度、（3）主催講座・諸集会の参加状況、などに差がみられた。特に、地域運営組織と「市民運営施設」の運営が一体的に行われている市の（1）～（3）の得点が高い傾向が確認された。

発表では、管理運営形態別に比較・検討した結果、及び、「市民運営施設」の特徴や可能性について考察した結果を報告する。

地域社会の再編と社会教育・生涯学習Ⅳ

—自治公民館活動と学習活動—

植村 秀人（南九州大学）

1. はじめに

報告者は、宮崎県都城市における自治公民館に着目し、自治公民館における活動を通してどのように住民の繋がりを形成するかについて報告した。

都城市は、各地区に地区公民館を設置している。各地区公民館に「地区まちづくり協議会」「地区社会教育関係団体等連絡協議会」が設けられている。この組織は、住民自治組織である自治公民館・地区内各種組織も構成員とした住民組織としての機能を有しており、地区公民館の運営のみならず地域住民の諸活動を行っている。

一方で、都城市も他の自治体同様に住民の自治組織（自治公民館）への加入の課題を有している。地区公民館や「地区まちづくり協議会」の活動を通じた自治公民館の充実を期待する指摘もあるが、自治公民館自体が活動を通して加入の問題解決を図っていくことが必要である。

2. これまでの研究

都城市は、宮崎県第2の人口159,068人（2025年7月1日時点）の自治体である。都城市は、宮崎県南西部に位置し、宮崎県と熊本・鹿児島両県への交通の要所となっている。産業・経済では、農業生産額やふるさと納税額で近年連続して全国1位となっている。医療機関や教育機関も集中しており、宮崎県南西部における中心となる自治体である。

都城市は、平成合併以前の旧都城市域では中学校区に、平成合併の旧町では旧町単位で地区公民館を設けている。近年の地方自治体における公共施設整理統合が進む状況下にあっても、都城市は老朽化した地区公民館の更新を行っている。報告者は、こられのことから都城市の地区公民館の特殊性があるのではないかと仮定して研究を行ってきた。

その結果としては、「1. 地区公民館は、合併以前の地域毎に設置されており、地区の拠点としての機能を有している」「2. 運営組織として地区まちづくり協議会が設けられており、地区公民館の運営だけでなく地域内の各種団体を繋ぐ役割を果たしている。」「3. 市から職員や財源の支援があり、地区住民による地域づくりが

果たせる。」「4. 自治公民館に加入していない地域住民とつながる期待がある。」が指摘できる。

一方で課題としては、「1. 地域づくりの活動が主体と見受けられ、先行事例と比較して地区公民館を主体とした学習活動・学習者のネットワークとしては弱い。」「2. 地区公民館・地区まちづくり協議会の活動が必ずしも自治公民館へつながるとは限らない。」「3. 地区公民館の施設が充実した施設であるため逆に自治公民館の機能が低下している。」「4. 首長部局と教育委員会の双方が担当していることの弊害がある」が指摘できる。

これらを踏まえて、今回の報告では、自治公民館に着目することとした。

3. 今回の研究課題

報告者は、これまで小学校区に設けられた校区公民館などの研究を行ってきた。これら研究では、地域社会が社会変容の影響を受け、その内部構造などが変質していること、その変質により地域住民の相互扶助の意識などの住民同士の協力関係を維持する根拠が喪失しており、従来のような在り方では住民の繋がりが維持できないことを指摘してきた。

それらを踏まえて報告者は、地域住民の学校教育への支援や住民の学習を含めた諸活動の中から、住民同士の協力関係を維持する新しい根拠となるもの、人と人との繋がりを構築・維持することを明らかにしてきた。

本報告では、自治公民館に関して従来の地域住民の繋がりでなく、新しい人と人との網がりを構築・維持するものについて検討を行いたいと考える。学習活動を通して人々の関係性や信頼関係が構築されるかについて特に検討していきたいと考える。

4. おわりに

本報告では、現代の社会における地域社会の課題について自治公民館の活動が、新しい人と人との網がりをどのように構築するかを検討する。そこからどのように地域社会の発展や地域課題の解決に寄与するかについても検討し報告する。

「倉吉方式」の実践的帰結

—自治公民館長へのインタビューから—

丹間 康仁（筑波大学）

1. 問題の所在と研究目的

本研究の目的は、1960年代に『月刊社会教育』誌上を主な舞台として展開された自治公民館論争について、その発端の地である鳥取県倉吉市の現代的な状況を手がかりに、その争点のゆくえを究明することにある。

いわゆる自治公論争は「未完」（大前 1999）であり、「あらためて吟味」（小林 2006）が求められてきた。その自治性をめぐる批判（小川 1963）は、地域社会の構造と社会教育の体制をめぐって現代に通じる普遍的な問いであったといえるし、他方で、自治組織運営の近代化を求めて教育と実践の統合を図る視点（宇佐川・朝倉・友松 1964）は、現代の地域振興政策と社会教育政策が重なり合う動向にも当てはまる構造を有している。そのなかで近年、自治公民館の組織体制を条例設置公民館と区別し、「多目的型地域センター施設」として位置づけていく研究（手打 2014）をはじめ、宇佐川満の自治公民館論と施設社会教育論とを関連づけていく研究（堂本 2016）が取り組まれている。自治公論争を現代的に再展開していく素地が今まさにできつつあるといえよう。

小川利夫は、自治公方式への批判が「発想の吟味」であったとも説明する。小川は倉吉市での座談会に一度参加した。しかしその後、再訪問や追加調査の記録は管見の限り見つからない。当時の論争は、朝倉秋富をはじめ、倉吉市の実践者を巻き込んで展開していたが、自治公民館に関わる地域住民の声や地域社会の実情に掘り下げた内外の議論は広がらず、論争の舞台は誌上ないし机上に留まっていたとみることでもある。

そこで筆者は、1960年代の自治公論争を現代に引き寄せてその実践について検証するべく、2021年度より倉吉市でフィールドワークを展開した。研究課題として第一に、倉吉市の地区公民館がコミセン化されるなか、関連資料の収集と関係者の聞き取り調査を行い、論争の再展開を提起した（日本社会教育学会第70回研究大会）。第二に、倉吉市内の全218自治公民館を対象に質問紙調査を行い、教育・学習に関する自治公民館の活動と組織の状況を把握した（日本教育学会第83回大会）。第三に本発表では、「倉吉方式」の構造変化のもと、自治公民館長へのインタビューを行い、自治公民館の組織と活動における社会教育の展開状況や課題認識を分析する。

2. 研究方法

2024年1～2月に実施した上記の質問紙調査の結果から、対象とする自治公民館長を選定した。計9名の館長に次の項目を柱とした半構造化面接を実施した。

- ① 自治公民館の役員となったことで、地域認識にどのような変化があったか。
- ② 自治公民館の役員として、協働、自治、行政をどのように認識しているか。
- ③ 自治公民館の役員として、住民の学習や教育をどのように構想しているか。

調査は、筑波大学人間系研究倫理委員会の承認（課題番号：筑 2024-184A）を受け、対象者からの同意と倉吉市自治公民館連合会及び倉吉市役所地域づくり支援課の協力を得て、1名につき1時間程度ずつ実施した。

実施日程は、2025年3月3日（A～D自治公民館）、3月13日（E～G）、3月21日（H～I）であった。

3. 結果と考察の概要

館長歴は最短1年、最長で20年を超えた。各々が過去の職業での経験を活かしたり前任者から引き継ぎを受けたりしながら自治公民館の運営に当たっていた。

教育に関する活動として人権問題学習会が挙げた。そのほか地区文化祭の出展作品を自治公単位で制作する例や自治公民館だよりを発行する例など地道な活動がみられた。加入率低下や後継者不足など全国の自治会・町内会と同様の課題を抱えつつ、各自治公単位では社会教育への理解を継承しようとしていた。

地区公民館のコミセン化政策により「倉吉方式」の枠組みが揺らぎつつも、自治公民館が社会教育への理解や活動を温存しているのは、地縁組織としての特性ゆえともいえる。自治公民館の自治会化への兆しをどう受け止めるか。70年前の自治体社会教育行政としての政策選択を今日的な状況に連結させたとき、「倉吉方式」への評価と批判の軸を再定位することができよう。

〔参考文献〕

- ・小川利夫「『自治公民館』の自治性—公民館における組織と運営の『近代化』とはなにか—」『月刊社会教育』1963年3月号、pp. 24-29。
- ・宇佐川満・朝倉秋富・友松賢『現代の公民館—住民自治にもとづく再編成の構想—』生活科学調査会、1964年。
- ・日本社会教育学会編『現代公民館の創造—公民館50年の歩みと展望—』東洋館出版社、1999年。
- ・日本公民館学会編『公民館・コミュニティ施設ハンドブック』エイデル研究所、2006年。
- ・手打明敏「多目的型地域センター施設としての自治公民館—宇佐川満の公民館論を手がかりとして—」筑波大学『教育学論集』第10号、2014年、pp. 83-101。
- ・堂本雅也「宇佐川満の公民館論とその思想的背景—理念的な素朴さと形態的な高度さ—」『社会教育学研究』第52巻2号、2016年、pp. 13-23。

〔注〕本研究の実施にあたって、JSPS 科研費（22K02252）の助成を受けた。

公民館への主事配置のあり方に関する事例研究-飯田・下伊那地域社会教育史の研究（2）

向井健（松本大学）木下巨一（松本大学）小島一人（飯田市役所）朝岡幸彦（白梅学園大学）

1 発表の主旨と概要

第71回大会自由研究発表で飯田・下伊那地域社会教育史の研究をテーマとして発表した今回が2回目となる。今回は公民館への主事配置のあり方に関する事例研究とし、飯田市の場合は公民館に若手職員を配置し、自治体職員としての基礎的な力をつけ、その後配属された首長部局においても住民との学びあいを大事にした協働的な実践を行い、飯田市役所全体を公民館的な組織風土としていくことをめざした自治体経営が行われていることについて報告した。今回は飯田市の公民館主事たちが仕事・活動を通してどのような力をつけているのか、公民館主事及び社会教育主事の力量形成について、国内や長野県内の動向を踏まえ、研修・研鑽の視点から報告することとした。

2 公民館主事の経験を通じた力量形成（向井）

これまで公民館の専門職員である公民館主事は、法的な位置づけの定めがないまま、曖昧な位置に留め置かれてきた。そのため、市町村においては、自治体条例等で公民館職員を専門職として位置づけたり、公民館職員の配置にあたって社会教育主事または社会教育主事の有資格者を充てて採用したりする対応がとられてきた。しかし、内田和浩（2006）が指摘するように、公民館主事の養成・採用・研修を貫く専門職制度構築には課題を有していたと思われる。

「社会教育主事講習等の規程の一部を改正する省令」にて「社会教育士」の称号付与が新たに認められた。このことは、従来の「社会教育主事」発令を前提とした養成制度のあり方に転換を迫るものであった。とりわけ自治体内の一般行政を含めた他部局においても「社会教育士」の称号を名乗る者が現れ、さらには民間領域においても「社会教育士」称号を活用できるように汎用性を持った形になった。これらは社会教育行政の民営化の梃子となるのでは、との批判がある一方、自治体職員として求められる力量として「社会教育士」称号を活用していく可能性も考えうる。

前回の報告でも示したように、長野県飯田市では、自治体内の若手職員を公民館主事として積極的に配置することで、結果として市職員の多くが公民館主事を経験するようになっていた。自治体職員に求められる資質を育むために、「社会教育士」称号を活用することで、地域に密着しつつ住民を主体とする自治体職員としての力量形成を図ることを可能にする新たな形を提起しうるのではないかと。

3 飯田市民館主事会の活動と主事の力量形成（木下）

飯田市の公民館主事たちの力量は、大きく分けて二つの側面から形成されている。一つは、住民との協働の過程で形成される力量。もう一つは、飯田市民館主事会として組織として形成される力量である。

筆者の経験で考えると、前者の住民との協働が、力量形成

の基盤的な位置づけであり、それを公民館主事会としての組織的活動が補完するという関係にとらえている。

公民館主事会は20の地区公民館に一人ずつ配置された公民館主事と、連絡調整担当である飯田市民館に配置された公民館主事一人、併せて21人で構成されている。

主事会の活動は大きく分けて次の5つ。①主事会幹事会。主事会全体の取組の方向を決める役割。②定例主事会。毎月開催され、飯田市の公民館全体で協議が必要な事項などの共有と、自主研修を行う役割。③ブロック主事会。市内20の地区公民館を複数の中学校区単位で4つのブロックに分け、ブロック合同事業の企画立案を行っている。ブロック主事会は、先輩主事による後輩主事のメンタ的な機能も有している。④主事会プロジェクト。1992年から始まった試みで、飯田市や公民館全体で課題となることや事業をチームとして取組む活動である。⑤主事会報。4つのブロックごとに持ち回りで年4回発行されており、その時々地域や公民館活動をめぐる課題や主事の思いなどが紹介され、現役公民館主事だけでなく、公民館主事のOBにも配布されるメールマガジンである。

今回の発表では、このうち定例主事会での研修と、主事会プロジェクトの取組について紹介したい。

定例主事会は月一度、丸一日をかけて開催される。このうち午前中は飯田市の公民館全体で取組む事業や課題についての情報共有の場であり、午後が研修の時間に充てられる。研修は自主的に組み立てられている。2014年から2024年にかけての主事会研修を分析すると次の四つに分類することができる。①地域や社会の課題についての学習。主事会プロジェクトチームが企画する場合が多いが、外部講師を招いた学習会も行われることもある。②地域について学ぶ学習。主事会は地区公民館を回って開催されているが、開催地のことを学ぶために、地域住民を招き、料理実習などを兼ねることもある。③飯田市の公民館をめぐる課題について考える研修。地域自治組織による公民館の統合問題、分館や専門委員会制度、公民館の貸し出しなど管理に関わる課題など。④飯田市や教育委員会など組織として取組むことが求められている課題。地域と学校との連携、コミュニティ・スクール、高校生や次世代の育成などが課題となっている。

主事会プロジェクトは毎年度当初にその年課題としたいテーマを話し合い、3～4のプロジェクトにまとめ、通年で研究や活動が行われる。1992年から2024年までのプロジェクトを分析すると次の九つに分類することができる。①飯田市民館全体で取り組む事業を進めるもの。②公民館制度のこれからについて考える。③他組織との連携、ネットワークの構築。④公民館の在り方について考える。⑤小中学校との連携について考える。⑥地域や社会の課題について学ぶ。⑦公民館職員の力量形成。⑧高校生教育。⑨次世代

育成。

公民館主事会の役割は次の五つに整理することができる。
①学び合う組織。日常の仕事は各地区の公民館一人体制で仕事に取り組んでいる主事たちが同じ公民館主事の仕事をする者同士で日ごろの公民館活動の経験を交流し合い、共通したテーマや課題で学び合う役割。②支え合う組織。研修旅行や反省会などを通して互いに親睦を深めるとともに、互いの悩みに寄り添い支え合う役割。③働きやすい職場づくりを進める労働組合の支助的な役割。④県内公民館との交流や学習を進める役割。⑤市役所内他機関との連携や、公民館主事 OB とのつながりを広げ、公民館活動に対する理解や共感をつくる役割。

4 主事会「地域と学校を結ぶプロジェクト」を例に(小島)

公民館主事に求められる、人と人との関係性を築き、互いに関わり合いながら意識を変革し、集団としての能力を形成するための「場づくり」には、物事を総合的・構造的に捉える視点や、繋ぎ役としての役割、それに向き合う主事としての姿勢や哲学が必要だ。そのためには地域での実践、現場のリアリティを伴った公民館主事経験の蓄積は必要不可欠であるが、けれども地域住民とともにあろうとするほど、住民という立場ではない自分が、その中で一体何をすべきかに悩み、葛藤する。そこに同じ立場、同じ目線に立てる仲間として主事会があり、職員集団である公民館主事会としての、集団的な学びがある。

このことを 2013 年、私が飯田市川路地区の公民館主事であった際に取り組んだ「地域と学校を結ぶプロジェクト」を例に考えてみたい。当時は、国が学校を核とした地域再生を掲げ、全国的な動きとしてコミュニティ・スクールや学校支援地域本部といった仕組み構築の動きをつくろうとしていた時期であり、飯田の公民館にとっても、学校と地域の関係、学校教育と社会教育との連携協働のあり方が問われていた。私たちは公民館主事としての日々の業務の中で感じていた課題意識からこのテーマを設定し、地域現場の実情に合わせた飯田らしい在り方を模索するための取組として設定したものであった。

プロジェクトは、目的を「地域と学校がより上手につきあっていく方法を探る」とし、目標を①地域と学校のつながりについて、学校(先生)や地域住民等の視点を知る、②プロジェクト活動を通し個々の主事の資質向上と、得られた成果を主事会にて共有する、③地域の視点から捉えた学校との協力の在り方及び可能性を研究する、とした。そのうえで自身の担当する地区の取組を軸として、ゲストを招いた学習会や視察研修をすすめながら研究を進めた。活動を通してメンバーは、地域では得られない多様な情報に触れ、みんなで同じ対象を観ながら話し合い、「実践」と「理論」を行き来したり、「様々な目線・他者の立場」に立って総合性・バランスを持ちながら考えたりする経験を重ねていった。大切なことは、これらの展開は、当事者である公民館主事自身が、走りながら主体的に決めて取り組んだものということである。プロジェクトを通して、主事は自分たちが地域で働く中で抱いた課題意識をベースとした、集団的な学びのプロセスを自分たちでつくる経験をし、方法論にとどまらない公民館主事としての視点や考え方、姿勢、哲学、そして

主事同士の関係性を育んでいった。

そして研究の結果「地域と学校が形式的な協力関係や打ち合わせの場をつくるのではなく、何に向かかって、どのように協力していくのか」という本質的な目的意識を共有し、共通の目的に向かかってそれぞれがどんな役割か担えるのかを一緒に考えること」が必要という考えに至った。そして、そのためには、「お互いから抱えている課題や目的意識を共有するための場づくり」が必要であり、地域と学校の間に入り両者をつなげ、共有の場をつくるのが公民館にできることなのではないかと考えるに至った。

年度後半では川路地区をモデル地区としたケーススタディに取り組んだ。川路地区公民館主事であった私は、様々な機会を捉えて多くの地域住民や学校の先生方と話をし、その状況や個々人の立場や考え方、関係性、意識の状態、そして主事としての意図や悩み、次のアクションのイメージ等をプロジェクトに持ち込み、メンバー全員で考えた。地区の主事としては、同じ視点を持って語り合えるメンバーがいることが本当に心強く、また自分では考えが及ばなかった点や違った視点からの意見は、地域における主事としての自分の動きに広がり柔軟性を与えてくれた。その後、川路地区では、学校を含む地域ぐるみで取り組む川路通学合宿が誕生することとなる。この取組は地域住民が作り上げたものであることは言うまでもないが、こうした地域の大きな力や動きを地域住民自身が興していくための環境・条件整備は公民館主事の役割であり、その意味で、この取組は地域や学校だけのものではなく、飯田市民館主事会のものであると感じている。公民館主事会プロジェクトは、単なる主事の学習機会ではなく、学習を実践につなげるところまで行う場である。

5 下伊那テーゼと重ねて考える(朝岡)

長らく「社会教育の四つのテーゼ」と呼ばれるものがある。その中の一つ「下伊那テーゼ」は、飯田・下伊那主事会による「【提案】公民館主事の役割と性格」として日本社会教育学会年報『現代公民館論』(1965 年)に掲載された。すでに多くの研究がなされているものの、いま改めて公民館主事会の力量形成のあり方を調査・分析する上で「われわれは、公民館主事の、教育専門職であると同時に自治体労働者であるという二つの性格から導き出されてくる課題をどう統一的にとらえていったらよいか」という問いの重要性は変わらない。

先に、飯田市の公民館主事たちの力量形成が、①住民との協働の過程で形成される力量、②飯田市民館主事会として組織として形成される力量、との 2 軸あることを指摘した。飯田市民館主事会の活動は後者であるものの、それは教育専門職と自治体労働者としての「二つの性格」を強く反映したものにならざるを得ない。島田修一が「農村の急激な変化と自治体『合理化』」に直面して下伊那テーゼ執筆の頃の職員集団(『住民の学習と資料』1976 年)で指摘した議論し尽くされていない課題や「地域に生きる社会教育職員論」は、まさにこれから公的社会教育の意義や公民館の存続をかけて、引き続き研究されなければならないものだと考えられる。

1. 研究の背景と目的

台湾の生涯学習に関する法の変遷を振り返ると、戒嚴令解除（1987 年）後の 1990 年代の動きが最も大きい。

台湾では、1953 年に制定された社会教育法がある中で、1991 年に成人教育法草案が作成された。しかし、成人教育法は制定には至らず、その後、2002 年に生涯学習法が制定される。そして、2015 年に社会教育法が廃止され、台湾の社会教育・生涯学習に関する中心法は、現在に至るまで生涯学習法となってきた。

こうした生涯学習法ではあるが、どのような経緯や議論を経て制定に至ったのかは、ほぼ明らかにされていない。台湾の生涯学習法に関する先行研究は、条文を紹介し、その特徴を解説するものが多く、制定時に立法院（日本の国会相当）において交わされた議論内容や、成人教育法草案作成からの動きを視野に入れて生涯学習法制定に至った経緯を明らかにするものはほぼ皆無である。

したがって、本報告では、台湾の生涯学習関連法の中心である生涯学習法（2002 年）が制定に至る経緯を、成人教育法草案との関係を踏まえて整理するとともに、生涯学習法制定時の立法院での議論を明らかにする。この作業を通じて、台湾における生涯学習法の意義について考察する。

研究方法は、行政文書や立法院委員会記録等の文書分析、および、成人教育法草案、生涯学習法草案の作成に関わった関係者への聞き取りによる。

2. 生涯学習法制定の前段階としての成人教育法草案の動き

生涯学習法制定の前段階として、成人教育政策の展開がある。

教育部（日本の文部科学省相当）は 1990 年 2 月に「社会教育工作綱要」、3 月に「成人教育実施計画」を提出し、成人教育政策を推進していく。この流れのもと、1991 年、成人教育法草案が作成されている。しかし、この成人教育法草案は、社会教育法や補習教育法等との重複が指摘され、何度も修正がかかり、立法院どころか、行政院（日本の内閣相当）の審査を通らなかった。

その後、1998 年 3 月に、教育部は白書「学習社会に向けて」を公刊し、生涯学習政策を推進していく。この頃から、成人教育法ではなく、生涯学習法の制定へと目標を切り替えていく。

教育部は、1998 年 1～6 月に、社会教育・生涯学習研究者からなるグループに生涯学習法制定の必要性について調査研究を委託し、法制定が必要であるとの報告を受けると、社会教育・生涯学習と法学の研究者たちからなる草案起草グループを組織し、1999 年 4 月から 12 月の間に、生涯学習法草案を作成する。生涯学習法は、制定を後押しする文教族の存在もあり、順調に審査を通過し、2002 年に制定される。

報告では、制定の際の議論内容を明らかにし、生涯学習法の重点や意義、生涯学習法制定によって台湾はどのような教育体制や社会の実現を目指していたのかを考察する。

国家通用語普及政策から見る中国民族地域における成人教育
—2000 年以降の動向を中心に—

東京大学大学院 白茹映雪

1. 研究目的と問題意識

本研究の目的は、2000 年以降、中国の民族地域における国家通用語（「普通話」、以下「通用語」）の普及政策を整理し、その過程で現れてきた成人教育実践の動向と課題を明らかにすることである。

中国における通用語の普及は 1950 年代に始まる。周¹（2019）は中国の言語政策の歩みを、①文字改革と言語規範政策の推進を主とした形成期（1949—1986）、②言語・文字の規範化・標準化・デジタル化を中心とする発展期（1986—2000）、③言語の立法政策を推進した成熟期（2000—2006）、④言語生活、言語サービス、さらには国家の言語能力向上を目指す政策が展開する開拓期（2006 年以降）の四期に区分する。とりわけ、2000 年の『中華人民共和國国家通用言語文字法』の公布は画期的であり、その後、通用語の普及は国家戦略としてより一層本格化した。さらに、2018 年以降は「貧困脱却」戦略や「郷村振興」戦略との連動が強まっており、普及の対象は児童・生徒にとどまらず、教師・基層幹部・青壮年労働力などの成人層へと拡大している。

他方、中国少数民族の言語政策に関する先行研究は、長らく「二言語教育」政策に焦点が当てられ、学校教育を中心に上げられてきた（岡本 1999、小川 2001、蘇 2004）²。2010 年代半ば以降、二言語教育を社会教育・家庭教育と統合し全人教育へと推し広げるといふ政策の展開に伴い、学校外の教育に目配りする研究も現れていたが、全体として数が少ない（楊 2021）³。さらに、近年の研究では、主に政策の妥当性や成果評価に重心が置かれ、具体的にどの地域でどのような実践が展開され、どのような課題があるかという実態把握がなお不十分である。したがって、本研究は 2000 年以降の政策・実践動向を踏まえ、中国民族地域における通用語普及の実態を、成人教育の現場を通じて多角的に捉えることを試みる。

2. 研究方法と内容

本研究は文献調査を主とし、今後行う実証的研究の予備調査として位置付ける。まず、学術論文等の先行研究を収集・精選し、通用語普及に関する研究動向を整理する。次に、2000 年以降に中国中央政府及び民族自治区域の各級政府が公表した政策文書を蒐集し、通用語普及の政策の歩みと実施枠組み、そこから派生した成人教育の取り組みを把握する。さらに、各取り組みに関する新聞記事といった報道発表資料を分析し、実践の特徴と課題を明らかにする。

3. 予備的調査結果

現時点では以下の 3 点が確認された。①政策文書：2000 年以降、民族地域における通用語普及に関する中核的文書には、『国家語言文字規劃綱要』（2012）や『国家語言文字事業“十三五”發展規劃』（2016）等がある。近年は「言語による貧困削減・郷村振興」が現場のキーワードとなっている。②重点的な普及対象（成人）：二言語教育の教師、青壮年の農牧民・労働者、草の根（基層）の幹部である。③成人教育実践の類型：ノンフォーマルな教育として、教師向けの通用語講習、農牧民向けの夜学、社区教育における「通用語普及教室」などがある。インフォーマル学習として、大学生による普及ボランティア活動、家庭・社区連携の普及活動、通用語学習アプリを用いた実践が見られる。詳細は発表当日に報告する。

¹ 周慶生、2019、「中国語言政策研究七十年」『新疆師範大學學報（哲学社会科学版）』、40（6）、pp.60-71。

² 岡本雅幸、1999、『中国の少数民族教育と言語政策』、社会評論社。

小川佳万、2001、『社会主義中国における少数民族教育：「民族平等」理念の展開』、東信堂。

蘇德、2004、「少数民族双語教育研究總述」『內蒙古師範大學學報（教育科学版）』、11、pp.1-6。

³ 楊媛媛、2022、「少数民族双語教育热点問題与新時代語言觀演變」『瀋陽師範大學學報（社会科学版）』、46(02)、pp.62-69。

韓国・平生教育士の職能団体の現状と課題(その2)

北海学園大学 内田和浩

1、はじめに

報告者は、昨年度の研究大会で「韓国における平生教育士の職能団体の現状と課題（その1）」として、韓国における平生教育士の職能団体の現状と課題を概観した。

本報告では、引き続き（その2）として、その後の研究成果について報告したい。

2、全国レベルの職能団体「韓国平生教育士協会」のあゆみ

（その1）では、韓国平生教育士協会のあゆみを設立期(2002年5月～) 始動期(2008年10月～) 転換期(2015年4月～) 拡充期(2019年3月～現在)の4期に分けてその特徴を整理した。本報告では、そのうち設立期と転換期について、当時会長を務めた人物からの聞き取り調査をもとに、当時の思いや課題を整理したい。

（1）設立期(2002年5月～2008年9月)

初代会長 イ・ギョソンさん

（2）転換期(2015年4月～(2019年2月)

第4代会長 シン・ミンソンさん

3、地域レベルの職能団体の現状（2）

本報告では、（その1）で紹介した京畿支部のように設立当初より韓国平生教育士協会の支部として発足したのではなく、当初は単独の大邱慶北平生教育士協会として発足（2014.4.17）し、その後支部（2020.4.25）となり、現在は大邱支部と慶北支部に分離（2024.4.23）した大邱支部（広域自治体）とその支会である亀尾士会（基礎自治体）を紹介する。

（1）大邱支部（広域自治体）

（2）亀尾支会（基礎自治体）

以下、次のような分析を行い報告する予定である。

4、全国組織と地域組織(支部・支会)の関係 5、職能団体としての課題

6、残された研究課題

7、おわりに

本報告は、日本学術研究助成基金基盤研究（C）（一般）（R5～R7）「社会教育専門職の職能団体に関する日韓比較研究」（代表・内田和浩）の研究成果の一つである。（本研究はJSPS 科研費 JP 23K02141 の助成をうけたものです。）

ユネスコ生涯学習論をどう実践していくか
— “Making Lifelong Learning a Reality: A Handbook” の検討を中心に

新藤浩伸（東京大学）

かつてユネスコ職員であったマレン・エルファートは、ユネスコの提唱してきた生涯学習が持つユートピア的な理念性や普遍性の志向を歴史的に検討している¹。ユネスコ創設当時の人権やヒューマニズムといった理念は、第二次大戦後の世界において国際平和を求めるものであったことは当然だが、それに加えて、冷戦下において東西両国が同意可能な妥協点という側面も有していた。ところが、そうした理念的なもののもつ力は、1980年代以降の新自由主義の進展と冷戦構造集結のなかで少しずつ効力を失っていき、理念よりも OECD が提唱するような労働市場が牽引する学習の論理が説得性をもつようになっていった。以上のエルファートの指摘は 2017 年のものだが、2025 年 7 月にアメリカが 2018 年に続き 2 度目のユネスコ脱退を表明したことに象徴されるように、現在においてもその潮流は変わっていないと考えられる。

そのような中で、ユネスコは生涯学習を理念として掲げるだけではなく、いかに実践していくかという部分にも注力している。社会教育学の先行研究では、ユネスコ成人教育会議の歴史や²、学習権宣言等の代表的な文書³、加えて近年の同会議や GRALE レポートの検討がなされ⁴、国際成人教育論の動向は注目され続けてきたものの、本報告でとりあげる文書 “Making Lifelong Learning a Reality: A Handbook”

(UNESCO Institute for Lifelong Learning, 2022) に注目した研究は管見の限りみられない。

同文書の特徴であり、上述の社会状況に対応していると報告者が考えるのは、生涯学習を理念として掲げるだけでなく、きっかけとして用

いる、という視点を打ち出しているところにある。政策担当者などに向けたハンドブックという文書の性格は当然あるが、グローバルな課題を見据えて、生涯学習が果たすべき役割と実践に向けたアドバイスが堅実に述べられている。

第 1 章では、生涯学習の定義として、生きるものと学ぶことを一体的にとらえ、個別の政策領域としてではなく政策全般にわたるホリスティックな理念として位置づける。そして生涯学習推進において、デジタル技術の進展、労働市場の変化、人口動態の変化、気候変動に伴う社会不安、健康とウェルビーイング、シティズンシップが根拠として示される。

第 2 章では、生涯学習政策の推進にあたって配慮すべきことが示される。①生涯学習という政策領域が部署横断的であること、②国家の発展目標や関連部署の目標とかがかわらせること、③人口動態、教育制度の性質、地域経済の状況、ジェンダー平等、マイノリティと先住集団、物理的社会的環境、そしてこれらの相互作用に配慮することなどが重要だとされる。

第 3 章では生涯学習の実践に向けての課題が ICT の活用を中心に示され、第 4 章では個別の地域がユネスコ学習都市の事例に即して検討される。

理念よりも目の前の生活課題が重視され、排外主義的な風潮が強まるという状況は先進国共通のものといってよい。それに対して、理念と実践のバランスを意識しながらアップデートを続けるユネスコ生涯学習論のバランス感覚と、その根底にあるヒューマニズムと協調の精神に私たちは引き続き学んでいく必要がある。

¹ Maren Elfert “UNESCOs Utopia of Lifelong Learning: An Intellectual History” Routledge, 2017

² 佐藤一子『生涯学習と社会参加—おとなが学ぶことの意味』東京大学出版会、1998

³ 藤田秀雄編『ユネスコ学習権宣言と基本的人権』教育史料出版会、2001

⁴ 長岡智寿子、近藤牧子編『生涯学習のグローバルな展開—ユネスコ国際成人教育会議がつなぐ SDG4 の達成』東洋館出版社、2020

戦後における就学猶予・免除の構造的要因と地域的分布

碓井健寛（創価大学・経済学部）

本報告は、戦後日本において義務教育を受けることができなかった就学猶予・免除者、とりわけ重度心身障害者の戦後の布置と現在の所在について、制度史と統計的分析を組み合わせ明らかにしようとする研究の中間的成果である。特に、1948年から1979年の養護学校義務化以前に就学猶予・免除とされた人びとが、現在いかなる地域にどの程度分布しているのかについて、2020年国勢調査小地域（町丁字）集計を用いて分析を試みる。今回の発表では、就学猶予・免除の制度的背景を整理するとともに、就学猶予・免除者が学齢を超過して「義務教育未修了者」となった現在、依然として教育機会を十分に受けることができていないと考えられる現状に焦点をあてる。

近代日本における就学猶予・免除制度は、19世紀末の小学校令に端を発し、戦時期以降は障害児を対象とした制度へと再編された。戦後、対象は重度障害児に収斂し、1979年の養護学校義務化により制度的転換が図られたが、それ以前に教育を受けることなく制度外に置かれた人びとの実態は、いまだ十分に可視化されていない。

本研究では、(1) 就学猶予・免除の制度的変遷とコロニー構想の歴史的検討、(2) 国勢調査による未就学者の出現率推計、(3) 学齢を超過した障害者の生涯学習権保障の課題、という三点から分析を進めている。その初期的な分析結果として、1979年前後の出生階層において未就学者の出現率が地域差を伴って顕著に確認され、障害者が社会的隔離と制度的排除のもとに教育機会を失ってきた構造が示唆される。さらに、教育機会確保法（2016年）や障害者差別解消法などの法整備が進む一方で、障害者の学習ニーズ把握や支援体制が依然として脆弱であることが、文部科学省（2020）の報告からも明らかになっている¹。今後は、夜間中学を含む制度的受け皿の再編と包摂的教育制度の設計に向けて、統計的根拠に基づいた実証研究を深化させる必要がある。

【参考文献】

碓井健寛・城之内庸仁・近貞美津子（2023）「潜在する学習ニーズを読み解く― 国勢調査によるデータ可視化手法の提案」『基礎教育保障学研究』7, pp.55-72.

小国喜弘編（2019）『障害児の共生教育運動― 養護学校義務化反対をめぐる教育思想』第1章「障害児教育における包摂と排除― 共生教育運動を分析するために」東京大学出版会。
文部科学省 総合教育政策局 障害者学習支援推進室（2020）『障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実について（令和2年9月）』

※本研究は23K02124、24K05615、および創価大学重点研究Bの助成を受けて実施された。

¹ 障害者の学習機会について「機会があると思う：34.3%」「仲間と学び合う場があると思う：28.3%」と、非常に低い水準にとどまっていることが明記されている。学習機会があると回答した人の割合は年代が上がるにつれて低くなる傾向にある。

障害者運動を通じた地域における障害者の主体形成過程に関する研究

－1970年代から1990年代の「わらじの会」の運動を中心に－

名古屋大学大学院・日本学術振興会特別研究員 DC 長岡甫

1. 研究目的と背景

本研究では、障害者運動を通して障害者が地域で生きる主体となる過程を明らかにすることを目的とする。

障害者権利条約への批准は、障害者の生涯学習と障害者の地域での生活の創出をいかに結びつけていくかという、実践・研究両面の課題を浮かび上がらせた。しかし、人びとの学習と地域づくりの関係を理論的につなぐことが主要な研究課題の一つになってきた社会教育学において、その主体として障害者を位置づけた議論はこれまで十分になされてこなかったといえる。一方で、辻 (2017) は教育福祉論を現代に引き継いで論じる中で、社会的排除を克服する運動として、障害者の自立生活運動について触れている (p.88)。そして、現代の教育福祉の構造の一つに当事者としての主体性を育む地域での支援を挙げ、それが「地域づくり」にもつながっているとした (pp.162-163)。障害者運動そのものの検討を詳細に行ったわけではないものの、障害者運動と地域づくりの関係を示した重要な指摘であると考えられる。障害者運動において地域での生活を創り出す過程に埋め込まれている、障害者の地域で生きる主体が形成される過程を明らかにすることで、共生の地域づくりと障害者の学習を結びつけて議論していくうえで重要な視点を提供することができると考えられる。

2. 研究対象及び方法

本研究は、埼玉県の障害者団体「わらじの会」の1970年代から1990年代における運動に着目し、団体の会報『月刊わらじ』を中心として、その他書籍等刊行物を分析資料として用いた歴史的な検討を行う。その際、運動が具体的に展開された地域を分析枠組とする。

宮崎 (2015) は、地域を「人々の生産・生活の営みの固有性に基づいて成り立つ空間であり、自然・文化により規定された歴史性を内在させた空間」(p.27) とし、さらに、地域づくりに向かう学習の構成要件として、①対象としての地域を総体的に把握しつつ、②地方化される地域の矛盾を地域内在的に解決する論理 (方法) を創出すると同時に、③その変革と創造の実践を展開する集団の主体を形成すること、の3点を挙げている (p.43)。これらに即せば、地

域での生活を創出する障害者の主体形成過程について、障害者が地域での生活を営むうえで生じる課題を地域課題として対象化し、地域住民との協働のもと解決に向かう運動の展開過程で、地域の変容と共に捉えることができると考えられる。しかし、家庭や施設での生活が当たり前とされている時代において、障害者にとって地域という生活空間は所与のものではなく、地域を生活空間としてどのように認識したのか、また、地域住民との出会いをどのように創り、どのように協働関係を築いたのかという点を、障害者の地域での生活が創り出される過程において注意深く捉えなければならないと考える。

3. 結果と考察

「わらじの会」は、健常者を中心とした新住民と、農家の障害者を中心とした旧住民との交わりの中で生まれた。運動は「共に街に出る」月1回の例会から始まり、生活空間としての地域と、そこにおける差別的な現実が認識されていく。その後、障害者の主体性が健常者側から求められる中で、障害者を中心とした日常的な活動の場が創出される。そこでの活動を起点としながら自立生活に向けた活動が進められると共に、障害者の生活史が明らかになり、資本主義の構造的な矛盾としての障害者差別が確認されていくことで、「地域で共に生きる」ことを目指すコミュニティへと性格が変容していく。さらに、全県的な運動との関係、障害者福祉や労働に関わる制度との関係の中で、会の活動が事業化されていき、「わらじの会」における地域での生活が様々な葛藤を孕みながらも具現化されていく。

障害者の生活現実を起点としたコミュニティの形成、及びその変容と障害者の生活の変容との相互作用の中に、障害者が地域で生きる主体となっていく過程が表れていた。

参考文献

辻浩 (2017) 『現代教育福祉論－子ども・若者の自立支援と地域づくり－』 ミネルヴァ書房。

宮崎隆志 (2015) 「地域教育運動における地域学習論の構築－北方性教育運動の展開に即して－」 佐藤一子編『地域学習の創造－地域再生への学びを拓く－』 東京大学出版会、27-49

都市日雇労働者の演劇作品の受容とその教育的性格
：アマチュア劇団・くるま座の上演活動を事例に

大阪公立大学 中山博晶

はじめに

本報告は、都市日雇労働者の文化活動にみられる教育的性格を明らかにするものである。その際、大阪・釜ヶ崎のアマチュア劇団・くるま座（1953-1980s）の上演活動を事例に取り上げ、労働者が演劇作品を「観る」という行為の背景にある教育的意図と、実際の演劇作品の受容について分析を行う。

研究背景

本報告において都市日雇労働者とは、都市で暮らし、港湾運送業、土木・建設業等に日雇契約で雇われる労働者を指す。彼らは、戦後の緊急失業対策法の施行（1949年）をきっかけに、公共職業安定所の登録日雇・失対労働者として、あるいは居住拠点の簡易宿所が集まる「寄せ場」労働者として働き、不安定な生活環境で生きてきた。一方、彼らが自ら書いた生活記録や詩などの文芸作品、そして彼らを主題とした演劇・映画作品はニコヨン文化として注目を集めた。

近年、このような都市日雇労働者の生活や労働、文化については、都市社会史研究や失業対策事業史研究の立場から関心が寄せられている。その背景には、戦後失対事業の歴史的検証の不十分さや、今日の貧困問題に対する政策的な対応への問い直しがある。

他方、社会教育研究のなかで、研究対象として都市日雇労働者を自覚的に位置づけたものは、全日本自由労働組合の発刊雑誌『じかたび』を中心とした学習活動の分析や、「寄せ場」労働者のミニコミ誌の分析を除

くと、ほとんど蓄積されていない。2000年代以降、社会的排除の問題を念頭に、子ども・若者、生活困窮者等の自立支援について豊富に議論が重ねられてきたが、都市日雇労働者の戦後史に見出される排除/包摂との連続性は十分に問われてこなかった。

研究課題と方法

以上の関心より、本報告では「寄せ場」の一つである釜ヶ崎を拠点としていたアマチュア劇団・くるま座を取り上げる。くるま座は、西成市民館（旧今宮市民館）の社会福祉事業として活動を始め、近隣小学校の講堂や公園などで演劇作品を上演していた。主な観客は、釜ヶ崎に暮らす日雇労働者であるが、第2回全国アマチュア演劇研究大会（日本アマチュア演劇連盟主催、1964年）に参加団体として招待されるなど、アマチュア演劇関係者からも注目を集めた。

本報告では、こうしたくるま座の上演活動の中でも、演劇作品の受容のあり方を巡る教育的性格に焦点を当てて分析を行う。史料としては、アマチュア演劇界隈の専門雑誌である『アマチュア演劇』（社団法人横浜演劇研究所）や、その他演劇や文芸に関わる雑誌に掲載されたくるま座の公演脚本や批評などを取り上げる。

付記：本報告は、拙著『都市周縁に生きる日雇労働者の文化活動に関する社会教育研究：大阪・釜ヶ崎を事例に』（博士学位授与論文）の一部を大幅に改稿したものである。

人生の転機におけるネガティブ・ケイパビリティの教育的意義 転機に直面している人々への社会教育的アプローチ

佐々木 敦（東北大学大学院）

1. 本報告の目的と問題の所在

本報告では、人々が社会的に抑圧された経験を乗り越えるプロセスにおいて、どのようにネガティブ・ケイパビリティを発揮して、いかに学ぶのかを明らかにすることを目的とする。

ネガティブ・ケイパビリティとは「性急に証明や理由を求めずに不確かさや不思議さ、懐疑の中にいることができる能力」である（帚木、2017）。

現代は社会の在り方そのものがこれまでとは非連続と言えるほど劇的に変わる状況が生じつつあり（中央教育審議会、2021）、人生で遭遇する出来事も多様化・複雑化し、あらゆる出来事が人々の転機になりうる。転機とは「自分自身や自分の考え方が大きく変わることになったきっかけ、もしくは一連の出来事」と定義され（杉浦、2004）、本報告では人々が遭遇する人生の転機の中でも「社会的に抑圧された経験」に焦点化する。

社会的に抑圧された経験は、個人の選択や学びの可能性を制限する構造的問題でありながら、しばしば不可視化・内面化されてしまう（フレイレ、2011；ディビッド、2013）。社会教育は、こういった社会的な抑圧などの問題にその都度対処するものとして枠組みが設定され（牧野、2018）、転機に直面している人々を視野に入れてアプローチしてきた。

例えば社会教育では、ジェンダー規範や制度的排除によって社会的に抑圧されてきた人々に対して、転機を乗り越えるための多様な道筋を示している（池谷・富永、2018；中山、2021）。これは学校教育をはじめ、現代社会が依存しているポジティブ・ケイパビリティに依拠したアプローチとは対照的なものである。

ポジティブ・ケイパビリティとは物事の処理能力や問題解決能力にあたる概念である（枝廣、2023）。また、できるだけ曖昧さを排除して問題を単純化し、早く成果につなげることを重視す

る力であるが（田中、2024）、先行きが不透明な時代においては根本的な解決に至らない可能性がある（越川・山根、2020）。

これに対し社会教育は、曖昧さや不確実性の中に留まり、即時的な解決を求めないネガティブ・ケイパビリティに依拠したアプローチを展開してきた。社会的に抑圧された状況ではポジティブ・ケイパビリティを発揮することが困難であり、即時的な問題解決は望めないため、曖昧さや不確実性の中に留まるネガティブ・ケイパビリティが必要となる。

2. 本報告における視点と方法

これまで社会教育においてネガティブ・ケイパビリティに焦点があたることはほとんどなかった。また、社会的に抑圧された経験を乗り越えるプロセスにおいて、ネガティブ・ケイパビリティがいかに立ち現れ、どのように人々の学びや変容につなげていくのかといった内的経験に着目した研究も少ない。

本報告では、人々がネガティブ・ケイパビリティを発揮し、他者や社会との相互作用を通じて、いかに新たな「足場」を見出していくのかを質的に探究する。研究方法としては半構造化インタビューを採用し、3名の転機の語りからネガティブ・ケイパビリティが発揮されている場面とその背景を捉えていく。

3. 本報告の意義と貢献

本報告は、困難な状況を乗り越える力を個人の内面的な資質として捉える既存の枠組みを問い直し、ネガティブ・ケイパビリティを「社会的能力」として再定義する新たな視座を提示する。これにより、社会教育が単なる知識やスキルの提供にとどまらず、人々が自身の文脈で主体的に足場を見出し、困難を抱えた状況の中でも「生き続ける」ことを可能にする媒介的な実践として再考されることを目指す。

地域社会に「人生を語るコミュニティ」はいかに生まれるのか

松本大（東北大学）

従来の社会教育・成人教育研究がナラティブ学習において語り手による自己形成を中心に論じてきたのに対し、本報告は、語り手と聞き手双方の学びに着目することでその理論的枠組みを問い直す。具体的には「聞き書き」と呼ばれる営みに焦点をあてる。ここでいう聞き書きとは、「話を聞いて、それをその人の話し言葉で書いて、1冊の本にして差し上げる」(小田、2018)ものである。語り手と聞き手の「聞く」「語る」「書く」をめぐる相互的なナラティブ学習のプロセスである。

聞き書きを取り上げる理由は以下の3点である。第一に、聞き書き実践の広がりである。2000年代以降、地域における自主的な聞き書き実践に加え、「聞き書き甲子園」「聞き書き学校」などの全国規模の活動が展開され、聞き書きは広く人びとにひらかれた実践となりつつある。日本では「聞く歴史」が広がっていると指摘されるが(大門、2017)、聞き書きは社会的な現象としての広がりを持つと言ってよい。

第二に、このような広がりにもかかわらず、これまで社会教育研究においては体系的な検討が進んでおらず、むしろ医療・看護・福祉など他分野での研究や実践が先行している(六車、2012など)。社会的現象として拡大するナラティブ学習を社会教育研究としてどのように理論化するのかが問われており、本研究はその空白に挑むものである。

第三に、聞き書きは、社会教育・成人教育における従来のナラティブ学習とは異なる性質を有している。1つ目に、聞き書きは、ライフストーリーの「語り手」だけではなく、その語りを聞き書きする者の学習をも強調する。社会教育・成人教育研究におけるナラティブ学習で重視されてきたのは、語り手が自らの経験を語り意味づけ直す過程である(Rossiter, 1999など)。

他者の語りの「聞き書き」に伴う学習は、社会教育・成人教育研究におけるナラティブ学習の中心には位置づけられてきていない。

2つ目に、聞き書きでは、集団ではなく個人が実践の単位になる。語りを材料として小集団における話し合い学習が目指されるのではなく、まずは語り手個人の語りを傾聴することが基本である。聞き書きの実践では、語り手個人の人生経験が主役になり、それを聞き手である参加者が尊重しながら共同的・集団的に学ぶ。その意味では、聞き書き実践とは個人の語りを聞くこと自体を目的とした実践である。学習や地域づくりを主目的とはしないという意味では、従来の自分史学習や地元学とは一線を画している。

これらの特徴は、ライフストーリーの語りによる自己形成(ビノー、2022)や、小集団での共同学習を重視してきた社会教育・成人教育研究の理論的前提を問い直すものである。

事例として、東日本大震災の被災地である宮城県亘理町におけるNPOを取り上げ質的分析を行う。震災を経験した人や高齢者の話を聞き、その人の話し言葉のまま記録し一冊の本にする活動を継続している。被災経験という、語ること自体が困難な人生の経験が、聞き書きをとおして共有される点においてこの実践は独自性を有している。震災経験を取り上げた聞き書きがこのNPOほど蓄積されている事例は全国的にも稀であり、地域社会における語りの共有と学習の関係性を考察するうえで格好の事例となる。

本報告は、このように人生経験を住民が語り合い、記録し、学び合う実践を分析し、その過程と構造を明らかにする。このことをとおして、地域社会におけるナラティブ・コミュニティの条件とプロセスを示し、社会教育のナラティブ学習の新たな理論的枠組みを提示することを目的とする。

地域課題の克服過程におけるコミュニティ・ストーリーの再編：

北海道剣淵町における農業・福祉・社会教育の展開に即して

○若原幸範（聖学院大学）・○榊ひとみ（札幌学院大学）・吉田弥生（北海道大学）

はじめに

本報告は、地域社会教育論の新たな分析枠組みを構築するために、地域社会教育の基盤となる地域学習の構造を事例に即して分析し、その構造変化を把握するための理論的枠組みを導出することを目的とする研究の一環である。

構造分析の焦点は、日常生活者としての暮らしの経験に基づき構成されるコミュニティ・ストーリー（CS）の変動に置く。CSは地域の民衆意識の根底をなすものであり、地域づくりの起動力として作用する。それを自治的に再編集することが、住民が歴史的時間の主体となる条件でもある。地域の社会運動と社会教育の実践が、CSの自治的編集として作用する条件とメカニズムを明らかにすることを目指す。

本報告では、北海道剣淵町における「絵本の里づくり」を事例とし、地域課題を克服する過程におけるCS再編の内実と、そこにおける地域学習及び社会教育の作用を検討する。

事例概要

剣淵町は北海道上川総合振興局管内に位置する農村地域である。人口は1940年の9,495人（国勢調査）をピークに減少を続け、2020年には2,926人（同）となっている。学校は1970年代に統廃合が進み、現在は小学校・中学校ともに1校となっており、町立高校（総合学科）が1校ある。

絵本の里づくりは、過疎化が急速に進む中で自信を喪失しつつあった地域の青年たちの主導で展開した。その端緒は、商工会青年部が主催したまちづくり講演会をきっかけに出会った絵本画家・編集者から、「剣淵町はヨーロッパの田園風景に似ている」「こういう町に絵本の美術館ができれば、きっとたくさんの人が来ると思います」と言われたことであった。これを機に、1988年に公民館主催で先の編集者を招いた講演会「すばらしい絵本の世界」を開催し、第2部で「絵本を使ったまちおこし」をテーマにした懇談会を開催した（参加者約80名）。同年に農業青年も巻き込んで「けんぶち絵本の里を創ろう会」を設立し、活動が本格化した。同会には後述の西原学園や剣淵・生命を育てる大地の会も参加している。具体的には絵本原画展、絵本全戸回覧、読み聞かせ会、町内巡回文庫等を行いながら運動を展開した。町民からは「こんなに農業が厳しい時に絵本で飯が食えるか」とい

った反発の声もあったが、1991年に「ふるさと創生1億円事業」の一部を活用し、公民館を改修して図書館・美術館の機能を持つ「絵本の館」をオープンした。

同年から毎年「絵本の里大賞」を開催し、参加する絵本作家との交流が広がっていく。1992年には「ふるさとづくり大賞」総理大臣賞を受賞する等、地域内外からの評価が高まり、1997年には行政や商工会、農協、学校、社会教育団体、市民団体等、多くの参加により「けんぶち絵本の里づくり実行委員会」が組織され、絵本の里づくりは全町的な地域づくり運動として定着した。2011年以降の剣淵町総合計画のタイトルに「絵本の里けんぶち」が記されているように、「絵本の里」というCSは地域住民に広く共有されているといえる。

以上のような剣淵町の絵本の里づくりの底流には、現代社会システムの矛盾を背景とする厳しい過疎化の現実に対する住民の抵抗と、それを支える地域社会教育の展開がある。本報告では、絵本と共に剣淵町の地域づくりのキーワードとされている、農業と福祉に即して考察する。

剣淵町における戦後社会教育実践の展開

1980年代後半以降の絵本の里づくりの前提として、剣淵町における社会教育の着目すべき特徴は以下3点である。

第一に、戦後直後から70年代にかけて青年の豊かなつながりを育んだ青年の学習活動である。まず、戦後まもなく各地区で青年団や4Hクラブの発足など、様々な青年の活動が活性化した。60年代後半には人口減少による再編で諸組織が合併することになったが、そのことにより農村地域―市街地の区別なく全町の青年がつながる場ができた。

第二に、高齢者を中心とした地域史を捉えなおす学習活動である。高齢者学級（1972年～）には各区のリーダー層が参加しており、地域リーダーの全町的なつながりの場となった。また、1970年代には、各区の分館で集落史をまとめる取り組みが、高齢男性中心に取り組みられていった。剣淵の開拓や戦時中・戦後の苦労と成果を地域的に確認するものとなった。この取り組みのメンバーが、1970～80年代の郷土資料館の資料整理・展示づくりにも参画していった。

第三に、80年代に公民館の提唱により「新しいまちづくり運動」が推進された。戦後の生活改善運動か

らつながるもので、1970年代の農村の疲弊に対する住民主体の生活簡素化の試みを公民館が全町的に促し支えるものとなった。

地域農業の展開

基幹産業の農業は水稻を主力としてきたが、1970年代以降の減反政策により多くの農業者が転作を強いられ、離農に至るケースも少なくなかった。町としても予てより進めていた大規模な土地改良・灌漑事業を想定通りには機能させられなくなる等、辛酸をなめることとなった。本報告では、このような農政及び近代農業の矛盾を背景とする地域課題に向き合う事例を検討する（紙幅の都合で、ここでは1事例についてのみ記述する）。

「剣淵・生命を育てる大地の会」は、環境保全型有機農業の推進を目的に1990年に設立した農業者団体であり、同時期に運動が展開した「絵本の里」にふさわしい農業の確立を目指している。現在は正会員12戸で活動しており、全国の有機農産物専門店と個人の産直を主な販売経路としている。地元との関わりでは、町の給食センターに無償で食材を提供しているほか、「絵本の里大賞」の副賞として農作物1年分を毎年提供している。

こうした農業者の実践の背景には、先述した青年の学習活動、特に剣淵町農業学園の実践がある。農業学園は、1967年度から町単独の教育機関として創設し、その運営の中心を社会教育行政が担った。同学園には女性を含む地元農業青年のほとんどが参加しており、農業者としての自立をはじめ仲間づくりや地域の担い手養成が意図されていた。ここでの学習は、若手農業者のネットワークが形成される重要な契機となった。

地域福祉の展開

剣淵町の地域福祉に関しては「障害者支援施設 剣淵西原学園」（以下、西原学園）を取り上げる。

1980年、西原地区に社会福祉法人剣淵北斗会が運営する「西原学園」が設立された。1978年に閉校となった西原小中学校跡地を活用し、障がいのある人が、地域のなかで、その人らしく暮らせるよう、施設入所支援、生活介護、短期入所を行ってきた。

当初、地域住民の中には障がい者施設設置への反対の声も多かったが、障がいや施設への理解を深める地道な学習活動を重ね、開設に至った。開設後、西原学園は「地域に開かれた施設」を掲げ、地域祭り等、住民が気軽に集える場を提供してきた。

1987年には西原学園と農協や商工会、役場職員、農業者ら職域を越えた30～40代が過疎が進む地域へ

の危機意識を共有し、東京の劇団の演劇公演の実現に向けて実行委員会を組織して共に活動した。この経験を契機に、西原学園は町の課題を自らの課題として受け止め、まちづくりへの関与を深めた。さらに、「絵本の里を創ろう会」や「剣淵・生命を育てる大地の会」に職員と入居者が積極的に参加し、地域活動の担い手となっていった。

このように、学習活動や地域活動を共にする中で、西原学園と地域住民は信頼関係を構築していった。過疎化が進む中、障がいがある人もない人も地域課題を「自分ごと」として捉えて共に地域づくりに取り組むことができたのは、地域住民の苦悩の体験と、西原学園の苦悩の体験とが重ね合わされて理解され、それによって生まれた連帯によるものといえよう。

おわりに

以上のように、剣淵町では現代社会システムの矛盾を背景とする深刻な過疎化や基幹産業の危機等の地域課題に抵抗する住民運動として「絵本の里」づくりを展開してきた。それは「過疎のまち」から「絵本の里」へと、住民自らCSを再編していく過程と意味づけることができる。現段階では仮説に留まるが、本報告の結論として以下の2点を示しておきたい。

第一に、地域の厳しい現実への抵抗の過程で発見された「絵本の里」というキーコンセプトが共有されたことにより住民の連帯・協働が構築され、さらに協働の実践によりそれがCSとして編まれより広く共有されていくという循環過程がみられる。このようなCSの再編は、地域農業・地域福祉等の多領域にわたって作用し、各領域における実践の質的転換を伴いながら、集团的主体の形成を推し進める可能性がある。

第二に、CSの再編は、住民が社会システムの矛盾とそれを背景とする地域課題の内実を理解し、自らの課題として捉え、克服する実践を展開する過程で現実化する。地域社会教育は、その土台となる住民の自らの暮らしと地域の担い手としての力量形成、そしてネットワーク構築を支える役割を担う。

残された課題として、第一に「絵本の館」等の地域の記憶装置としての社会教育施設のCS再編における役割の検討、第二にCS再編過程における地域外の主体やまなざしが持つ意味の検討、第三に再編された新しいCSが次の世代にどのように継承可能であるかの検討を示しておきたい。

付記：本報告は、科研費23K22229による研究成果の一部である。

持続可能な地域を守る現代的公害学習とシティズンシップ
—東京・昭島の物流・データセンター開発を取り巻く人々の自己教育運動から—
二ノ宮リム さち（立教大学）

■本研究・発表の目的

本研究は、現代日本の開発事業に伴う「公害」問題に対して人々が取り組む学習・教育実践を「現代的公害学習」ととらえ、その意義と課題を明らかにしようとするものである。

グローバルな金融・投資活動の拡大と連動し、国内地域の開発・再開発事業が活況を呈している。サステナビリティ経営や持続可能なまちづくりが広くうたわれるなかでも、経済的価値が最優先され、人々の暮らしが「取り残された」まま、公害問題を伴う開発が進展する現実是不変に見える。

本発表では、東京都昭島市の物流・データセンター開発を取り巻く人々の学習と運動を事例に、地域と暮らしを守ろうと声を上げ、運動を組織化していく際、そこにはどのような学習・教育のかたちが生まれる・求められるのか、シティズンシップ概念に着目しながら検討する。

■社会教育としての「公害教育・学習」

安藤聡彦（2015）は、公害学習・教育を「日本において、1960年代以降、公害問題ならびに人間の生命・健康に被害を及ぼす可能性のある環境・開発問題に直面した人々が、自己そして／あるいは他者の認識や行動の変革をめざして行ってきた一連の学習・教育実践の総称」と定義する。全国各地で公害問題が顕在化し住民の運動と学習が展開されたなかで、1960年代後半から藤岡貞彦や福島達夫などが社会教育としての公害教育研究を拓いてきた（丹野 2023）。

さらに、岩松真紀（2019）は、「公害に反対したり、未然に防ごうとしたりする運動は、行政主導で行われることは考えづらく、そのほとんどが自己教育活動であり、自分たちで次の学習課題をみつけ組織化していく自己教育運動になるのではないか」と述べたうえで、「公害をめぐる市民運動のなかにある学習や教育を、自己教育運動としての公害教育としてとらえかえし、あらためて振り返る必要があるといえるのでは

ないだろうか」と論じる。

■東京・昭島の巨大物流・データセンター開発計画とシティズンシップを育む住民の運動・学習

JR 昭島駅北側、地元企業がゴルフ場を運営してきた 65ha の土地が、物流不動産投資・開発を事業の主軸とするグローバル企業に渡り、2022 年 2 月、「GLP 昭島プロジェクト」が発表された。物流施設 3 棟・データセンター 8 棟から成る国内最大規模の施設開発が計画されている。片側一車線の市道に囲まれた施設に発生する 1 日往復 11,600 台の車両増加に伴う渋滞や事故と騒音・大気汚染・振動、緑地喪失とデータセンターからの排熱による気温上昇といった住環境の悪化、計画地の中心部にある林地に生息する動植物への影響などが心配され、住民らの学習と運動が展開されてきた。計画の見直し・撤退を求める反対運動のほか、地域の状況調査と変化予測に取り組む住民アセス、さらに公害紛争調停の仕組みを活用した開発企業との対話交渉など、複数の異なるアプローチから、運動と学習の連動による自己教育運動が進み、様々な住民が参画している。

この実践を通じて、「他者感覚」「正義感覚」「開かれた態度」「対等な関係性」「非暴力の態度と規範」（寺島 2009）を具体的な資質とするシティズンシップが育まれ、住民自治の土台が築かれる様子を、現代的公害教育・学習の可能性として検討したい。本発表では、運動・学習の経緯をたどりながら、意義と課題を論じる。

（参考資料・文献）

- 安藤聡彦（2015）「公害教育を問うことの意味」、環境教育、vol.25・1, pp.4-13.
岩松真紀（2019）「自己教育運動としての公害教育についての考察」明治大学社会教育主事課程年報, pp. 17-31.
丹野春香（2018）「藤岡貞彦の〈地域と教育〉研究における「環境権」の視座—1970年代の「教育環境権」の議論をとらえて—」, 社会教育学研究, pp.47-56.
寺島俊徳（2009）「市民活動とシティズンシップ」, 関西大学法学論集, Vol.58, No.6, 1015-1066.

子育ての共同を通じた保護者の「学び」に関する検討
—A 保育園における保育者との日常の関わりに着目して—
早稲田大学大学院

城田 美好

本研究は、保育園における保育者との共同の子育てを通じた保護者の「学び」の実態と「学び」が展開することを支えている要因を質的に明らかにすることを目的とする。

子育てを通じた保護者の変容や主体形成に対する研究的関心は、学問分野を超えて示されてきた。社会教育学においては、子育て中の母親の学びに関する研究¹や、保護者の主体形成に関する研究²が蓄積されてきた。その中でも、アトム共同保育所における「地域共同学習」は、子育ての共同を通じた保護者の学びを探究してきた先駆的实践であり、こうした共同学習に対する研究的関心も高い³。アトム共同保育所の所長を務めた山本健慈は、保育園を「育ちそこねた大人たちの出会いの場であり、新たな育ち合いの場」として位置づけ、子育てにおける保護者の保育実践への参加と保育者や他の保護者との協同経験を通じた学びの重要性を述べている⁴。

一方、1990年以降子育て中の保護者を取り巻く環境は変化し、個人化や市場化の影響を受け保護者が子育てを通して他者と出会い、関係の輪のなかで経験し、学び合う機会が減少している。また、子育て支援事業の

拡大は保護者の自主的なサークル活動や学習グループの活動の減少や停滞を招き、保護者の子育てにおける主体的な学びや活動の場も減っている⁵。しかし、佐藤一子(2002)も指摘しているように現代の子育て環境を踏まえると、保護者が地域社会や幼稚園、保育園で保護者同士の関係を構築し、相互に学び合う関わりの中で自己を育てることがより一層重要である⁶。保護者が保育実践への参画を通して関係を構築し、学びを深めていく環境を整えることは、結果として保育の質を高め、子どもの育ちを保障することにもつながるのである。

そこで、本研究では今後保育園における保護者同士の学び合いの構造を明らかにするために、保護者同士の学び合いへと関係が発展することを支える保育者と保護者の日常的な関わりに着目する。特に、本研究では共同保育所として創設した歴史をもつ A 保育園の保護者を対象に実施した半構造化インタビューで得られたデータを質的に分析し、保育者との共同の子育てを通じた保護者の「学び」の実態とその「学び」が展開することを支えている要因を明らかにすることを旨とする。

¹ 村田晶子(2021)『「おとなの女」の自己教育思想 国立市公民館女性問題学習・保育室活動を中心に』社会評論社。

² 平野華織(2016)「保育所づくり運動における親の主体形成—ヤジェセツルメント保育所の文集『レンガの子ども母親特集号』を手がかりとして—」中部学院大学・中部学院大学短期大学部研究紀要第17号, pp.91-98。

³ 永田誠、磯邊友美、田中万里(2015)「保育者の語り合いを通じた学びに関する考察—アトム・つばさ共同保育園の事例をもとに—」大分大学教育福祉科学部研究紀要, 第37巻(2),

pp.271-286。

⁴ 山本健慈(1997)『大人が育つ保育園—アトム共保は人生学校—』ひとなる書房。

⁵ 相戸晴子(2009)「子育て支援施策拡充下における親の学び支援に関する研究—福岡市の校区公民館の実態調査を通して—」九州大学大学院教育学コース院生論文集第9号, pp.1-2。

⁶ 佐藤一子(2002)『子どもが育つ地域社会—学校五日制と大人・子どもの共同—』東京大学出版会。

働く人が出産・子育てを肯定的に選べる環境づくり：社会教育的アプローチの検討

吉岡亜希子（北海道文教大学）

本報告は子育てと仕事の両立を望んでいる母親が在職している職場で出産・子育てを選択し、仕事を継続している事例が複数みられる中小企業の職場づくり、特に学習に着目して分析を試みる。

1980年代の日本は男性が働き手となり女性が専業主婦を選択する割合が共働き世帯のおよそ2倍だった。その後、1990年代にその割合は拮抗し、2020年代には共働き世帯が専業主婦世帯の2倍以上となり、共働きが当たり前の社会になった。

育児休業取得率も9割前後で推移する女性に比べ、長く男性の取得率が低く、課題となっていたが、2024年は男性40.5%となり、2年連続10ポイント増と大幅に改善している。

1994年から少子化対策として始まったエンゼルプランとそれ以降の諸計画・制度により保育・福祉の領域の子育て支援や両立支援のための保育所整備は進んだ。

社会教育の領域においても、家庭教育支援としての学習の環境醸成が進められ、保育・福祉の領域の子育て支援とも連動しながら親の学び、育ち合いの場づくりの充実が目指されてきたといえる。

しかし、こども家庭庁がまとめた2024年の『こども白書』をみると、夫婦の理想的な子どもの数は、2.25となっているものの、現実には2.0を下回っている。男性の育休割合が高まり、両立支援のための保育所整備が進んだが、理想的な子どもの数を実現できずにいる現状がある。

エンゼルプラン以降の約30年間で振り返るにあたり、家庭教育支援に向けた学習環境の醸成や保育領域からの子育て支援の取り組みを再検討する必要があるのではないかと。仮説的ではあるが、子育てで不安の解消や両立支援のための保育整備といった課題対応型の支援とは異なる視点から、子育てに関わる学習を構想する必要があるのではないだろうか。

『こども白書』（同上）の統計では、第3子以降を持ちたいと思う夫婦の希望を阻害する要因として「自分の仕事（勤めや家業）に差し支えるから」と答える割合が高いことを指摘している。こうした点からもこれまで十分に検討されてこなかった「出産・育児行動の選択」と「職場における学習実践」との関連性に着目する必要があると考える。

今回、分析対象とする企業は、従業員約50名を擁する中小企業であり、2017年に北海道内の道の駅をリニューアルするにあたり創業された新設法

人である。従業員の約9割が女性であり、育児中または育児経験者が多数在籍している点が特徴的である。代表取締役も幼児を育てる母親であり、正社員は5名、それ以外はパートタイム勤務となっている。2025年度は、育児休業取得中の母親が4名、妊娠中の母親が4名業務に従事しており、過去5年ほどは、常時妊婦または育休取得者が複数在籍している状況が継続している。

こうした出産・育児行動の選択を可能にしている要因として、以下の点が挙げられる。

- ・ 育児期にある女性労働者を排除せず、積極的に雇用する方針が採用されている。職場内における育児経験者の高い構成比率は、出産・育児に伴う心理的負担や職場内での周縁化を緩和する要因として機能していた。

- ・ 子の突発的な発熱等による勤務調整に対して、職場内での理解と制度的柔軟性が確保されており、これが育児期従業員の職務継続意欲を支えていた。

- ・ 当該企業を選択した理由として、「土日の勤務がない」点が挙げられていた。接客業務を伴う業態では週末勤務が不可避であることが多いが、当該企業では地域の高校生アルバイトによって土日勤務を代替している。日曜・祝日に保育所での保育が提供されない場合が多いため、この配慮は育児期従業員にとって高く評価されていた。

- ・ 職場環境の形成と学習実践との関連性に着目すると、重要な要素として、経営者および管理職と従業員との面談が挙げられる。定期的な面談に加え、従業員の状況に応じた個別的な面談が柔軟に実施されており、これが育児期従業員による両立の肯定的認識を促進する要因となっていた。

子育てと仕事の両立を現実的に可能とする職場環境の形成において、「学習」に着目する場合、特に①出産・育児を当然の営みとして位置づけ、従業員を支援する経営者の方針が、いかなる学習経験を経て形成されたのか、②雇用形態を問わず、複数の従業員が第2子、第3子、さらには第5子の出産・育児を経ながら継続的な就労を選択可能とした学習要素の精緻な分析が必要となる。

子育てと仕事の両立を可能にする職場における学習実践の分析を通じて、現代社会において求められる職場内における社会教育実践の構造的特性およびその機能的役割を明示する。

子ども支援における研修とキャリア形成 —NPO 法人北摂こども文化協会を事例に—

○井上大樹（札幌学院大学）、○川野麻衣子（北摂こども文化協会）、深作拓郎（岩手大学）

I. 課題と方法

子どもの学校、家庭以外での“Third Space”における居場所づくりを中心とした地域における子ども支援の専門性の議論が進む中、その確立など具現化の道筋づくりは途上である。とりわけ、児童期を中心とした学校に対する放課後生活については、従来は児童館、放課後児童クラブ、共同学童保育がもっぱらその役割を担っていたが、担い手は多様化している。依拠する基準、指針についてはまちまちであり、それを担保する職員の専門性についてはプレーパークなど施設・事業独自の資格が乱立している。2023 年末、子ども家庭庁から出された「子どもの居場所づくりに関する指針」では、多様化する担い手に共通して「ふやす」「つなぐ」「みがく」「ふりかえる」と居場所づくりのために取り組むべき重点を示している。しかし、子どもを権利主体として尊重するなどの機能を担保するための明確な基準、とりわけ職員の専門性について踏み込むまでには至っていない。

本発表は、研修プログラムを通じた子ども支援の専門性の内実の職員・スタッフ間の共通認識の形成、個々のキャリア形成への影響について、ある事業体への約 5 年の実証研究から明らかにする。

1. 子ども支援専門性モデル

井上大樹・川野麻衣子・深作拓郎（2021）は、子どもの社会教育実践にルーツをもつ子ども支援に取り組む団体への調査（一次調査）を通じ、子ども支援の力量構成について「子どもの権利の理解を基軸とした『ナレッジ（知識）』及び子ども理解を基礎にした共感、伴走の『スキル（技術）』を支える『（専門家としての）自己形成』があり、ナレッジ及びスキルを『自分事』として追求するかどうか力量形成に大きくかかわる」ことを明らかにした。なお、本研究では一次調査の対象団体であった NPO 法人北摂こども文化協会（北摂）に勤める職員個々の研修を通じての子ども支援の力量形成過程を明らかにするとともに、事業者（マネジメント）自身の業務分析と合わせ、一次調査で描定したモデルの検証を行う。

2. 研修プログラムの構成と研究上の目的

子ども支援に関わる研修プログラムは 2020 年 12 月～2024 年 3 月にかけて 4 回実施した。

1) 実践の省察を「ききあう」ワークショップ

冒頭の 3 回では、オンライン（zoom）にて北摂ほか 1 団体の合同で行われた。2 団体から各 1 名程度「子どもとの関わりで最も印象に残っていること」（実践の省察）について 30 分程度報告いただき、質疑応答、コメント（各団体のマネジメントレベルの職員）の流れであった。

2) 学びほぐしの講義の差し込み

4 回目は対面にて北摂単独の職員研修として実施した。冒頭で学校教育や児童福祉、子どもの社会教育の主流、制度的側面を「学びほぐす」ためのリレー講義を井上・深作・川野で行った（60 分）。仮説的には子ども支援者の内面に潜む大人視点の意識化をねらいとした。井上担当分（対学校教育）では、表 1 を示し諸問題への対応について子ども視点の切り替えを提起した。この回は特定の報告者を設定せず、講義での理解をもとに、参加者一人ひとりがこれまでの実践を振り返り「あう」時間を約 1 時間設定した。

表1 学校教育をめぐる大人社会と子どもの乖離

教育問題	学校教課題	実際の対策	子どもまんなか
学力低下	学力と主体性の向上	授業進度、学テ対策チェック	一人ひとりの興味関心に即した学び
自立意識低下	キャリア教育強化	小～大までの一貫化	キャリアの多様性に接し、自分のモデルを発見
モラル低下	道徳教育強化	特別な教科「道徳」	価値観の多様性を前提とした、「よりよく生きたい」意欲喚起
人間関係形成力低下	いじめ対策強化	いじめ早期発見、予防	試行錯誤しながら仲間づくりができる場
「〇〇低下」	「向上と強化」	「(巧みな) 管理の徹底」	「こどもの時間」の回復

3. 補足調査（ヒアリング）と検証

主に研修プログラム実施前後に職員へのヒアリングを行った。ワークショップ時の発言などと合わせて、子ども支援に関する省察を通じ、職員個々の力量形成について明らかにした。

II. 任務の構造化と子ども支援の専門性

※当日配布資料にて説明する

III. スタッフの子ども支援の専門性形成過程

※職員の個々のヒアリング結果と考察については当日配布資料にて説明する

IV. 結論と今後の課題

北摂における職員の子どもの支援の「ナレッジ」「スキル」「自己形成」の要素ごとの質的展開、三要素の関連は表2の通りまとめられる。

表2 北摂こども文化協会のキャリア形成と研修などにおける学び

キャリア	ナレッジ	スキル	自己形成
若手 (初期)	子どもの権利及び団体の 理念の理解 (形式知)	子ども一人ひとりの主体性を尊重 するかかわり方の試行錯誤 一見守る、伴走する	目の前の子どもとの関わりから自分 の「やりがい」を見つける
中堅 (中期)	子どもの権利を基準に団 体の理念や成果を検証 (実践知)	子ども一人ひとりの主体性を尊重 するための関わり方を検証したり 伝える ※事業や場をつくる	団体の事業や子ども個々の意見が、 どうしたら子ども「たち」の参加と 居場所の保障につながるかについて 常に問い続ける

とりわけ、子どもへの関わりについて積極性、適時性、個別性、多様性、関係性に渡って実践（経験）による力量形成が見られ、研修をはじめとする事業の振り返りで自覚に至るプロセスを歩んでいた。当事者（子ども・若者）として社会教育を経験しているスタッフが「飲み込み」が早いように見えても、迷いや矛盾、葛藤がどのキャリア段階でも表出していた。ナレッジ、スキルを軸とした力量形成とその自覚化にあたっては「事業の意義を自分なりに消化しているか」という「自分事」化との関連が深いことも明らかになった。

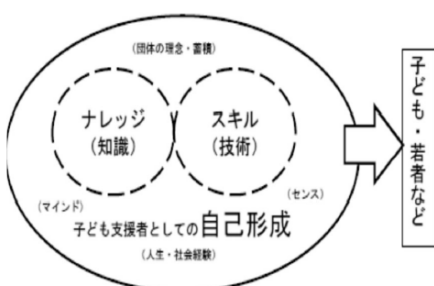


図1 子ども支援者の力量構成

これらから、子ども支援の専門性モデルに照らし合わせると図1の通りまとめられる。力量はあくまでも「個人」に備わるが、その形成過程や共有過程において個人の力量がより高まり、個人の力量がつながって「集団化」と考えられる。その相互関係の検証は今後の課題としたい。

このほか、子ども支援において最も専門性の確立と研修プログラムの展開を見せている児童厚生員の比較についても報告する。

謝辞 この研究は、科研費研究基盤研究(B) (一般) (課題番号 18H00978 及び 23K22237) (代表 生田周二・奈良教育大学) の助成を受けている。

子どもの貧困に向き合う学生ボランティアの学び —沖縄の『子どもの居場所』づくりに着目して—

千野たみ(筑波大学大学院)

● 背景と目的

2015年、沖縄県の子どもの貧困率が29.9%に達し、全国平均(13.9%)を大きく上回るなど、子どもを取り巻く環境の深刻さが浮き彫りとなった。これを受けて、沖縄県では「沖縄県子どもの貧困対策計画」の一環として、こども食堂や学習支援教室等の「子どもの居場所」づくりが今日まで推進されてきた。こうした取り組みを人的側面から支える存在として、県内の高等教育機関に所属する学生ボランティアの参画が期待されている。

一般社団法人大学コンソーシアム沖縄子どもの居場所学生ボランティアセンター(以下、ボラセン)では、内閣府が実施する「沖縄こどもの貧困緊急対策事業」の一環として、沖縄県に交付された補助金を活用し、沖縄県からの委託によって県内の「子どもの居場所」に学生ボランティアを派遣している。本村(2018)は、ボラセンの学生ボランティアが、子どもにとって身近な存在として関わることで、子どもの自己肯定感の向上に寄与する可能性がある」と指摘している。また、学生ボランティアには活動を通じて子どもたちのレジリエンスを実感するとともに、公・民が連携した支援の一端を担うことで、次世代を担う人材としての資質を育むことが期待されている。さらに、嘉納(2017)は、ボラセンの学生ボランティアは大学と地域社会をつなぐ人的資源としての役割を担い、子どもの意向を尊重して実践に取り組む中で子ども理解を深め、自己成長していることを示唆している。しかし、これらの先行研究では、学生ボランティアが子どもとの関わりの中で果たす役割や、子どもに与える影響、学生ボランティアの自己成長については示されているものの、学生ボランティアが子どもの貧困という社会課題に向き合う中での気づきや自己変容を基盤とした学びについては十分に明らかにされていない。

そこで、本研究は沖縄県内で展開される「子どもの居場所」づくりに関わる学生ボランティアの実践に着目し、実践の様相や子どもの貧困問題への認識、活動を通じた気づきや自己変容を聞き取ることで、学生ボランティアの学びを明らかにすることを目的とする。

なお、本研究における「学び」は佐藤(1998)の議論を参照して定義する。佐藤はボランティア活動を通じた社会参加が重視されている背景をふまえ、社会教育における学びの概念を「社会における学び」から「社会を創る学び」へと転換する必要性を指摘している(佐藤 1998, p. 68)。この議論を手がかりに、本研究では「学び」を「自身の関心や社会課題に主体的に向き合い、他者との関わりを通して自己を問い直し、より良い社会の実現に向けて実践的に取り組む中で自己を変容させていく営み」と定義する。

● 研究対象・方法

本研究では、ボラセンから派遣される学生ボランティア7名を対象に、①活動参加の動機 ②活動を通じて得た気づき ③活動を通じて自己の変化を主な質問項目とした半構造化インタビューを実施した。加えて、学生ボランティアの活動の実態や学生ボランティアに期待する役割を正確に把握するべく、ボラセン担当者、県担当者へのインタビュー調査を実施した。これらのインタビューから、「子どもの居場所」づくりに関わることを通じて子どもの貧困問題に向き合う学生ボランティアの学びを分析する。

● 考察

学生ボランティアからは、沖縄の子どもを取り巻く社会課題に問題意識を持って主体的に支援に関わる様子が語られ、活動を通じて学びがキャリア意識の形成にも影響を与えていることが示された。

● 参考文献

- 嘉納英明(2017)「子どもの貧困問題と大学の地域貢献—子どもの居場所学生ボランティアセンターの設立を中心に」『基礎教育保障学研究』創刊号, pp. 66-67.
本村真(2018)「子どもの居場所支援における学生ボランティアの役割に関する考察」『ボランティア学研究』18巻, pp. 48-49.
佐藤一子(1998)『『社会における学び』から『社会を創る学び』へ』『生涯学習と社会参加—おとなが学ぶことの意味』東京大学出版会, pp. 39-72.

本研究は、JST 次世代研究者挑戦的研究プログラム JPMJSP2124 の支援を受けたものです。

(要旨)

開かれた大学づくり
－大学生の自主活動を支える取り組みを中心に－

○金亨善（中央大学）

今日の社会の急激な変化に伴い、大学ではすべての社会構成員を対象とする生涯学習の必要性が増大している。生涯学習の機会はすべての人々の基本的な権利であり、良質の生涯学習に参加できるよう環境を整えることは生涯学習の推進における重要な側面である。大学生は、小中高校の学校教育、特に大学入試のための受験勉強を経て、より自己決定的学習に移動していく段階に置かれている存在である。大学生は、大学生活を通して生涯学習の主体としての成長が期待される。そのため、大学生は、高等教育機関で授業を通じて知識を習得するとともに、既存の学校教育のコミュニティよりさらに拡張された人的ネットワークを形成し、より複雑な社会とのつながりを構築していく。すなわち、大学は大学生が学校教育のフィールド内で学習をしながらも、生涯学習の活動を繰り広げるための環境づくりをしなければならない。

これまで大学における生涯学習の機会は、一度学業を終えた成人を対象とする継続教育の観点から、成人学習者が大学に参加するための支援策、特に大学公開講座や社会人入学者の受け入れなど、成人学習者に対する開放性を増すための工夫が重点的に展開されてきた。本報告では、大学の「伝統的學生」といえる大学生の生涯学習の機会に着目する。特に、大学生が大学内の教育的施設や人的資源を活用し、生涯学習の主体として自主活動を展開することにおける意義と可能性について検討する。事例としては、報告者が関わってきたA大学の学生コミュニティ（Student Community College）の試みから、学生の自主活動から生まれた学習活動の特徴と学生と大学教員の協力体制、地域社会と学生のネットワーク形成、そこから見えてきた学生コミュニティの持続的かつ自主的な運営における成果と課題を検討する。既存の学校教育の授業中心の体制を越えて、学生主導の学習プログラムを工夫し、そのプログラムを実行するための学生団体の運営体制を構築していく様子を探求する。そこから、大学の生涯学習体制における対象及びプログラム領域の拡張に関する議論を広げることが本報告の目的である。

北海道における高校魅力化の課題
―市町村による学びの支援に着目して―

植井 真（北海道札幌あいの里高等支援学校・筑波大学大学院）

1. 研究の目的と背景

本研究の目的は、市町村が中心となり「高校魅力化」による進学支援で入学者を確保して存続させようとする動きに対し、地域の人々が関わって高校生の学びを豊かにすることで存続している事例と比較し、市町村による学びの支援について考察することである。

島根県（2008年、県立隠岐島前高校）で始まった高校魅力化の取り組みは、近年北海道内でも急速に広がりつつある。北海道は広域で人口が散在するため、もともと小規模な高校が多く、統廃合の対象となりやすい。市町村は地域から高校が無くなることで人口流出を加速する恐れもあることから存廃に強い関心を寄せている。

多くの高校は道立のため市町村は直接介入できないとみられているものの、通学定期代、制服代、見学旅行費、模試費用などの助成を行う例は多数見られる。都市の高校に通う場合と比べて負担軽減となり、これまでは一定の入学者を確保できた。

しかし少子化の加速に伴って都市の高校も易化するようになると、これまで地域の高校に通っていた層が流出し、入学者が急速に減少する例が多発した。それを高校魅力化により地域外からの入学者を受け入れて補おうとする動きが出てきた。

岩本（2019）は「生徒、保護者、高校、地元市町村、地域住民などの主体的な対話を通して生み出されるビジョンや具体的な取り組み」は画一なものにならずと掲げるものの、実際は佐久間（2023）が「公営塾の登場は教育産業界に対して新たなビジネスモデル・チャンスを提唱した」というように隠岐島前高校をモデルとしているものが多い。その中で市町村は高校生の学びをどう捉え、どのように支援しているのだろうか。

報告者は北海道の高校教諭として地域と連携した教育に従事し、多様な生徒や地域に必要とされる学びを展開してきた。北海道で広がる事

例はモデルを十分に咀嚼せず、地域で高校教育について考え直す機会や、「生徒を育てる中で住民が能動化して地域活性化の最前線」（樋田（2018））となる機会を失っているのではないかと危惧する。

一方で地域の取り組みが奏功して高校生の多様な学びが実現できている事例や、逆に特化した専門教育に取り組み学びを地域に広げていく事例も生まれている。高校の在り方は地域の在り方であり、幅広く議論される中で市町村の関与について検討されることが望まれる。

2. 研究対象ならびに方法

高校魅力化の事例校として2校を選び、いわゆる魅力化とは異なる取り組みの事例校2校と比較する。

議会議事録、市町村役場広報、高校所管部局の資料、高校HP、学校案内、北海道新聞データベース、北海道教育委員会の統計などの公開されている資料を用いて分析する。

3. 考察

高校魅力化の導入検討から実行までの期間が短く、市町村は地域や高校と丁寧な擦り合わせを待たずに隠岐島前モデルを導入している傾向が強い。探究で進学という学びに支援が偏っているため地元には訴求できていない。

4. 参考文献

- 岩本悠（2019）「高校魅力化とは」、地域・教育魅力化プラットフォーム編『地域協働による高校魅力化ガイド：社会に開かれた学校をつくる』、岩波書店、pp.6-29
- 佐久間邦友（2023）「公設による学習塾（公営塾）の実態とその課題」『日本学習社会学会年報』第19号、pp.16-19
- 樋田大二郎（2018）「高校魅力化の魅力」、樋田大二郎・樋田有一郎『人口減少社会と高校魅力化プロジェクト：地域人材育成の教育社会学』、明石書店、pp.10-18

放送と社会教育の連携が育む集合知 地域の課題解決力は高まるか？

末永貴哉（早稲田大学大学院）

本報告の目的

日本各地で地震や風水害等が頻発し避難を余儀なくされ、防災への対応力を高めることが求められている。本報告では、人々の安全な生活を保障するために国や都道府県、市町村、民間組織等の多様なエージェントが連携して「集合知」を創り出すことを支える放送のあり方を検討することを目指している。

報告の背景と取り組み

ことし3月、国の被害想定が見直された南海トラフ巨大地震。マグニチュードは最大で9クラス、震度7の揺れが静岡から宮崎にかけて10県に及ぶと想定。さらに、避難生活などで体調を崩して亡くなる「災害関連死」は最悪の場合、5万2000人に及ぶことが示された。国から全市町村が防災対策推進地域に指定されている宮崎県の被害予想も甚大だ。死者は最悪で3万9000人。さらに避難者は、最大で40万人にのぼるなど、いま宮崎県民が最も関心を寄せる地域課題のひとつだ。ところが、問題が深刻化しているにも関わらず、十分な対策が進んでいない。NHK 宮崎では、ことし4月から南海トラフ巨大地震に関する自治体や県民のお悩みをタワのニュース番組「てげビビ！」で放送してきた。その結果、①行政の防災担当者が足りず、地域住民と有事のネットワークをどう築けばよいか？②自力で避難が困難な人たちをどう避難させるか？③災害関連死を防ぐために、安心安全な避難所をどう作ればよいか？3つの課題が明らかになってきた。こうした課題への対応には「集合知」の形成が必須である。そこで注目したのが、2021年に NHK 徳島放送局で実践された「AWA ラウンドテーブル」である。筆者はその担当ディレクターとして課題に向かい合う多様な主体の出会いをコーディネートし、「集合知」の創出の場を創り出す試みを実施した。徳島は、進学や就職で県外に転出する人が、新たに県内に転入する人を上回る「社会減」が進むなど、国内において人口減少が急速に進んでいる地域のひとつである。そのため放送に加えて、社会教育の専門職養成等で取り組まれている「ラウンドテーブル」の方法を取り入れ、人と人との「つながり」を生み出すことで地域の課題解決に導くことを目的とした。参加して頂いたのは、県や自治体の公務員、障がい者団体代表、大学教授、農家など、総勢20人。抱える課題ごとに多様な職種が出会えるような組み合わせを考えて4つのグループを組んで議論して頂いた。6時間に及ぶ議論後、その様子や、参加者同士が起こした新たなアクションを番組で放送。さらに、番組にとどまらず、イベント参加者の“その後”をフォローアップした企画などをニュース企画で複数回放送した。こうした徳島での知見を生かして、宮崎では「南海トラフ巨大地震」をテーマにラウンドテーブルを実施する予定である。

報告の意義

これまで社会教育と放送との連携は多様な場で実践されてきた。例えば「放送大学」と「NHK の番組活用」もその一例だ。多様な教育コンテンツを、放送大学や公民館など社会教育の場で活用することで、学習機会の創出や深い学びを支えてきた。しかし今回は、コンテンツを上映し、学習機会を促すというこれまでの図式とは一線を画す。むしろ、人と人がつながり、対話を重ねていくそのプロセス自体をコンテンツ化していくことで、地域の人たち自ら地域を豊かに変える物語を織りなす「つながり」をデザインしていくことを目指す。こうした取り組みの教育的価値をはかるには、長いスパンで参加者の学習効果を観ていくことが必要だ。また、地域課題の改善につながったか否かは今後の検討課題としたい。

長期化する難民状況下における成人学習ータイ国境のミャンマー難民キャンプの事例
三宅隆史(立教大学)

背景と定義

約 1,590 万人の難民が 5 年以上他国に逃れている長期化状況にある (UNHCR 2022)。難民の 59% は若者と成人であり、世界全体の成人識字率は 85 % であるのに対して、紛争の影響を受けた国の成人識字率は 55 % と低い (UNESCO 2011)。長期化した難民、特に途上国における難民の成人の教育機会に関するデータは不足している (Jacobsen & Fratzke 2016, Mallett & Slater 2016)。本研究では、成人学習の定義を UNESCO の「成人教育に関する勧告」(2015)に基づき、①識字と基礎スキル開発、②職業・技術スキル開発、③シティズンシップ教育の3つを学習領域とし、成人学習は、自己主導型で、柔軟で、行動指向型であるという特徴を有するものとする。

研究課題

本研究は、長期化した難民状況における成人学習者が、①いかにして学ぶことを志し、学習の場を選んだのか、②学ぶことの障壁は何か、③学習によってどのような成果を獲得し、生活や意識に変化が生じたのか、将来の希望や計画は何か、を 40 年間難民状況にあるタイ国境のミャンマー難民を事例に明らかにする。研究方法は、①ミャンマー難民キャンプにおける成人学習プログラムのマッピング、②成人学習者の半構造化インタビューである。

予備調査結果と作業仮説

タイ国境のミャンマー少数民族地域では、1949 年から軍事政権と少数民族勢力との紛争始まり、1980 年中頃から戦闘や人権侵害を逃れて人々がタイ側へ流出し、難民は一時 15 万人を超えた。紛争が長期化し、本国帰還の目途がたたないことから 2005 年から 2013 年に米国、欧州諸国、豪国へ 9 万人が第三国定住をした。2015 年総選挙で国民民主連盟 (NLD) が圧勝し、少数民族との間で和平合意、難民帰還が始まった。しかし 2021 年 2 月に軍事クーデターが発生し、少数民族地域でも紛争が再発し、現在も続いている。再度流出した難民は 10 万 8 千人 (2025 年 5 月) を数えている。

ミャンマー難民キャンプにおける成人学習プログラムとしては、識字、外国語 (英語、タイ語)、初等教育未修了者のための同等教育、技術職業訓練 (コンピューター、縫製・織物、ラジオ修理等)、生計向上訓練 (菜園、酪農、栄養等)、キャンプ内での援助関係の仕事の職能訓練、地域課題学習 (地雷回避、マラリア予防、家庭内暴力等) が、援助組織 (NGO 等) の支援を受けて住民組織 (女性グループ、青年グループ等) によって実施されている。

研究課題①いかにして学ぶことを志し、学習の場を選んだのか、については、学習ニーズとの妥当性、学習による喜び、自己発達、自尊感情、キャンプ内での無為な時間、利他主義を想定している。

研究課題②学ぶことの障壁は何か、については、学習成果の活用機会の少なさ、キャンプ外への移動、就労の禁止、識字能力の不足、水平的な学習機会が多いが垂直的な学習機会は限られていること、学習者側の制約 (時間、仕事、家事、育児、障害、高齢)、成人学習に対する認識の低さ、タイおよびミャンマー政府双方における教育課程認証の欠如、職業訓練における性別役割を想定している。

研究課題③学習によってどのような成果を獲得し、生活や意識に変化が生じたのか、将来の希望や計画は何か、については、学習者のエンパワメント (基礎・技術スキルの向上、教養・知識の習得、自己実現、誇りや自尊感情の向上) ならびに地域コミュニティである難民キャンプの改善 (社会関係資本の強化含む) を想定している。

多民族共生社会に向け、アイヌ民族の先住権を考える

上野昌之（東京都立大学非常勤）

はじめに

本発表では、日本社会の中で先住民族であるアイヌ民族の人々と共生していくにはどのような課題があるか、近年のアイヌ民族に対する社会教育の支援や日本政府の基本政策のあり方を考察しつつ、多民族共生にあたっての課題を考えていくことにする。

1. アイヌ民族に関する社会教育の支援

1980年代後半国際的な先住民族運動が活発になった。現在はアイヌ遺骨返還訴訟や鮭持捕獲権訴訟で市民団体が支援し、問題を社会に提起し、学習会、情報交換などを定期的に行っている。アイヌを支援する市民による学習会などは社会運動であると同時にアイヌ民族を日本社会に知らせる情報源として社会教育活動を担い、国へも影響も及ぼしてきた。

2. アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会の見解

2007年に「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択され、日本政府もアイヌを先住民族と承認した。「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」が組織され、懇談会報告書では、アイヌ民族を北方地域に先住している民族としているだけで歴史的経緯や日本の政治的な支配を示す姿勢がなく、先住民族の意味を形骸化させてしまっている。

3. 日本型先住民族政策について

常本照樹によれば、アイヌは権利主体が明示できず、自治的民族組織がなく、さらには憲法上の制約から集団を権利主体と考えることができない。そこで日本型先住民族政策を提案して「回復すべき利益として規定されるのが文化」であるとしている（常本『アイヌ民族と教育政策』札幌大学附属総合研究所 2011）。アイヌ文化の復興・振興と国民への啓発をもって先住民族への重い責務に代えるものとしている。しかしそこには、国連先住民族宣言に示され、アイヌ民族が求める先住民族の権利の多くが除外されている。

4. 先住権を認めることはできないのか

現在アイヌ民族と国との間には、遺骨返還と鮭の自由捕獲の二つの大きな問題がある。両者は国連先住民族宣言に国家が尊重すべき先住民族の権利とされる。民族の宗教的伝統、習慣、儀式を实践する権利の尊重であったり、伝統的コタン共同体の持っていた自由な狩猟採集の権利である。これらは近代日本の憲法や法規が制定される以前から存在する先住民族の権利である（市川守弘『アイヌの法的地位と国の不正義』寿郎社 2019）。

まとめ

社会教育ではアイヌ民族の人々とともに協働し日本社会や政府に働きかけている。国民への理解を促進し、日本の守旧社会の価値観の転換が必要である。日本が共生社会を実現していくためには、マイノリティの先住民族の権利を受容し、その権利を熟考し一つずつ承認していくことが必要である。両者が対等な関係は築くためには、変わるべきはマジョリティ社会の考え方、あり方なのである。

モンゴル国遠隔集落住民の生活と生涯学習の課題 —スフバートル県ハルザン村の事例—

○Dagvadorj Adiyanyam（東北大学）、松本大（東北大学）

研究の背景

成人教育をめぐるグローバルな政策のなかにおいて、教育・学習は学校での教育に限定されないこと、特に成人は生活及び社会参画に必要な知識・技能・力量をむしろそれらを営む・参加するプロセスを経て獲得し、こうした学習を通して行動の主体となりえること、学習の効果を高めるために行政、各団体・組織、個人のパートナーシップが重要であることが再三指摘されてきた。

個々の国の教育政策においても限られた財政のなかで個人、異なる市民組織、行政が共通の目標に向かって情報・資源などを交換し連携しつつ互いの力量を高め合い、こうした協働の過程で〈学び〉がつくられることが成人の学びの効果を重層的に上げ、地域の課題を解決し、発展の持続性を維持するために重要であることが確認されてきた。

本調査研究の対象地域であるモンゴル国東部スフバートル（Sukhbaatar）県のハルザン（Khalzan）村には成人が学習する場の一つとしてコミュニティ・ラーニング・センター（CLC）が設置されている。このCLCは国家の教育制度の中に位置づけられる公的ノンフォーマル教育・生涯教育の活動拠点として機能している。

しかし、CLCのみでは必ずしも住民の学習ニーズを十分に把握し、適切な生涯教育サービスを提供しきれていない現実がある。特に地方のCLCは財政と人員の制約を中心とする課題を抱えている。

そして村自体も失業問題、教育や医療、職を

求めた住民の都会への流出、そうした就労年齢人口の流出に伴う地域発展の遅れなど多くの地域課題を抱えている。こうしたモンゴルの遠隔集落における住民の生活と生涯学習について、教育学の観点から分析した先行研究は見当たらない。

研究目的

まずはこの遠隔集落が置かれている地理的、社会経済的状況、住民の生活や労働について把握する。次にCLCが展開する教育活動と住民の生活を支えるそのほかの生涯学習や協働の仕組み、行政、各団体・組織、個人のパートナーシップの現況を明らかにする。そしてこれらを踏まえて住民の生涯学習の課題、こうした課題の解決におけるCLCとその他のアクターの役割について検討することが本報告の目的である。

研究方法

- ・モンゴル国教育庁職員へのインタビュー
- ・関連する政策文書、資料、文献のレビュー
- ・調査対象地域の村役場の役員、文化センター、図書館職員へのインタビュー、CLC教員へのインタビュー
- ・住民を対象にアンケート調査の項目を設定し、それに沿って聞き取り調査をそれぞれ実施した。調査は2023年8月に実施した。

研究結果

研究結果は、発表当日に報告する予定である。

遊牧民であるモンゴル民族には、妊娠期、出産期、乳幼児期、児童期といった成長の各段階において、多様な通過儀礼が存在する。例えば、臍帯に関する儀礼、初めての沐浴、満月の祝い、命名の儀式、ゆりかごに入れる儀礼、一歳の祝い、ウルボー（断髪式（以下はウルボーと表現する））など、成長の節目に応じた儀礼が行われる。これらの中でウルボーはモンゴル民族の人生における三大儀礼の一つであるとされている。ウルボーとは、初めて子どもの髪を切る儀礼であり、子どもの健康を祈るために、「髪」という言葉を使用してはならず、それぞれの地域によって、「ダガハ」、「セイメグ」、「ウルボー」など子どもの髪を尊ぶような表現を使う¹⁾。

しかし、このような遊牧生活に基づいた通過儀礼は、都市化や定住化の進行によって変容しつつある。特に、都市部では核家族が進み、祖父母世代による伝承が難しくなったほか、学校教育が重視されることで、家庭内の儀礼や口承文化が軽視されている。それにより、通過儀礼が形式化される傾向が強まり、従来の意味を失いつつある。

こうした状況にもかかわらず、モンゴル民族における子育て習俗研究に関する学術的研究も限られている。モンゴル民族の教育研究の多くは学校教育や言語政策に集中しており、家庭や地域における非定型的教育についての研究が十分ではない。通過儀礼に関する研究も存在するが、その多くは民俗学的視点からの通過儀礼の実態を記録するにとどまり、教育学的視点から十分な

検討がされていない。

そこで本報告では、日本の子育て習俗研究から多くの示唆を得ながら、モンゴル民族の通過儀礼をやりつつある。

日本においても近代学校教育の限界が指摘され、そこから「産育」や生活文化に根ざした教育の再評価が進められてきたことであり、『産育と教育の社会史』では、学校教育だけでなく、生活集団における教育のあり方に注目してきた。そこでは、日常生活の中で行われる「習俗的教育」や「平凡教育」に注目し、学校教育とは異なる人間形成の過程を描かれている。

大田堯によると、民衆の生活世界に根ざした「習俗としての教育」に教育の本質——すなわち人間形成——を再構築することができるためである。特に、「一人前」や「しつけ」といった民衆的な教育概念の中には、これからの教育を構想するための重要な示唆が含まれている。また、庄司和晃も教育的本質を「世渡り法」を身につけることとしてとらえている。子育て習俗は単なる俗信ではなく「生きる」ことに必要な知恵や教育的実践としてとらえている…。

本要旨では概要のみを記す、詳細は当時の発表および配布資料にて提示する。

¹⁾ これらの詳細については、筆者の「中国内モンゴル自治区におけるモンゴル民族の子育て習俗研究の課題」『教育科学研究』第39号、11－19頁を参照。

少数民族留学生家庭の子どもの教育とアイデンティティの構築 —在日中国籍モンゴル族を事例に—

【課題】

母国においても言語的・文化的に少数派である中国の少数民族の人々は、日本に移住すると、さらに異文化環境に置かれている。そのため、日本社会に彼らの子どもたちのアイデンティティ形成に複雑な影響を及ぼしている。趙（2016）の研究では、北京・ソウル・東京に移住した朝鮮族を対象にし、移動する人々の教育と言語の関係が分析された。しかし、朝鮮語と異なりモンゴル語は将来的な実用性が限られるため、日本で育つモンゴル族の子どもたちにとって、モンゴル語の学習がどのような意味を持つのかは十分に研究されていない。

【目的】

本研究の目的は、在日中国籍モンゴル族家庭の子どもたちが、どのように言語・文化的アイデンティティを構築しているかを明らかにすることである。特に、文化・言語継承の場として位置づけられるモンゴル語教室に注目し、その運営形態や教育内容、保護者・子どもの参加状況などを考察する。これにより、多文化的背景を持つ子どもたちの育成における課題と可能性について探ることを目的とする。

【研究方法】

本研究では、東京都内のモンゴル語教室を対象に、筆者が2025の6月より複数回の参与観察を実施した。本稿では、観察と文献に基づく初期的な考察を提示する。

【考察】

本教室は、2019年に中国籍の元留学生によって設立され、月2回の頻度で開催さ

れている。授業内容は、モンゴル文字の読み書き、馬頭琴演奏、モンゴル舞踊の3分野から構成されており、参加者は約15名の児童とその保護者である。モンゴル語の教材には、内モンゴル自治区から持ち込まれた教材および教師自作の資料が用いられている。馬頭琴および舞踊の授業は専門講師を雇用して実施され、講師には謝金が支払われる。一方、モンゴル語授業は教室に所属する教師がボランティアとして担当している。初期段階の観察では、児童はモンゴル語授業への関心が比較的低い一方で、馬頭琴および舞踊の授業には積極的に参加する傾向が確認された。また、馬頭琴や踊りの授業では日本語を交えつつモンゴル語も使用されており、子どもたちは楽しみながら自然に言語に触れている様子が見られた。

【結果と展望】

本研究の初期的考察から、モンゴル語教室は在日中国籍モンゴル族の子どもたちにとって「もう一つの学びの場」として、民族的アイデンティティの形成に重要な役割を果たしている可能性が示唆された。一方で、週末のみの開講、参加継続の困難さ、言語能力の定着などの課題も存在する。今後は、家庭内外の言語使用や親の教育観、学校生活との関係についての調査を進める予定である。

本研究を通じて、多文化・多言語社会における少数民族家庭の教育的支援のあり方に対する具体的な示唆を得ることを目指す。

「余白」を過ごす若者にみるキャリア観とその変化

ー フォルケホイスコーレの若者たちの語りから ー

松永 圭世（元・九州大学大学院）

1. 背景と目的

本報告の目的は、キャリア形成において「標準」に基づく価値観が根深く残る中で、それに抗い、価値観を見つめ直そうとする若者たちの様相を描くことにある。

1960年代から日本で一般化した「標準的な移行」は1990年代のバブル崩壊を機に揺らぎ、若者のフリーター志向の高まりや失業率の悪化が問題視されるようになった。その動きのなかで若者自身の職業観・勤労観の不足に要因を求めて始まったのがキャリア教育である（中央教育審議会, 1999; 内閣府, 2003）。しかし、「標準的な移行」の揺らぎを背景に立ち上がったキャリア教育が「標準的な移行」に基づいてなされるという矛盾を孕んでいることは度々指摘されており（児美川, 2007 他）、本研究もこの矛盾に関心の起点がある。つまり、「標準的な移行」を代表とする「標準」を背景に持つキャリア教育によって若者のキャリア観が「標準」の枠の中に規定され、そのことが若者の生きづらさを生じさせてはいないか、という問いを根底に持つ。

実際、キャリア教育の望まざる帰結については先行研究でも指摘されている。本田（2009）はキャリア教育の推進がかえって若者の不安を増大させていると指摘し、その背景には「手段・方法を欠いた要請のみが突きつけられる」状況があるとする。さらに、若者を取り巻く社会では新自由主義的な価値観が強まり、若者たちはその価値観を内面化し努力の結果を自己責任の元に自らに責任帰属させ受容するようになった（浅野, 2015）。しかし、キャリア教育、そして社会までもが、確からしく思われる「標準」に若者を向かわせる力学を助長する中、それに抗う若者の姿が見られる。本報告はそのような若者たちの抵抗と葛藤を経た変容に焦点を当てる。

2. 対象と方法

本報告では若者たちの実態と変容を、デンマークの成人教育機関「フォルケホイスコーレ

（以下、FHS）」への留学を経験した日本人の若者の語りを通して見ていく。FHS への日本人留学生は近年増加の一途を辿り、2024年にはデンマーク人に次ぐ人数となった。その多くは休学中の大学生である。これまで多くの若者研究では、移行の困難さを抱える若者に焦点が当てられてきたが、本報告の対象は異なる。求められる努力をし、期待に応え続けてきた、所謂優等生でありながら、歩みを止めることを決意した若者たちに着目する。同調圧力や横並び意識が強い日本において、既存の環境や時間軸を離れることは並大抵のことではない。しかしながらも FHS を目指す背景にはそうせざるを得ない状況があり、現状に抗おうとする若者の実態を捉える鍵になるのではないだろうか。

このような仮説に基づき、デンマークでは FHS での参与観察と FHS の学生、教員、学習選択センター（Studievalg）所長へのインタビューを実施した。また、日本では帰国後の日本人留学生6名へのインタビューを実施し、主にそのデータを元に分析と考察を行った。

3. 分析と考察

上記の留学生へのインタビューを基に若者のキャリア観とその変化について分析と考察を行った。その際、「余白」をキーワードと捉えた。その理由として、「余白」は日本人留学生が FHS での経験を表す際に頻繁に聞かれる言葉であり、欧米の若者から耳にすることは少ない。この差異に加え、現状に対する違和感に関する言及と共に多義的に使われる傾向を受けて、日本の若者の現状や価値観を捉えるにあたり重要な鍵となると考えたためである。また、「標準」を志向してきた若者は、現状と対置して「余白」を捉えており、それは価値観の変容の過程において自己を理解し、違いや異質さを受容するために重要な役割を果たしているようにも思われる。これらの点を中心に、当日の報告を行う。

※参考文献は当日の配布資料で提示する

「本名を呼び名乗る実践」から考える在日外国人教育の課題
—中国籍モンゴル人への聞き取り調査を中心に—

ZHAO MEIRONG (趙梅榮) 東京都立大学大学院

1. 本報告の目的

本報告は、「本名を呼び名乗る実践」に注目し、在日中国籍モンゴル人への聞き取り調査を通じて、彼らが自身の名前をどのように名乗っているのか、また通称名を用いることでどのように自身のルーツを表現しているのかを明らかにすることを目的とする。さらに、そうした名のりの実践を通して見えてくる在日外国人教育における課題について考察する。

2. 問題の所在

日本社会における多民族・多文化共生が進むなかで、教育現場では外国にルーツを持つ子どもや若者の多様性が注目されるようになってきている。しかし、そのような議論のなかでしばしば見落とされているのが、「名前」に関わる問題である。外国にルーツを持つ人々の名前は、その発音や漢字表記のみをもって「中国人」「韓国人」などと一括りにされ、そこから差別や偏見につながる場合がある。

名前は単なる個人の識別手段ではなく、それぞれの文化的ルーツや家族とのつながり、さらにはその人の存在そのものを象徴する重要な要素である。とりわけ、外国にルーツを持つ人々にとって、本名をどのように名乗るか、あるいは通称名を用いるかといった選択は、自己表現や民族的アイデンティティの形成と深く関わっている。

3. 先行研究

この問題に取り組むにあたり、先行研究として、在日コリアンにおける「本名を呼び名乗る」実践や教育現場での通称名・通名使用の歴史的文脈がある（金一勉 1978；伊地知

1994）。また近年では、ベトナムやブラジル出身の子どもたちに関する学校教育実践研究においても、名前をめぐる経験や違和感が報告されている（ハタノ 2009；藪田 2013；長江 2023）。これらの先行研究は日本で暮らす子どもたちに焦点を当てていることである。しかし、中国籍モンゴル人のように、国籍と民族性が一致しない青年の名乗りについての議論は極めて少ない。なぜなら、日本において在日中国籍モンゴル人は見えにくい存在である。

4. 調査方法

本調査では、日本に暮らす中国籍モンゴル人を対象に、半構造化インタビューを実施した。対象者には留学生、社会人、子どもを持つ親などが含まれており、多様なライフステージにおける名前の名乗りの実態について聞き取りを実施した。

インタビューでは、以下のような問いを軸に語りを引き出した：(1) 現在どのような名前を使っているか、(2) 本名と通称名の使い分けがあるか、(3) 学校や職場などでどのように呼ばれているか、(4) それらに対してどのような感情・経験を持っているか、(5) 名前を通じて自身のルーツやアイデンティティをどのように表現しているか。

5. 結果

中国籍モンゴル人においては、本名よりもむしろカタカナの通称名を用いることで自身の出自やルーツを表現しようとする傾向がある。その背景には、在日中国籍モンゴル人の通称名を用いているのは母国での複雑な事情が彼らの名前の名乗りを左右していることが明らかになった。

インドネシアのCLCにおける起業学習による住民のエンパワーメント

東北大学大学院 井上広夢

1. 研究の目的

本研究は、インドネシアのコミュニティ学習センター（以下、CLC）にて展開される起業学習に着目する。特に、当初は所得の創出を主な目的としていた一方、次第に地域社会の主体として関わろうとする学習者が見られる CLC に注目する。

本研究では、そうした学習者の所得創出と地域社会への主体的参画の双方を包含して、エンパワーメントと捉える。そして、この学習者のエンパワーメントの要因や過程を明らかにする。

2. 研究の背景

インドネシアでは、貧困を理由にフォーマル教育を受けられない者へのノンフォーマル教育が長年実施されている。具体的には、識字教育や学位獲得を目的とした同等性教育が展開され、CLC は実施機関の一つとして重要な役割を果たしてきた。

近年では、こうした基礎教育の提供に加え、学習者の暮らしの基盤となる「生業」形成への支援の重要性が高い。特に中高年層など就労が困難な層を対象として起業支援への関心が高まっている。以上の背景のもと、CLC や職業訓練施設では、起業に必要なスキルや知識の獲得を目指す学習プログラムが構築、実施されている。

3. 問題意識

インドネシアを含む海外の成人教育学、特に起業学習を論じるものでは、主に起業に必要な知識やスキル、起業家としての「マインド」形成といった起業家精神の獲得が中心的課題とされてきた。これらは通常、所

得の創出をもたらす「エンパワーメント」とみなされてきた。

しかし、そもそも経済的側面への偏重は、貧困の再生産を構造的に温存するとして、開発学やエンパワーメント研究ではその限界が指摘されている。

4. 本研究の独自性と意義

本研究は、この限界に応答し、所得の創出だけでなく、地域社会への主体的参画をも含めてエンパワーメントとして捉える。そして、学習者のエンパワーメントに至る変容過程を解明する。事例として、西ジャワ州の CLC「an nur ibun」を取り上げる。同 CLC は、学習者間の協同的な学習を学習形態の基盤に位置づけた従来のインドネシアの起業学習には見られない特徴を有する。この学習を通じ、同 CLC では、エンパワーされる学習者が現れ、その形成過程がインドネシア国内で注目されている。

本研究はこの過程を、学習者と運営者の視点から分析し、起業学習が経済的な側面に留まらないエンパワーメント実践となり得ることを明らかにする点に独自性がある。

特に、成人教育学や開発学で論じられる起業学習では、学習者の経験に基づき、変容過程を分析する試みは十分に行われたとは言いがたい。よって、本研究は学習者の声を中心に据えた分析を行う。そして、起業学習におけるエンパワーメントの「経済的側面」と「地域社会への主体的参画」を接続し、かつ学習者の視点を踏まえた、より実践的な学習モデルの構築に資する知見を提示する。

倫理研修

「差別（的）発言／コンプライアンス・ガバナンス／学問表現の自由

―特定事案を振り返る―

石川智士（弁護士・埼玉中央法律事務所）

- 1 2023年9月8日、日本社会教育学会プロジェクト研究「多文化・多民族共生を目指す社会教育の挑戦」において、一会員の発言により、多文化・多民族共生のために必要なこととは「在日コリアンの立場から」と題する報告をしたA氏が精神的被害を受けるという事案（以下「特定事案」という。）が発生した。

当職は、特定事案発生後に顧問弁護士に就任し、A氏との関係で学会の窓口としての対応に当たるとともに、検証委員会委員として検証委員会報告書作成に携わる等した者である。特定事案とこれに関する対応を振り返り、当職の対応等につき批判的検討をいただくことにより、今後の再発防止と学会の健全な運営及び発展に向けた論点整理の一助となれば幸いである。

- 2 主として以下の報告と検討を行いたい。

- (1) 特定事案の概要
- (2) 特定事案の主たる論点等
- (3) 特定事案に対する学会対応
- (4) 検証委員会報告書作成経緯
- (5) 検証委員会報告書の内容
- (6) 会則等改訂・新設について
- (7) その他

報告・発表要旨

第3日目 9月14日(日)

報告Ⅰ「モンゴル民族教育の視点からみる社会教育における多文化・多民族共生」

ハスゲレル(東京都立大学)

1 在日外国人の教育課題

社会教育における「民族」概念の欠落は、2023 年六月集会で「日本社会教育学会で多文化・多民族共生がどのように取り組まれてきたのか」でも課題になり、本プロジェクトの問題意識にもなっている。

1990 年入管法改正以降を中心に社会教育における研究を概観すると、年報『現代の人権と社会教育』(1990)の座談会において、小沢有作は戦後日本の社会教育が「単一民族社会イデオロギー」「単一民族国家観」の下で営まれ、マイノリティの問題を見落としてきたことを指摘している。また『多文化・民族共生社会と生涯学習』(1995)でも、多文化・多民族共生における民族的マイノリティ視点の研究蓄積の少なさが指摘されている。そこで多文化・多民族共生社会における社会教育は、個々の人間には人種、民族、性、社会階層、障害等に関わらず、固有の価値、即ち、人間として幸福を追求する権利を認めること。そこで学習の権利として、民族の母語や文化の組織化の必要性やマイノリティとマジョリティの対等な交流がなしには日本社会の豊さや未来は存在しないと主張されている。さらに『アイヌ民族・先住民族教育の現在』(2014)では、先住民族の権利としてアイヌ民族の自らの言語や文化を継承する教育権を訴えている。そこで、一盛真はマジョリティである「日本人」はアイデンティティを持つてはいるが、それが国籍上の日本人であり、日本国籍をもつ異なる民族の存在が欠落していると提起している。「国内植民地化」ともいわれている琉球やアイヌ民族の同化政策は、過去だけでなく、現代においてもさまざまな形で影響を与えている。

本報告では、在日中国籍モンゴル民族の視点から、社会教育における多文化・多民族共生の課題を明らかにする。日本においては、「モンゴル」といえば一般的に「モンゴル国」を連想し、「中国籍のモンゴル民族」が、民族的マイノリティである「モンゴル」として理解されにくい。その背景を理解し、より多様な民族や文化を尊重する社会の意識が高まることが、今後の課題の一つと言える。

2 中国籍モンゴル民族の来日経緯

中国籍モンゴル民族は、中国国内で 55 ある少数民族の一つであり、来日前から民族的アイデンティティをめぐる葛藤を抱える人が少なくない。1949 年の建国以降、憲法(1954)や教育法(1995)では、民族語や文化の発展の自由が明記された。それに伴い、1950 年以降はモンゴル語と漢語の両方に通じる「蒙漢兼通」のバイリンガル教育が実施されてきた。しかし、1978 年の改革開放以降、漢語や英語が重視され、2000 年頃には「モンゴル語無用論」が広がった。その結果、モンゴル語を話せない若者が増加し、民族語と文化の存続が危機的状況に陥った。さらに 2020 年には、内モンゴル自治区で大規模な民族教育改革が行われ、事実上、母語教育から完全に漢語教育へ移行した。モンゴル語は一科目として残されたものの、生活や学習の場で使用される機会は激減し、子ども、教師、家庭への影響は大きい。

こうした背景から、民族語や文化が十分に保障されない環境を離れ、日本に渡るモンゴル民族が増加した。来日は、日中国交正常化(1972 年)を契機に 1970 年代後半から 1980 年代にかけて始まり、この時期は主に国費留学生が中心であった。その後、1990 年の入管法改正を転機として来日者数は急増し、留学・就労・家族滞在など多様な在留資格を持つモンゴル民族が日本各地で定住するようになった。本報告では、特に 1990 年の入管法改正以降に来日し、日本国内で長期的に定住している中国籍モンゴル民族を主な分析対象とする。

3 中国籍モンゴル民族の来日以降の葛藤や不安

2024 年末の統計によると、在留外国人は 376 万人と過去最高を記録し、その中で中国人が 87 万人と最も多い。しかし、これらの数字は「国籍」ベースで集計されているため、「民族」といった多

様性が見えにくくなっている。

この不可視化な存在は、今日に始まったことでなく、アイヌ民族や在日韓国・朝鮮人への同化政策がある。周知の通り、創氏改名は多くの在日韓国・朝鮮人にとって深いトラウマを生んでおり、名前がその人のアイデンティティや歴史を象徴するため、創氏改名によって彼らの民族アイデンティティが奪われた。戦後、創氏改名は無効となり、その後、日本社会で偏見や差別の回避や社会的適応のために、通名(日本名)を使うようになった。これによって、日本社会で在日韓国・朝鮮人がみえない存在にされ、その影響が今なお続いている。

ここでは、在日中国籍モンゴル民族の名前表記をめぐる親の葛藤に焦点を当てる。名前表記を通して浮かび上がるのは、「国籍」と「民族」間における自己認識のゆらぎである。その中には、戦略的に通名を使用する選択や、あえてモンゴル民族としての要素を表出する姿勢もみられる。

こうした葛藤は、来日以前から存在していた民族的アイデンティティの葛藤を背景としている。来日後には、異文化環境における生活を通じて民族アイデンティティが再構築される一方、排除的傾向を持つ日本社会や学校文化の中での不安が加わる。また、モンゴル・中国・日本という三つの異なる言語や文化との経験が、自己認識の多様性をさらに揺らがせる要因となっている。

日本社会は、表向きには個人のアイデンティティ表現の自由を認めているが、同時に同調圧力が存在し、結果的に日本的な名前表記や社会的適応を余儀なくされる。本事例は、日本社会における民族名の受容の限界と、民族的マイノリティが直面する現実を浮き彫りにしている。

4 民族的マイノリティからみる社会教育の多文化・多民族共生教育の課題

今後の課題として、「多文化・多民族を理解し尊重する意識の向上」や、「民族の母語や文化を守る教育権の確保」「異なる民族間の対等な交流」があげられる。これらを実現するために、社会教育の場や政策の中で、より多角的な視点を取り入れることが必要である。

在日、外国人はそれぞれコミュニティを形成しているが、それがほとんど当事者のみの活動にとどまっている。社会教育施設では、日本語教室は数多く設置されているが、多様な民族や文化交流は少ない。

2023 年六月集会で提示された課題と論点の中には、「共生社会をめざす際、マイノリティだけでなくマジョリティにどのようにアプローチするか」という視点が欠けていると指摘した。だが、共生社会を考えると、マイノリティとマジョリティを二項対立的にとらえるのではなく、両者がともに成長し、理解を深めるための「相互の学び」こそが最も重要であると考えられる。

SNS や生成 AI の進化によって、情報の取得やコミュニケーションは格段に便利になった。しかしその一方で、対面での交流は希薄化し、多文化・多民族共生の進展よりも「分断」の兆しがみえる場面もある。外国人はそれぞれの SNS コミュニティに閉じこもり、直接的な交流を避ける傾向があり、一方で大学の授業では「外国人は税金を払っていないから教育を保障する必要はない」といった偏見がみられる。こうした現象は、相互理解の不足に根ざしている。だからこそ、今こそ多文化・多民族間の交流、理解、そして共に学び合う姿勢の重要性を再確認する必要がある。

参考文献

伊地知紀子(1994)「在日朝鮮人の名前」明石書店。

トクタホ(2007)「少数民族留学生の民族的アイデンティティの変容と教育―中国国籍モンゴル人留学生への調査を通して」『日本学習社会学会年報』第 3 号、pp. 58-67。

日本社会教育学会編、日本の社会教育第 34 集(1990)『現代的人権と社会教育』東洋館出版社。

日本社会教育学会編、日本の社会教育第 39 集(1995)『多文化・民族共生社会と生涯学習』東洋館出版社。

日本社会教育学会編、日本の社会教育第 58 集(2014)『アイヌ民族・先住民族教育の現在』東洋館出版社。

宋基燦(2012)『「語られないもの」としての朝鮮学校―在日民族教育とアイデンティティ・ポリティクス』岩波書店。

「人権」を軸とした多文化・多民族共生と社会教育—識字・日本語教育の視点から

京都女子大学 岩槻知也

1. はじめに

多文化・多民族共生社会の実現にとって「人権」の問題は、いわば前提条件のようなものであるが、残念ながら現在は、国内外において排外主義的な政策や言説が注目され、そのような前提条件自体を軽視する風潮が強まってきているように思われる。また日本では、国家レベルの政策においても、未だに定住する外国人を「移民」として位置づけず、あくまでも「労働力を提供する人材」という形でのみ受け入れることに終始している。その結果、例えば技能実習生に対する低賃金・長時間労働の強制や暴力・ハラスメント、労災の放置等、彼・彼女らへの深刻な人権侵害事象が後を絶たない(柏崎、2023)。以上のような憂慮すべき現状に鑑み、本報告では、改めて「人権」を軸とする多文化・多民族共生の重要性を確認するとともに、その実現に資する社会教育の可能性について、筆者がこれまで研究の対象としてきた識字・日本語教育の視点から検討を加えてみたい。

「人権」を軸とした多文化・多民族共生に向けた社会教育の重要性については、既に1995年発行の学会年報『多文化・民族共生社会と生涯学習』においても強調されている。特に朝倉(1995)は、民主主義的文化的多元主義に基づく多文化教育としての社会教育の課題を、①人権に関する学習の組織化、②異なった民族・文化に関する学習の組織化、③異なる民族・文化集団間の交流機会の組織化、④社会教育計画、学級・講座等の多文化的視点からの見直し、⑤言語権利としての母語学習の組織化、⑥主流言語としての日本語学習の組織化、⑦アフターマティブ・アクションを視野に入れた社会教育、の7点に整理しているが、これらの課題は、いずれも現在に通じる重要な内容を含んでいると考えられる。

2. 識字教育の源流—被差別部落の識字運動

上記論文の中で、朝倉は「最も差し迫った課題」として、先の7点のうちの①及び⑥を挙げているが、これら2つの課題と密接に関わるのが識字・日本語教育の実践である(②・③・⑤とも関わる可能性が高い)。日本における識字教育の源流とされる被差別部落の識字運動は、貧困や差別のために義務教育を十分に受けることができなかった被差別部落住民が基礎的な識字能力の獲得をめざす運動で、1960年初頭に福岡県で開始された。「部落差別と差別教育によって奪われた文字は、奪い返さなければならない。文字を知らないのは決して恥ではない。文字を与えようとしてこなかった政治と社会とが、そのような教育こそが恥ずかしいのである(内山、1991)」…このような教育思想をベースとしながら、被差別部落の識字学級では、学習者の生活に必要な語彙、また実際によく使われている語彙を主たる教材として文字の学習が進められるとともに、その文字によって学習者自身が自らの生い立ち(生活史)を綴ることに重点が置かれた。それぞれの学習者が歩んできた人生を言葉や文字によって表現し、交流することによって、その人生経験の背景にある社会的な問題、すなわち部落差別の存在に学習者自身が気づいていく。学級で学ぶ過程で学習者は、支援者(その多くが学校教員)に対し「学校にも行けず、今ごろから『あいうえお』の学習をしなくてはならないことこそが差別ではないか。先生たちこそ差別教育をやってきたのだ」と主張できるようになったという(部落解放同盟福岡県川崎町連絡協議会、1976)。ここに至って支援者は、一方的に「教える」側に留まっていられなくなり、逆に学習者から「教えられる」立場に立たされることになる。このように識字教育においては、支援者の側が「部落差別の現実に学ぶ」、即ち学習者の生活史や学習者の置かれている状況に学ぶという姿勢に大きな価値が置かれてきた。

3. 識字教育の特徴—その対象・内容・方法

以上のような被差別部落の識字教育と同様の教育活動は、在日コリアン集住地区や簡易宿泊所街（ドヤ街）の識字教室、夜間中学、地域日本語教室等でも展開されてきた。ここでは、これらの識字教育活動に共通する特徴を、対象・内容・方法の3つの観点から整理する。まず「対象」については、その多くが日本社会におけるマイノリティに属しているということである。ネウストプニー（1982）は、このマイノリティを「異質集団」という語で表現し、その意味について次のように述べている…「社会の異質集団は、社会の『主流』と対立して存在している。…だれが主流で、だれが異質かは、権力の問題であり、簡単に数とか、価値で決まるものではない。…すなわち『近代社会』では、異質集団のメンバーは、主流の人間とは同じ権利をもたない。」また「内容」については、学習者の生活ニーズと密接に結びついた語彙の学習を行っているということである。学習者自身の仕事や日々の生活に必要な語彙などが主たる教材となるため、学習者はより自主的に、意欲的に学習に取り組むことができる。最後に「方法」に関しては、①学習者の生活史や思考、感情等の学習者自身による表現を尊重していること、また②学習者と支援者の相互交流や相互学習を重視していることが挙げられる。③の意義について、茂呂（1998）は「書くことを考えるとき、その過程に2つの方向を区別することができる。一方は、すでにわれわれの中で表現されたものを外へと送り出す方向である。他方は、自ら書いたものを自分で読んで、自分に知らしめていく、外から内へと向かう方向である」と述べる。また④の意義に関して、日本語の聴解・発話技能や読み書き技能については、支援者が学習者に「教える」という形を取るが、例えば人生経験や異なる文化の有様等の事柄については、逆に支援者が学習者から学ぶということも多いのである。

4. 「人権」を軸とした多文化・多民族共生に向けた社会教育の課題

上述の識字教育の特徴に照らせば、地域の日本語教室における支援者の多くは日本社会の「主流」に属していると言えるが、そのような状況に無自覚な日本語教育が行われるのなら、それは単に日本語の運用能力を「教え込む」だけの、学習者を抑圧する同化主義的な教育活動にもなりかねない。最後に、このような観点を踏まえつつ、近年の地域日本語教育や日本語教育推進法をめぐる動向、及び新自由主義的な政策がもたらす識字・日本語教育への影響等を概観することによって、「人権」を軸とした多文化・多民族共生に向けた社会教育の課題について検討を加えたい。

【参考文献】

- 朝倉征夫（1995）「多文化・多民族共生社会と社会教育の課題」、日本社会教育学会編『多文化・民族共生社会と生涯学習』東洋館出版社、25-38頁。
- 内山一雄（1991）「被差別部落の識字運動—その歴史と課題」、日本社会教育学会編『国際識字10年と日本の識字問題』東洋館出版社、49-62頁。
- 榎井 縁（2021）「同化主義を乗り越える地域日本語活動」、部落解放・人権研究所編『部落解放研究』第215号、107-129頁。
- 柏崎正憲（2023）「日本の『入国管理』体制—事実上の移民政策と制度化された人権侵害を問う」、経済理論学会編『季刊経済理論』60巻2号、桜井書店、6-20頁。
- ネウストプニー、J.V.（1982）『外国人とのコミュニケーション』岩波新書。
- 部落解放同盟福岡県川崎町連絡協議会（1976）『「あいうえお」からの解放運動』たいまつ社。
- 森 実（2021）「差別事象対応から識字・人権教育保障政策へ—新自由主義・大阪における課題を中心に」、部落解放・人権研究所編『部落解放研究』第215号、46-79頁。
- 茂呂雄二（1988）『なぜ人は書くのか』東京大学出版会。

「差別・ハラスメント事件」の現在と社会教育学研究の課題

野元弘幸（東京都立大学）

注意：ヘイト・クライムに関わる具体的な差別発言等の引用があります。心的負担を感じる場合もあるかもしれませんので、事前にお知らせいたします。

はじめに

＜「差別・ハラスメント事件」とは＞

本報告における「差別・ハラスメント事件」とは、2023年9月8-10日にオンラインで開催された日本社会教育学会（以下、学会）第70回研究大会のプロジェクト研究「多文化・多民族共生を目指す社会教育の挑戦」（以下、PJ）において、ヘイト・クライムと関する在日コリアンのゲスト（非会員）の報告に対して、学会会員が差別発言とハラスメント行為を行った事件を指す。ゲスト報告者は深く人格を傷つけられ、体調不良を起し、その場から退席せざるを得なかった。これは重大な人権侵害および学問研究に対する抑圧であり、差別・人権問題および学問・表現の自由の保障に取り組む社会教育学の学術団体で起きてはならない問題であった。

学会ではこの事件を「特定事案(20230908)」と命名し、「日本社会教育学会特定事案(20230908)検証委員会報告」（以下、検証委員会報告）を2025年3月から9月まで会員限定で公開しているが、「特定事案」という名付け自体に、学会の本事件への取り組みの閉鎖性が表れていると報告者は認識しており、本報告では被害者（および代理人弁護士）の指摘に沿った「差別・ハラスメント事件」と命名・表現することとした。

なお、本報告は、差別・ハラスメント事件から2年が経過したにもかかわらず、差別発言を行った会員が被害者に謝罪するに至っていないこと、「検証委員会報告」が学会員限定で開示されたとはいえ、学会長による謝罪文が公表されていないなど、依然として事件の全体像が学会員で共有されていないなど、問題解決が進んでいないことを被害者におわびすることから始めなくてはならないであろう。被害者は

現在でも2年前の事件のフラッシュバック等で苦しんでいるという。今日に至るまで、学会長の謝罪は受け入れつつも、納得のいく解決に至っていないことに対して、心からのお詫びを表明したい。

＜本報告における倫理的配慮＞

第一に、プライバシー保護の観点から在日コリアンの報告者および差別発言を行った会員の氏名、および司会者その他のPJ関係者、代理人弁護士については匿名とした。そのうえで報告者を「被害者」、発言者を「加害者」と表記する。差別・ハラスメント事件として認識する以上、「加害者」「被害者」というより関係性が明確となる表現が適切と考えた。

第二に、当日の発言等については、「検証委員会報告」および報告者の当日メモをもとに作成した。「検証委員会報告」は2025年1月27日から9月末日まで公開されているが、報告者は、学会によって禁じられているダウンロード等は行わずに、文書全体をメモで書き起こして忠実に再構成したものを活用している。ただし、本報告で「検証委員会報告」の一部を引用して提示するが、本研究大会に非会員が参加することは承知の上で、「会員外への提示・提供」には当たらないと判断した。

第三に、匿名とはいえ、こうした差別発言問題を対象として研究発表を行うにあたり、被害者とコミュニケーションをとりながら理解を得て、内容の確認を行いながら報告準備を行わなくてはならないと考える。昨年の研究大会での自由研究発表に際しての被害者代理人弁護士の承諾と助言をベースとしつつ、本報告の内容に関しても助言や意見を求める予定である。

1. 事件をめぐるこの1年間の経過概要

2024年9月の第71回研究大会自由研究発表で報告者が行った発表「社会教育学研究における差別に関する考察—第70回研究大会での差別発言問題を中心に—」(改訂版を資料として当日配布予定)で、事件の概要と2024年9月までの経過、学会としての対応の課題等を提示した。本報告では、その後の1年間の経過の概要を述べる。

(1)差別発言の核心についての認識

被害者代理人弁護士から「差別発言の核心はコリアンを「ゴキブリ」(以下、〇〇)と発言することを止めるな、「〇〇」と言わせるとの発言であり、「学会は何ら差別について理解されていないと受け止める」との厳しい指摘を受けて、学会は差別発言の核心に関する認識を改めた。

(2)学会長による謝罪の受け入れ

2025年3月に、学会長が被害者に直接会って謝罪する機会を得て、被害者から「謝罪を受け入れる」との発言があったことが、3月16日と3月21日の2回実施された「特定事案の取り組みの経緯に関する説明会」で学会長から報告があった。

(3)検証委員会報告の開示

被害者代理人弁護士との話し合いと承諾のもと、検証委員会報告が、2025年1月27日から9月末まで、会員限定開示されることとなった。8月8日現在で、141名の会員が閲覧登録を行っている。

(4)加害者の謝罪の拒否

加害者である会員は依然として自らの発言を差別発言やハラスメントと認めず、ゲスト報告者に対して謝罪せず、学会の面談の要請に対しても応じない状態が続いている。

2. 学会対応の課題

(1)PJ関係者の意見聴取

検証委員会報告は、PJ関係者がチャット段階で差別的チャットの書き込みを削除するよう要請した行為に関する記述がないなど、不十分な内容となっている。これは司会や介入したPJ関係者などへの聞き取りがまったく行われていないことに由来すると思われる。PJ関係者への聞

き取りが行われなくてはならない。

(2)情報公開と説明責任

検証委員会報告は会員の20%弱しか閲覧していない。その理由は学会が関連情報を広く公開していないところに原因があると考えられる。また、学会は改めて学会員全体に事件の経緯を報告し、再発防止に取り組まなくてはならない。

(3)加害会員の処分

被害者は加害会員の謝罪と学会による処分を求めているが、実現していない。学会は対面での話し合いを加害会員に求めているが、加害会員はこれに応じようとしない。差別・ハラスメント行為に関する処分は遡及してできないが、この間の行為は学会への社会的信頼を著しく損ねると同時に、研究活動への参加者に常に不安を与えるものであり、処分の理由となる。

3. 社会教育学研究における課題

(1)外国人・異文化・異民族排斥

一人の会員が起こした特異な事件ではなく、背景には近年の外国人や異文化、異民族排斥の社会的風潮があると考えられる。2025年7月20日投開票の参議院議員選挙の選挙運動においても、ヘイト・スピーチと思われる差別発言が極右政党の候補者から繰り返し発せられ、支持を得るという、これまでにない状況が見られた。

(2)社会の分断とファシズム研究

欧米における移民排斥運動と極右勢力の拡大は、政治における独裁と民主主義の危機を招きつつあるが、日本においても同様な状況が生まれており、社会の分断と対立が深化しつつある。外国人・異文化・異民族差別・排斥を一部の特異な現象とみるのではなく、ファシズムに続く、民主主義の根幹にかかわる課題であることを自覚し、ファシズム研究も社会教育学研究の重要な研究課題として位置づけるべきである。

(3)ヘイト・スピーチ理解と対応

ミクロ的には、ヘイト・スピーチの法的規制や「対抗的言論」との関係、ヘイト・スピーチへの即応的行動など、これまでにない研究課題が生じつつあり、学問的な検討が求められる。学会の研究大会で起きた事件を研究対象としてより深く探究することが求められる。

【報告1】労働とジェンダーをめぐる動向と学習の現状

池谷 美衣子（東海大学）

はじめに：6月集会を踏まえて

プロジェクト研究の2年目は、「2000年代から今日に至るまで、「標準的な」労働者像、そして実際の労働の場は、どのように変わったのか／変わっていないのか、それによって労働と生活とそれにかかわる学びは、どのように変わったのか／変わっていないのか」をめぐって、「労働・ケア・家族」の視点から考えることを目指している（「問題提起」「企画趣旨」@2025年6月集会）。6月集会での検討を経て、本大会企画では、より実践的な課題にそくして「労働を契機とした学習はいかに可能か」を深めたい。

この議論に資することを目的に、本報告では2000年代以降を対象に、まずは「標準的な」労働者像と現在の労働者の実像を比較し、次に「労働・ケア・家族」に関する研究と政策の動向から変化の方向をつかんだ上で、多様な人がともに働く公正な職場の実現に向けて社会教育に求められることを考えてみたい。

1. 「標準的な」労働者像と労働者の実像の乖離

労働の主体として標準化されてきたのは「男性」であるが、そこでの「男性」とは心身ともに「健康」で「障害がなく」、かつ家族への家事・介護・看護・介助などの世話を担うこと（ケア）を想定されない存在を意味する（「問題提起」）。

これに対し、現在の労働者の実像は、統計上以下のように示される（2024、概数）。

- ・就業者数は約6782万人、過去最多。
- ・就業者の半数近く（45.5%）が女性。
- ・就業者数のうち、非正規雇用は34.6%。
- ・女性就業者のうち、5割以上が非正規雇用。
- ・共働き世帯は1,300世帯、専業主婦世帯は508世帯（いずれも非農林業雇用）。
- ・就業者のうち65歳以上は13.5%、過去最多。
- ・民間企業における雇用障害者数は約677,400人、過去最多。

これらのデータから推測されるのは、純粹に「標準的な」労働者と言える者は実際には少数であり、労働者の実像と乖離しているというこ

とである。すなわち、実際の労働者は、それぞれに固有な生活（年齢や性別、障害・健康状態、国籍、学歴、適性・能力、家庭的責任、地域性などにより形成される日常）を引きずりながら、労働の場にやってくる。にもかかわらず、多くは実在しない労働者像が「標準的」とされ、それを核に労働の場が中心—周辺の関係で構成されているために、実際には労働者がそれぞれに様々なしわ寄せを被っている。

労働の場における中心—周辺の関係、正規雇用の内部にも見られるが、より大きくは正規／非正規の雇用構造に表れる。2000年代以降の「働き方の多様化」は正規／非正規雇用ともにそのありようを確かに多様にし、「標準的」な労働者を縮小したが、その労働者像は解体されず延命する方向に作用した。

正規であれ非正規であれ、また実際にその役割を担っているかとは無関係に、ケアを担う存在として想定されることは、労働の場では常に不利に働く。この前提が問い直されなければ、中心—周辺の関係で構成される労働の場において、女性労働者が周辺に位置づけられることから逃れることは困難である。

2. 社会構造の前提を問い直す：「労働・ケア・家族」をめぐる研究と政策の動向

ケアを担うこと、ケアを担う存在として想定されることが社会的不利益につながるのはなぜか。そのことはどう正当化されてきたのか。今日、ケアへの注目や議論の活性化が広い分野で見られるのは、それが既存の社会構造の前提を問い直すからであろう（岡野2024ほか）。

労働との関わりでは、フェミニスト経済学の展開が注目される。そこでは、人間のニーズの充足を核に据え、それを支えるアンペイドワークを起点に経済の全体を描き直し、アンペイドワークを削減するためのインフラの公共化やジェンダー平等に向けた労働政策が展望される。労働と生活を対立関係とみなさず、むしろその連関を積極的に捉えることが、労働の場のオル

タナティブを構想させている。

また、社会学では、太郎丸・丸山（2024）が21世紀の労働・貧困の研究動向を素描する中で、ジェンダーやケアという用語こそ用いられていないものの、「マルクス主義の衰退」の中で大文字の「労働者」を仮定することが「その内部の少数者の利害や意見、生活の抑圧につながる」場合があることが反省され、「労働者内部の多様性」が着目され、取り上げられる労働のタイプやテーマも多様化したとする。

政策面では、女性や高齢者、障害者の労働参加推進と合わせて、「標準的な」労働者像と労働者の実像の乖離を是正しようとする具体的な政策が打たれている（男女間賃金格差、男性の育児休暇取得促進、ハラスメント対策の義務化など）。

以上より、労働の場はそれを維持するためにも「標準的な」労働者を前提とする構造を組み替える必要に迫られている。組み替えた先の社会設計は必ずしもクリアではなく、日本の特殊性とされる非正規雇用が大きな課題であるものの、その克服も含めて「19世紀の工業化以来、長く続いてきた男性（ケア負担なし）中心の働き方、業務の進め方、組織文化・慣行・行動様式の中に、ケアを組み込むという歴史的な変革」の最中にある（田中 2025）。

3. 社会教育の課題：多様な人がともに働く公正な職場の実現に向けて

このなかで、改めて、労働を契機とした学習はいかに可能か。多様な人がともに働く公正な職場の実現に向けて、4点の課題を提起する。

①働くことの意味、働きがいの議論

2000年代以降に進んだ労働環境の劣化は働くことそのものへの疑義を増し、働きがいをめぐる議論を困難にしてきた。また、労働と能力や選別が強く結びつけられてきたがゆえに、すべての人に労働の機会が保障されるべきという価値にも疑いが向けられてきた。しかし、人生において労働はその時々には多様な意味をもつ。実際の労働参加が広がる中で、苦役や搾取だけでない働きがいをめぐる議論を再び始める必要がある。そこでは、労働の社会的機能（参加・承認・協働）が注目される。

②男性問題としての「労働・ケア・家族」

労働の場の変革過程ではさまざまな痛みや抵抗が生まれるが、とりわけ労働を中心に担うべきとされてきた男性にとって、その変化は剥奪感をもたらす。自らの特権性や力関係をどのように学びほぐすか、男性自身がケアや労働をどのように捉え直すかは、切実な学習課題である。

③個人的なものを社会に結ぶ方法の拡張

共同学習や集団的エンパワメントの重要性は今後も疑い得ない。一方で、労働の場の変化は状況を共有する人たちが集うことを困難にし、つながること自体の階層差も指摘される。この状況を踏まえると、集団的エンパワメントがどこまでの広がりを持ちうるかは未知であり、集団以前の個別のつながりや働きかけがより重要になってくる。たとえばそれは、さまざまな相談対応やソーシャルワークの中で職員が関わって実践されるものになりうる。男女共同参画などで蓄積されてきた知見に学ぶ必要がある。

④地域社会と経営者の学び・経営者を含む学び

2000年代以降、学校は労働を相対化して捉える場として様々な教育実践を生み出してきた。地域コミュニティもまた、労働をさまざまな立場から考える公共的な学びの空間としての可能性をもつ。その際に着目されるのが、社会教育学では必ずしも積極的に位置づけられてこなかった経営者、とりわけ地域に根ざす中小企業経営者である。たとえば、中小の製造業経営者が多く参加する労働NPOでは、働きにくさを抱える人の支援、それを受け入れる企業への支援、全従業員を対象にした研修講座の企画実践などが取り組みられ、過労死防止シンポジウムに経営者が登壇する例も出てきている。

労働の場に持ち込まれる生活が人それぞれであり、その差異が同等に尊重されるなら、たとえば労働契約や労務管理は一層の個人化が進むだろう。それは労働者の連帯を不可能にするわけではなく、連帯のポイントを更新してより普遍的な労働の価値を見出すものになるはずだ。

【引用文献】

五郎丸博・丸山里美（2024）「OVERVIEW2000年代以降の労働・貧困の社会学」『労働・貧困（岩波講座社会学6）』岩波書店。
岡野八代（2024）『ケアの倫理』岩波書店。
長田華子・金井郁・古沢紀代子（2023）『フェミニスト経済学』有斐閣。
田中洋子（2025）「どうしたら男女賃金格差は縮まるのか」社会政策学会第150回春季大会共通論議@東京都立大学。

九州地方の教育と仕事におけるジェンダー格差

中島ゆり（長崎大学）

1. はじめに

本報告は九州地方7県の教育と仕事の状況について概観し、地域間格差とジェンダー格差を中心とした現状の課題とその解決策について検討する上での基礎的資料を提供する。

日本における教育機会および職業機会の地域差は多くの研究によって指摘されており、地域間格差が問題となっている（cf. 遠藤 2022; 朴澤 2016; 労働政策研究・研修機構 2015; 上山 2012）。東京一極集中は政策上の課題であり、国は地方（とくに地元）に住むことを推進している（内閣府 2014）。しかし、地方といっても場所によって機会構造も文化も異なり、それぞれの場所にどのような課題があるかを検討するためにはまずはその地域について知る必要がある。本報告では九州地方7県の機会構造についてマクロデータを用いて確認していく。

九州地方は福岡県とそれ以外の6県で人口も教育の状況も大きく異なる。2020年、福岡県の人口は510万人で、全国的には東京、神奈川、大阪、愛知、埼玉、千葉、兵庫に続いて8番目に人口の多い県である。それに対し、九州の他の県で次に人口が多いのは熊本で171万人、その次は鹿児島県の155万人と福岡との差が大きい。同年の15～64歳の生産人口を見ると、東京は全国でも突出して高く66%、福岡を含む上記の他の都市部では60%程度である。それに対し、九州の他の県では54～56%と低く、全国的に見ても高知、山口に続き、低い割合である。

2. 教育機会と大学進学率

令和6年学校基本調査によると、東京都では男女ともに7割以上が大学進学するのに対し、福岡以外の九州では大学進学率が全国でも低い。福岡出身者の大学進学率は男女ともに5割以上であるが、他の県は5割を下回っており、とくに鹿児島は男性が40.5%、女性は36.1%と日本で最も低い。男女差は大分と鹿児島で大きく、

大分では4.8ポイント、鹿児島では4.5ポイント多く男性の方が大学に進学している。とはいえ、2000年から2024年の推移を見ると大学進学率は男女ともに高まってきており、とくに女性の増加率が高い。男性は10ポイントの増加だが、女性だと20ポイントほど増えている。

大学進学率の差は各県の四年制大学の数にも関係しているものと考えられる。2024年に東京都には大学が145校があるのに対し、福岡34校、熊本9校、長崎8校、宮崎7校、鹿児島6校、大分5校、佐賀2校と相対的に少ない。

他方、2000年と比べると女性の短大進学率は顕著に低下してきており、鹿児島で8.4ポイント、福岡、佐賀、長崎で8.3ポイント低下している。2024年に女性の短大進学率が10%を超えているのは鹿児島と大分の2県である。

3. 労働市場の状況と労働力率

九州の産業構成について見ると、第一次産業については福岡以外で全国平均（3.2%）よりも高く、とくに宮崎は9.8%と高い。第二次産業については佐賀と大分でその比率がやや高めであり、福岡、長崎、鹿児島で低めである。第三次産業については全国平均と同様、いずれの県でも7割程度だが、福岡と長崎でやや高く、佐賀で低めである。

労働力率について見ると、男性は全国平均と変わらないが、女性は福岡が全国平均と同様、その他の県では全国平均よりも高い。とくに佐賀、熊本、宮崎の30～44歳、45～59歳の労働力率は85%前後であり、8割弱の全国平均よりも顕著に高くなっている。

完全失業率について見ると、福岡は男女ともに全国平均や九州の他の県よりも高い。九州の中でもっとも低いのは佐賀県である。男女差を見ると、1980年から2020年にかけていずれの年も男性の方が女性よりも高い。

雇用形態を見ると、東京（男性64.7%、女性

49.1%) に比べ、男女ともに正規の職員・従業員の比率が低い。男性は全国平均よりも低く、とくに熊本は 59.2%である。女性は全国平均(41.9%)と同程度だが、鹿児島は 39.6%ととくに低くなっている。令和 4 年就業構造基本調査によると、非正規の職員・従業員に就いている理由は男女で大きく異なる。熊本、佐賀、福岡では「家事・育児・介護等と両立しやすいから」を主要な理由として挙げている割合が女性で高く、東京や全国平均よりも差が大きい。

令和 6 年賃金構造基本調査で所定内給与額を見ると、男女ともに全国平均(男性 36.3 万円、女性 27.5 万円)よりも低い。九州の中で一番高いのは福岡で男性 34.1 万円、女性 25.5 万円、一番低いのは宮崎で男性 28.8 万円、女性 22.5 万円と差が見られた。

高卒就職者数は 2000 年から 2024 年にかけて、いずれの県でも減ってきている。人口の差もあり、福岡では男性で 4000 人弱、女性は 2000 人程度だが、次に人数の多い鹿児島でも男性で 2000 人、女性で 1100 人程度である。ただ、高卒就職率で見ると福岡では男性で 20%、女性で 10%強であるのに対し、他県では男性で 30%、女性で 20%程度と 10 ポイントほど高い。この期間に女性のみ就職率が低下しており、とくに佐賀と宮崎で 8 ポイントも下がっている。

4. 進学・就職時の地域移動

一般に大学進学時に東京などの大都市圏に若者が移動するというイメージがあるが、実際のところ、2000 年から 2024 年にかけて九州出身者の東京圏の大学への進学率は 8~17%程度にとどまり、地元県の大学への進学率が男性は熊本と鹿児島以外で増加、女性は鹿児島以外で増加している。2024 年、福岡と熊本では男女ともに地元県内の大学を選んだ割合が最も高く、福岡の男性は 63.0%、女性 69.1%、熊本の男性 43.2%、女性 51.7%である。佐賀、大分、宮崎では地元県を除く九州地域の大学への進学割合が高い。とくに佐賀では 5 割強と高く、大分と宮崎も 4 割程度である。長崎は他県とは違い男女で傾向が異なる。男性は九州地域の割合が 38.5%と一番高いが、女性は長崎県内の進学割

合が 42.7%と最も高い。鹿児島は男女ともに県内の大学とそれ以外の九州地域の大学に進学した割合が拮抗している。また東京圏への進学率は他県よりも高く、男女ともに 15%以上である。東京圏への進学の男女差は小さくなってきている。それに対し、地元県の大学への進学率は長崎で 2000 年以降 20~25 ポイント女性の方が高かったが、2024 年には 15 ポイント弱となり、男女差は徐々に小さくなってきている。地元県を除く九州地域内での進学率は男女ともに大きな変化はないが、宮崎では男女ともに、大分では女性で増加している。地元県の大学進学率と同様、長崎では男女差が大きかったが、これも徐々に小さくなってきている。

先に見たように、高卒就職者数は福岡が圧倒的に多いが、県外の就職者数は男性は鹿児島、女性は長崎と鹿児島で多かった。ただし、2024 年には地域間の違いは小さくなってきている。県外就職率で見ると、男女ともに福岡と大分でその割合が低い。男性は 2000 年には熊本も低かったが、2024 年になると福岡と大分以外の差が小さくなる。女性は 2000 年には長崎の県外就職率が最も高かったが、2024 年になると福岡以外の地域差が小さくなった。男女差は 2000 年には長崎ではほとんどなかったが、2024 年にはいずれの県でも 15%程度の差がある。

県外就職者の就職先を見ると、福岡の男性では東京圏の比率が圧倒的に高いが、女性では福岡以外の九州地方と東京圏が拮抗している。佐賀、長崎、大分では男女ともに福岡の比率が 4 割程度と高い。これらの県では女性の方が東京圏へ出ている。熊本、宮崎、鹿児島では男女ともに福岡と東京圏が拮抗している。熊本では女性の方が東京圏に出る割合が高く、男性は愛知の割合が高い。宮崎の女性では福岡と宮崎以外の九州地方の割合が男性よりも高い。

5. 課題

教育と高卒就職については九州の各県の男女差は徐々に小さくなってきているが、労働力率、雇用形態、給与額を見ると男女で差が大きい。また、全国平均や東京と比べ、性別役割分業の存在を推測できる県もあった。

社会教育職員に埋め込まれたジェンダー問題 ―非正規雇用専門職者の視点から―

廣森直子（大阪信愛学院大学）

1. 問題設定

本報告では、社会教育実践における重要なアクターである社会教育職員（特に非正規職員）の労働者としての側面に焦点を当てる。

ケアの視点から労働の課題を考えると、家事・育児・介護などのケア労働の負担が女性に偏っている日本社会において、女性は非正規型の雇用に強く誘導されてきた。出産育児期に離職し非正規雇用に就く中断再就職型のキャリアは女性に典型的なものとされ、労働力率が上がってきた最近でも正規雇用比率は20代後半をピークに下がるL字型をえがく。未婚者においても有配偶女性よりも30代以降のカーブは緩やかだがL字カーブがみられる¹。

日本の公務員数は先進国では最低水準で、公共部門が女性を雇うことで女性の社会進出を後押しする政策も取られず²、1980年代以降の新自由主義の行政改革により非正規化と民間化が進んだ。社会教育の職場も同様であり非正規職員は女性が多い。特に、2020年度からは会計年度任用職員制度が導入され、待遇の低下や雇用不安が増した人も多い。なぜ女性が多くを占める職が非正規化し低待遇や雇用不安が続くのか。

ケアの視点から社会教育研究・実践を考えると、非正規の社会教育職員を取り巻くジェンダー問題をとらえる必要がある。その課題をとらえる学習を展望することが本報告の目的である。

2. 社会教育の専門職制度

社会教育の専門職である「社会教育主事」は、大学・短大や講習による養成によって取得される任用資格だが、自治体から発令されなければ

名乗れない。職名として「公民館主事」や「社会教育指導員」などの「非常勤」や「嘱託」の職員が働いてきた。2020年度からはじまった「社会教育士」制度により、発令されていなくても名乗れる「称号」ができたが、社会教育の専門職としての待遇の位置づけは未知数である。

3. 公務非正規専門職女性の語りから

2023年4月から2024年5月に行った公務非正規専門職女性（5職種25人）へのインタビュー調査から、社会教育施設職員5人（40代2人、50代2人、60代1人）に注目する³。彼女たちは「公民館専門員」「公民館主事」「社会教育指導員」などの職名で会計年度任用職員として働き、勤続年数は6年3ヵ月～20年で、勤務時間は週29～35時間で、年収は240～330万円であった。

○キャリアパターン：配偶者あり4人、独身が1人であった。他の職業や結婚出産を経て、社会教育に参入した人と、大学を出て新卒で社会教育の現場で働いてきた人がいた。

○年収の低さ：自らは「配偶者がいるから生活していける」と語られ、「お金の安さ」ゆえに若い人に勧められないという。昇給は4人は「なし」だが「あり」の1人は「全体の組合ががんばってくれて」30年目までの給与表があるという。また、現在の給与では仕事に関する自己研鑽の費用も「持ち出し」になっており、専門職としての待遇とはいえず、正規職員と同じ給与であってもおかしくないという人もいる。

○勤務時間の短さによる働きにくさ：専門職としての業務量に比して勤務時間が短いため、自分が知らない間に「いろいろなことが決まって」いくが情報共有は十分ではない。加えて、「サービス残業」するなどのやりがい搾取になりがち

¹ 内閣府男女共同参画局「L字カーブの解消に向けて①」2023年3月8日

https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/keika/ku_kanshi/siryo/pdf/ka22-1.pdf

² 前田健太郎『市民を雇わない国家』東京大学出版会2014

³ 廣森直子、小河洋子「公務非正規専門職女性の職場環境と雇用条件―社会教育施設職員の労働者としての側面に注目して―」『大阪信愛学院大学紀要』3、91-101、2025

で、行事で「10 時間越え」になっても超過勤務にはならず、「別のところに付け」るなどの「変な偽造」をさせられている。

○労働条件の背後にあるジェンダー観：会計年度任用職員の導入時に教育委員会にいた人は、「公民館主事は大体主婦がパート感覚で来る感じだから、逆にフルタイムだったら人が集まらない」と判断されパートタイムになってしまったという。それゆえ「パート感覚」で来る人との温度差が生じやすく「仲間」になりづらい。

○専門職として育てられない職場：「パート感覚」で来る人も社会教育実践の現場で「人が変わっていく、地域が変わっていく様子を感じることができなければ職員として育ていけない。「社会教育の必要性」が浸透していないため「研修も希薄化」し、職員が育たなくなり、「社会教育の機能がなくなっていく」悪循環になる。

○失われていく社会教育：正規職の社会教育主事がいなくなりつつある自治体で働く人は、「ボロボロというよりかは、もうなくしてしまおうと思ってるんじゃないか」という。今の職場が数年後には「単なる貸し館になってしまう」ことが決定され「条例がもうなくなる」と聞いているが、自分たちの職がどうなるかも知らされず、「もう私たちは捨てられた」という。

○社会教育の担い手として：現在の待遇で若い世代がこの仕事に就いてくれないと危惧されるが、「社会教育の活動の担い手」は必要であり、「何らかの形」で持続してほしいと願い、「社会教育士っていう形になった」ことで、社会教育施設に職員がいるというよりも「私たちみたいな役割を持つ人がいろんなところにいてもいいんじゃないか」という。

4.「社会教育職員として働く女性の声を聴く～非正規・地方・世代をテーマに～」企画から

社会教育実践の担い手としての職員（労働者）である彼女たちの声は私たちに届いているのか。

2025 年 5 月に、プロジェクト研究と科研 22K12646（代表：廣森）との共催企画「社会教育職員として働く女性の声を聴く～非正規・地方・世代をテーマに～」を持ち、非正規で働いた経験を持つ 2 人に報告していただいた。社

会教育学会における社会教育施設の職員問題研究や社会教育実践において、不可視化されてきた女性職員の声を聴き、その実情、問題意識を共有し、問題提起をめざすことを企画の目的としていた。当事者である報告者への配慮から公開研究会ではなく、開催周知範囲を科研とプロジェクト研究の関係者などに制限して行った。

報告者は、1980 年代に嘱託職員として入職し 2000 年代に正規職員になった A さんと、1990 年代に社会教育指導員として入職して 2 つの自治体で働いてきた B さんであり、それぞれの特徴と共通性が見いだされた。

報告者 2 人ともに社会教育の仕事に意義ややりがいもちつつ専門職として働き、労働組合に加入して活動されていたが、労働組合運動をめぐる経験は異なっていた。正規化を実現した労働組合では、約 40 年前から非正規職員の待遇改善運動に取り組んでおり、A さんは就職と同時に組合に加入して、よりよい仕事をするための学習会や自治研活動に参加し、公民館で働く嘱託職員の会をつくり、正規化に取り組まれた。B さんも組合活動を続けてきたが、正規職員や再任用の組合員との課題意識のずれがあり活動しづらさがある。

5. 小括

社会教育実践の担い手としての非正規職員は労働者としての声を出せず、出しても聴かれず静かに社会教育そのものが細っていく現場を支えている。彼女たちの声が不可視化されてきたことそのものが、非正規の社会教育職員に埋め込まれたジェンダー問題ではないか。

6. これからの課題

社会教育の担い手は、職員（労働者）と住民であろう。非正規職員は低待遇でボランティアに役割を担いつつ、その労働者性を主張しにくい状況に置かれてきた。そのこと自体が社会教育職員のジェンダー課題であったといえよう。社会教育職員におけるジェンダー問題について、歴史を踏まえての現状を、より詳細に解明していく必要がある。

（本研究は科研費 22K12646 の助成を受けました）

日本社会教育学会 第72回研究大会 報告・発表要旨集
2025年9月1日発行

【発行】日本社会教育学会事務局

〒189-0012 東京都東村山市萩山町2-6-10-1F

E-mail: jssace.office@gmail.com <http://www.jssace.jp/>

【会費等納入先】 ゆうちょ銀行 振替口座00150—1—87773（口座名:日本社会教育学会）
他金融機関からの振込用口座番号 〇一九(ゼロイチキュウ)店(019) 当座 0087773
